

ISSN0549-365X

日本經濟政策学会編

日本經濟における政府の役割

—日本經濟政策学会年報XXXIV—

1986



勁草書房

日本經濟政策学会編

日本經濟における政府の役割

—日本經濟政策学会年報XXXIV—

1986



勁草書房

本年度共通論題 『日本経済における政府の役割』

日本経済政策学会第四十二回大会は、「日本経済における政府の役割」の共通論題のもとで、日本大学において開催された。

このテーマは、同じ日本大学で開催された第二十回大会（昭和三十五年）の共通論題「現代日本経済における国家の役割」と同じものである。当時の日本経済は、戦後の復興期を経て、漸く高度成長軌道をはしり出した頃であり、日本経済の成長に対する信頼と絶えざる不況へのおそれとがないまぜになっていた頃であった。学会報告も、経済成長と経済計画・安定・国際収支・産業構造などの諸問題が中心であった。

以後、日本経済は、高度経済成長過程の中で、技術革新・近代化を果し、完全雇用を達成してきた。同時に、発生した公害に対する対応や社会福祉の整備も着実に行なわれてきた。その後、国際通貨調整、インフレーション、石油危機などの外的諸条件の変化を契機として、日本経済は調整安定期に入り、今日に至っている。

こうした日本経済の発展過程において、日本経済は見事な適応力をみせ、その時々の課題を処理してきたが、しかし、まだ十分という訳ではない。いくつかの考えるべき問題がある。

その一つは、日本経済における高い生産性とそこから生ずる高い对外競争力が国際収支の黒字を定着させ、したがって、对外経済摩擦をひき起し、失業の輸出、黒字国の責任が問われるようになつたことである。こうした状況は、日本経済の運営が、国内経済のみならず、对外経済への配慮をますます必要とするようになったことを意味している。すなわち、今や、日本経済は、いわゆる「小国モデル」の仮定は適切ではなくなり、「大国モデル」の仮定で考えていかなければならないのである。

こうした基本的視点に加えて、政策手段に対する制約もみられるようになってきた。金融政策については金融の自由化のもたらす帰趨がまだ明確でないことに加えて、財政政策における裁量の余地は非常に狭くなつてきている。すなわち、政府財政における債務の累積残高の蓄積と低成長による税収の伸び悩み、及び社会福祉の整備に伴う支出増が財政の硬直化を生

み出してきた。そのため、財政再建がとわれる中で、社会福祉の見直し論議が盛んになり、健康保険の一部負担制の導入や年金制度の統合がはじめられてきた。これは、来るべき高齢化社会に向けての一つの対応であるが、受益者負担を福祉にもちこむ試みもある。同時に、積年の課題である不公平税制の改革も避けることのできない課題になってきた。

他方、政府財政の再建と行政サービスの効率化から、行財政改革が日程にのぼり、公企業の一部民営化がすすむなかで、市場原理の利用による効率性の十分な保証のために、政府規制に対する緩和・自由化が要望してきた。これは、国内産業に対してものみならず、金融・貿易などについても行われている。これらのこととは、公共部門の再編成が進行しつつあることを物語るものであり、公的領域と私的領域をどこにひくかという問題を改めて考えなければならない時点に来ている。

一九八〇年代の前半をすぎた現在、一九八〇年代の経済政策の課題としての、対外経済協力・福祉と行財政改革、産業社会の再編成についてある種の方向づけが明らかになってきているようと思われる。こうしたことから、今後、ますます重要な政府の役割について改めて考察するよい機会であろう。本年度大会において、「日本経済における政府の役割」が共通論題にとられたのも以上の趣旨からにほかならない。

このような政府の役割を考えるために、第一に、戦後日本経済の軌跡を概観し、そのパフォーマンスに照らし合わせて、政府の政策がどのようなものであったかを回顧し、将来の指針を与えることが重要であろう。

第二に、政府財政の破綻から「小さな政府」への希求が、戦後確立した社会保障制度の変質をもたらすものであるかどうかが問わなければならないし、それはまた税制における変化と共に考慮される必要があろう。

第三に、経済の効率性からは、日本経済における私企業制のパフォーマンスはすぐれているが、さらに産業社会が高度技術社会を迎えて大きく変わろうとしているとき、政府の産業政策のあり方について考えてみる必要があろう。

本年度大会においては、以上の三点について専門家による報告、討論を行い、一九八〇年代後半に向けての経済政策の指針となることを期待している。

一九八五年五月

第四十二回全国大会共通論題プログラム委員会

目 次

本年度共通論題『日本経済における政府の役割』 ······ 第四十二回全国大会共通論題プログラム委員会 ······ 1
　　〈共通論題〉

経済政策と政府の役割 ······	内野達郎 ······ 7
コメント ······	尾上久雄 ······ 12
社会保障と財政 ······	藤田晴 ······ 14
コメント ······	丸尾直美 ······ 24
産業と政府の役割 ······	原豊 ······ 25
コメント ······	山澤逸平 ······ 32
総括 ······	加藤寛 ······ 34
専門部会 ······	鈴木淑夫 ······ 36
金融の自由化とその政策効果 ······	

コメント	小松憲治	45
総括・経済政策学からする金融再編成の basic 理念 —Deregulation か Reregulation か—	藤井 隆	47
経済政策主体の多様性について	尾上久雄	49
コメント	柏崎利之輔	59
総括	五井一雄	61
〈自由論題〉		
農業における政府の役割	寺田由永	63
ブキャナンの「小さな政府」論	谷口洋志	67
「増税なき財政再建」の再検討	鈴木 守	71
大規模小売業の出店活動の実証分析	細野助博	76
—出店規制の効果分析—		
政府規制緩和と競争政策	村上亨	81
—電気通信事業の自由化を中心として—		
競争政策の新視角	福宮賢一	85
—コンテストアビリティ理論を中心として—		
日本産業の海外進出と寡占的反応	三宅忠和	89
民生用電子機器における産業産業組織の国際的展開	西田 稔	93
—VTRのケースを中心として—		
南太平洋の経済発展	高橋良宣	97
沖縄県の失業と賃金構造について	本田重美	101
—労働供給関数によるアプローチ—		
防衛支出の拡大プロセスの研究	今井良夫	106
軍事支出の国際的相互依存分析	小坂弘行	109
「港湾問題」と港湾政策	北見俊郎	114
—部門政策論の形成をめぐり—		
土地の私的所有と土地利用の効率性	前川俊一	119
サービス産業の企業者像	庄林二三雄	124
—日本映画の場合—		
重化学優先的発展と經濟の自立化	大西高明	129
リサイクリングの經濟的意味	三藤利雄	137
日本における繊維競合の原理	宮坂正治	142
経済体制とイデオロギー	針野正樹	148
ユーロ型労働者自主管理經濟の理論と現実	竹下公視	152

マクロ安定化政策モデルの評価分析

伊藤幸雄 157

スタグフレーニョン過程における経済政策の有効性について 三輪俊和
藪田雅弘 162

公的年金の所得再分配効果 牛丸恒幸 166

期待形成と貨幣政策

——非ワルラシアンからの批判的検討——

〈書評〉

R・B・マッケンジー編『コンステイティューション・エコノミックス』 関谷登 174

D・カッセル編著『体制比較の経済政策論』 小林甲一 176

小宮隆太郎、奥村正寛、鈴木興太郎編『日本の産業政策』 新野幸次郎 178

足立正樹、丸谷治史編『多元社会の構造と病理』 伊東光晴 180

塩野谷祐一著『価値理念の構造』 大庭治夫 182

学会記事 184

学会紹介（英文）

〈共通論題〉

経済政策と政府の役割

内野達郎

（上智大学）

戦後の資本主義圏——混合経済体制をとる先進工業国グループのなかでも、日本は、経済活動に関する政府のかかわり合いが最も強い国とされてきた。そして発展途上国等が日本の政策における政府の役割の先例に見習うべき点が多いと評価する片方では、米国などでのよう日本株式会社論・官民一枚岩論に類した日本の経済政策や政府の役割を批判し、日本を特殊重扱いにする傾向も、まだまだ多い。

しかしながら、戦後わが国の市場経済に対する政府介入は、一本調子の強さを維持してきたわけではない。

- 全面的政府規制から本格自由化へ
- 時代区分別の基調概観

順序として、これを経済に対する政府規制に関する歴史的経過から概観していくこととする。

第一期は、経済政策ががんじがらめの政府規制によってスタートした終戦後の、昭和二三年までの時期であった。極度の生産力消失と縮小再生産、すさまじいハイパー・インフレのなかで、投入お

よび产出、消費と物価と資金、それに輸送部門にもわたって、全面的かつ強権的経済統制下におかれた。こうしたなかで経済復興への曙光を求めさせた政策が、有澤廣巳教授の提唱になる“傾斜生産”方式であった。

第二期は、価格補給金撤発と超均衡財政をテコとし、物資配給統制と価格統制が急速に撤収され、戦後最初の行革を伴ないながら、市場経済が復活に向った時期にあたる。しかし、市場経済の復活とはいっても国内取引面に限られ輸入や外國為替の面では相変らず厳重な政府統制がつづき、外貨割当てが実施され、日本はなおアワタルキー経済を温存した。そして、講和独立後は、経済自立を大義名分とし、租税特別措置や政策金融により重化学工業助成が推進され、国内の幼稚産業や農業などの保護育成のために、輸入統制が政策手段として利用された。

その一方で、輸出振興が毎年度の政策運営の最上位目標とされる状況が、四十年代の半ばころまでつづいた。

第三期は、昭和三四四年以降、四十年代前半にかけての輸入と資本の自由化の促進期にあたる。戦後のドル不足が解消するにつれ米

国のEC・日本に対する自由化のブレッシャーが強まり、日本にとつてもOECD加盟を果し先進国との仲間入りをするうえで、これらの自由化は最優先の対外政策とされた。国内で、これらの自由化促進への危機感は小さくなかったが、企業は生存をかけて設備と経営の近代化に没頭し、それが“投資が投資を呼ぶ”プロセスを通じマクロ的な高度成長を促した効果は大であった。片や自由化は石油を始め安い輸入原材料取得を可能とし、企業の近代化効果と相まって、鉄鋼や加工型製造業を中心とする著しい日本の国際競争力強化を招来することになったのである。

第四期 の高度成長末期としての四十年代半ばは、政策における政府の役割に新たな波紋が加わった時期であった。公害現象多発化と住民紛争や大企業非難が燃え上り、政府も“市場の失敗”を意識し環境規制に踏み出した。また、この時期は固定平価制最後の時代にあたり、円上げをめぐる諸種の悶着はいまだ記憶に新しいが、国際収支黒字激増を背景に日米摩擦が高まり、残存輸入制限の整理撤廃や関税率引下げなどの対外経済調整策がクローズ・アップされた。

第五期 は、第一次石油危機が起り、一大バニッシュと狂乱物価のもとで「石油緊急二法」が急ぎよ法活性化され、“官民協調論”が台頭した時期があつた。けれども、こうした政府統制強化の動きも一時的なものに終り、第二次石油危機にさいして、政府が市場価格への介入を避け、市場メカニズムと民間の自主的な石油節約にゆだねたことは、その後の新たな技術革新の展開や産業構造の自律的変革の経過に照らしても、賢明な政策選択であった。

第六期 は、五十年代半ばころから現在にかけての、かなり本格的なデ・レギュレーション展開の時代である。五五年末に外為法の大改正で対外資本取引は「原則自由・例外規制」に大転換を遂げ、資本の国際的取引は急激に大規模化し、また五九年の円・ドル委員会決定により金融の自由化と国際化が急速な勢いで進展している。そして、石油危機後の財政赤字急膨張と大量国債発行は、国内金利の自由化を促し、同時に、行政改革の進行とデ・レギュレーション、量質ともに“小さな政府”への進行をもたらしている。

二 チャレンジされる伝統的組織と 政治のアジェンダ

(1) キャッチ・アップと産業助成・政府規制からの転換

現在、日本が大きなチャレンジを受けているのは、強固で中央集権的な政府規制と幾多の行政指導などを中心とした、旧来の伝統的組織の改変のあり方である。

かえりみて、日本が西洋にキャッチ・アップするに至るまでの戦後の経済政策は、経済成長・産業発展・地域開発・実質所得上昇、国際競争力ならびに国際収支基盤の強化などにわたり、かなりの効果を發揮してきた。と同時に、政策が中央集権的で政府指導型の在来システムと連動することで、効率的だった点も否定できない。技術進歩率や付加価値生産性などの産業政策基準で、政府規制による重点的な技術導入が認可され、そして重点的な産業助成策が採られ、かつ外国資本の参入や保護育成産業内の競争が制限されていたため、自国内での政策効果はあがりやすく、投資が産む所得の海外流出が

少なかつたことが、高度成長に拍車をかけた。

けれども、こういったプロセスが無限軌道でつづくものではない。産業育成とキャッチ・アップの一巡し、米欧から攝取する模倣技術が希薄化し、自主創造的な技術開発が格段に要請され、成熟経済下の需要が多様化するにつれて、在來の政府規制の枠組みは民間経済主体にとり重荷化し、障害化していく。かつ、石油危機後の世界における情報・通信・金融にわたるネットワークが自由な拡大を指向するなかで、企業活動は著しくトランクスナショナル（超国家的）となり、旧来の権根行政に根を置いた狭い国益概念と政府規制を超えた発展を希求するに至る。そして、これだけ経済大國化した日本も、個々の産業の利害を超えたユニバーサル重視の国家へと転換する運命に身をおくことになる。

経済発展の段階がまだ低い途上国や、債務重圧に悩みながら経済がうまくいっていない国々にとって、これまでの日本の産業助成策や経済政策の先例が参考になる面も少なくはないであろう。しかし、新野教授のコメントのように、（こと日本自らについて）は、かつて“小国のモデル”が通用した時代と、世界の中での“大国のモデル”で考えなければならなくなっている現在とでは、とられるべき政府の役割と評価も、また、異ならざるをえない。

(2) デ・レギュレーションを促すものと阻むもの

こういった政策基調の変化に加えて、近年、より直接的にわが国のデ・レギュレーションを促しているものとして、つぎの内生的および外生的要因があげられる。

ば、輸入自動車、チユーリップ球根、医薬品、化粧品など、輸入相手国に煩鎖を強い、しごれを切らさせるような事例少なしとしなかつた。

今般の市場開放交渉においても、米国側からしきりに日本の“不透明性”が強調されている。これは鈴木幸夫氏からの質疑とも関連するが、不透明性とは、輸入品の基準・認証制度につき、官僚の個別の判断や行政指導に委ねられている面が多いことが非関税障壁となつていてから、これを排除して抜本的な輸入手続きの簡素化と迅速化をはかれ、ということである。基準・認証を、抜本的に改善しても、それだけで日本の経常黒字が目立つて圧縮されるのかは疑問であるが、高級身の回り品や、飲料品などの輸入商品のマージン率が国産商品に比べても著しく高い事実は、基本的に輸入が制限されているために競争が著しく不充分なことを、反映するものであろう、いずれにしても、国際経済摩擦の態様が、いよいよわが国経済社会の在来制度システムのあり方にふれて問題化するようになつたことは、確かである。

これまでのわが国の対外ならびに国内の行政許認可や行政指導が、なぜ多大なままでいたか。日本では何か不都合が生じると、国会やマスコミがあげて行政官庁の監督責任を追及したり、行政上の規制や指導を強める政策風土でありすぎる。行政官庁も各官僚集団の効用閑数を高めようと行動しタテ割りのセクショナリズムのなかでいつたん手に入れた既成権益を守らうとし、その規制が事態にマッチしなくなつても、下僚の“ことなれ主義”で前例を踏みはずさない運用を心がける。個々の官僚が開明性と英知を有していると仮定

してさえ、官僚集団としてのビューロクラシィは、行政組織や制度を改革する政策に対しては著しく消極的で保守的である。
政府規制は、対象産業を過保護化し活力を失わせ、資源のミス・アロケーションの弊害を濃化させている。自由化のなかで競争力を保護され国際面から遮断されることの多大であった日本の農業が、いかに無氣力化し弱体化し、国民の負担を重くさせているかは、日本の経済政策において反省るべき重要な一例である。

(3) 問い直される政府のアジェンダ

デ・レギュレーションや制度の改革は、政策手段や経済政策の一部であって、そのすべてではない。

しかしながら、日本の場合、現実にいつて誘導的経済政策における政府規制や財政補助金支出が非常に大きいことに注意深くあるべきである。それが大きすぎることは、安定成長下の日本経済の資源配分のミスを増加させ、民間の活力を阻害し、産業転換や適切な国際分業への道をはばむ結果となる。また、経済政策における政府の役割も、現に政府が営んでいるミクロ的行動への評価なしには論じられない。日本がいま直面しているのは、量的質的ともに肥大型の行政国家を経済性の面から洗い直すことであり、行政改革とは、官僚の効用閑数により非整合的になりすぎているタテ割り行政を総合化し、あわせて中央集権制の弊害を払しょくし、政府と民間、中央と地方の役割分担を正し、日本全体の資源配分を適切化していくことでなければならない。歴史上、経済政策のなかでの制度改革の

必要性がクローズ・アップされたことは滅多になかった。そうした意味でも、現在はわが国経済政策の一大転機である。

同時に、デ・レギュレーションや制度改革に限らず、政府のなすべきアジェンダとしては、均衡のとれた内外経済発展へのマクロ経済誘導策、対外政策面での円滑な舵取り、新たな技術革新への触媒作用、二十一世紀を展望した社会資本や生活環境の整備充実、社会保障や税制を中心とした社会的公正の確保、などがあげられる。

そして、奥村教授もコメントされた当面の日本で必要とされる経済政策は、何といっても内需拡大策である。日本のマクロ的不均衡は、サプライ・サイドに比べても相対的に国内市場が狭いことに起因しており、いわゆる市場開放措置だけで経常黒字を縮め対外摩擦の緩和をはかることは困難だからである。

内需拡大と財政赤字削減とは、もともとマクロ政策としては相対立する、とすれば、①改革やデ・レギュレーションや補助金の圧縮、地方改革の促進等により在來の後向きの財政経費を浮かし、それを必要な内需拡大にふり向けることや、②中期ビジョンに立ち、重点的で息の長い内需拡大策を選択すること、(筆者個人は、乗数効果の大きさや国民生活改善の必要度からいって、住宅・都市環境の充実や、研究開発減税に重点をおくる)なども考えあわせねばならない

であろう。デ・レギュレーションや制度改革はようやく緒についた段階にすぎず、より積極的に進めるべきであつて、その効果はマクロ政策の場合と違つて計量しにくいが、中期的には円高と相まって日本経済の成長促進効果が期待できる。

ただし、“増税なき財政再建”のために、いつまでたつても財政面からの有効なマクロ政策ができないというのであつてはならない。かかるべき時期に、国民の合意をえた妥当な税制改革と増税を含めた、財政再建の仕上げと機動性回復がはかられるべきであろう、と思う。

コメントト

尾 上 久 雄

（大阪産業大学）

日本の政府が経済に対し一本調子の強さで介入を続けたわけではないことは内野教授の言われる通りであると思われる。しかし終戦以来今日に到る日本経済の特徴は一貫して生産指向、外需指向であり、政府の経済政策が、この指向を強めるうえに大きな寄与をしたこととは誰しも否定出来ない。

生産指向経済は、別の言葉で言えば強蓄積経済であり、労働分配分が先進諸外国に比べて相対的に低く、労働生産性の上昇率が極めて高いに比べると実質賃金の伸び率はこれに遅れがある。

戦後経済政策の原点は一九四六年の傾斜生産方式であって、西欧諸国がまだ消費財生産の復活に専念していたときに、それよりはるかに低い生活水準にありながら生産財生産指向を開始したのである。しかしこのとき傾斜生産の主張者有澤廣巳教授はさすがに労働者の政策決定への参加の必要性を強調することを忘れなかつた。近年西欧の経済政策論において注目を受けている現代的コープラティズムは、当時の苦しい経済再建の過程における国民的協力を出発点にしている。コープラティズムそのものは、過渡的なものであり、どちらの方向にも進む可能性を持つ不安定なものであるが、一九四六年という時期に経済政策の決定過程への労働参加を主張した有澤教授の足跡は日本経済政策史の中において忘れ去ることは出来ない。

傾斜生産と労働参加とを組み合せた有澤提案のうち、日本の政策主体が採用したのは前者だけであった。そしてこの型の政策指向は今まで一貫しつづけており、T・J・ベンペルと恒川恵市が「労働なきコープラティズム」と名付けた政策決定の歴史がこのときに始まつたと言つてよい。この型の政策によつて推進される経済発展は、どうしても内需の拡大が相対的に遅れ外需指向の型を取らざるを得なくなる。

賃金の相対的な低さや、異常に早い定年制は、年金の財源を小さくする。社会保障負担の問題は単に財政との関係だけでなく、このような労働条件との関連で捉えなくてはならない。その意味において今学会が「政府の役割」と「社会保障と財政」と「産業構造政策」を同時に取り上げて共通論題を組んだのは適切であった。しかしこれらをもつともっと密接に結びつけて共通の議論に巻き込むことが出来なかつた一つの原因是、経済の生産や支出と並んで分配の面が論ぜられなかつたからではないかと思う。投資支出と消費支出の合計を利潤と賃金の合計と等置し、さらに投資と利潤を等置するという極度の簡略化をあえて行つたカレッキの議論の意味を、今日貿易摩擦に苦しむ日本経済を論ずるに当つて最大限に考えねばならない。

生産指向という産業構造は、強蓄積という支出構造と結びつくことは、誰しも容易に気付くのである。そこからまた内需でなく外需指向経済の特徴が生まれることも明らかである。しかしさらに進んでこれを政策主体の特徴と結びつける思考を経済政策学者は怠つてはならないだろう。さきのベンペルらの指摘にその意味で傾聴すべきである。労働を抜きにしてなお日本のケースをコープラティズムと呼んでいるのは、もともとコープラティズムの定義に反するか、と思われるが、そこはむしろかれらの意図するところではないだろうか。つまり政策主体と企業側だけの一体化によってナショナリズムが形成される危険をベンペルは警告しているのではないかと思う。賃金率が価格を圧迫せず、しかも生産性の上昇率が他国より高ければ、当然国際競争力は強化される。これは個別企業の理想とするところではある。しかし政策主体は国の内外を見て、もっと広いところから経済政策を決定しなくてはならない。その意味において日本の政策主体の果すべき役割はもつと相対的な自律性を持つことであると考える。今内需拡大が優先的な目標変数として日本の経済政策に課せられているときに、日本の政策主体が企業からの相対的な自律性を持つてこれに答えるに足る政策変数を採用しなければ、国民の意識は政策選好から政策主体選好へと移動するかも知れない。しかしこのような内圧は日本の経済政策史においてはまだ潜在的であり、これに代つて外圧の契機と外圧への憂慮とが近年の経済政策を動かしているようである。

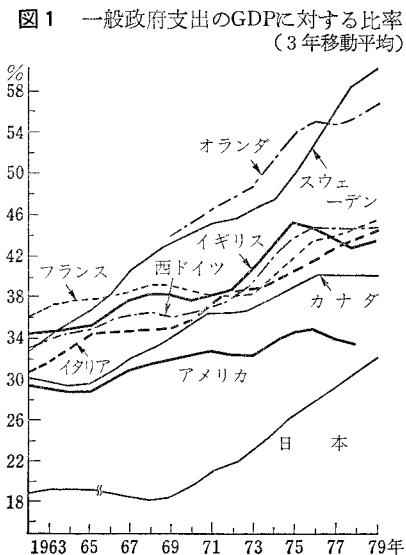
社会保障と財政

藤田 晴
（大阪大学）

社会保険を中心としたソシアル・サービスの拡充は、第二次大戦後における先進諸国の財政を、量的にも質的にも大きく変貌させてきた。また最近では、逆に財政面の制約が社会保障政策に強い影響を与えることがある。わが国も例外ではない。昭和四八年の社会保障改革と第一次オイル・ショックを契機にして、社会保障と財政との相互関係が非常に強まっている。そこで本報告では、社会保障の発展が財政の規模と構造に対しても与えてきた影響を分析するとともに、社会保障と税制の相互調整に関する主要問題について、簡単な展望を試みたい。

一 社会保障と財政規模

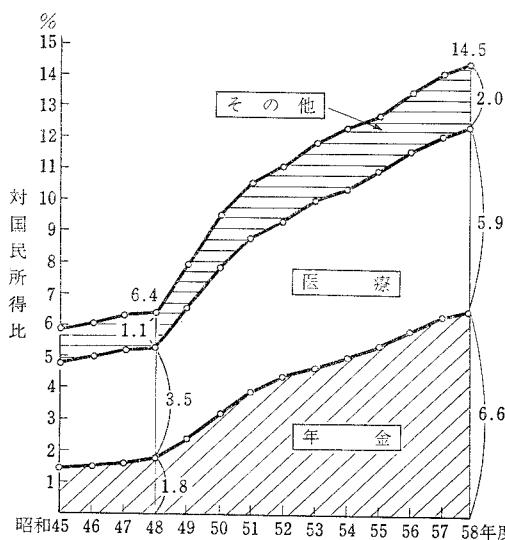
社会保障と財政との計量的な関係の検討に入る前に、財政活動の主体である政府の範囲をどうとるかという問題に触れておこう。国民経済計算における一般政府の概念をとると、社会保障の收支はすべて政府部門のなかに入ってくる。他方、統治団体としての政府をとると、社会保障会計の收支は、収入項目の一部である国庫負担が政府支出の中に現れるにとどまる。ここでは、紙面の制約のため、より包括的な国民経済計算ベースのデータを中心にして説明したい。



(資料出所) 外国は OECD, *National Accounts Statistics (1963-80)* 1982等、日本は経済企画庁『国民経済計算年報』1983等。

(注) 日本は財政年度、対GNP比率、1964年度までは IESNA。

図2 社会保障給付費(対国民所得比)の推移



(資料出所) 社会保障研究所。

社会保障給付規模の顕著な膨張は避けられない。とくに重要な厚生年金会計支出の対国民所得比率(昭和五九年度現在約3%)は、今回の年金改革案を実施した場合でも、八〇年度には8%、一〇〇年度には10%程度の規模に達すると推定される(表1)。これに対応して、

厚生省試算によると、将来の厚生年金保険料率は八〇年度には約一九%、一〇〇年度には約二九%まで引き上げる必要がある(六五歳支給開始とすればそれぞれ約一八および二四%)。国民年金の保険料も月六、八〇〇円から八〇年度には一三、〇〇〇円(いずれも五九年度価格)まで引き上げねばならない。また、年金庫負担は今後は基礎年金に集中される予定であるが、その将来規模は国民所得の2%に達する見込である。これらの点からみて、これから的一般

政府の規模と収支構造は、主として社会保障によって左右されるであろう。

二 社会保障と政府支出構造

社会保障の拡大が政府支出構造に与えた影響については、つぎの諸点が注目される。

① 一般政府支出の機能別分類データ(表2)によると、社会保

まず、主要先進国の一九六〇一八〇年間における一般政府支出(最終消費、經常移転支出、一般政府投資の合計)のGDPに対する比率を計算してみると、図1に示されているように、はつきりした長期的上昇傾向が認められる。これに対応して、租税・社会保障負担の対GDP比率も同様の傾向を示している。そして、社会保障給付の拡大傾向が顕著であった国ほど、財政収支比率の上昇も大幅であった。

図2は、日本における社会保障給付費(ILOベース)の動向を示したものである。明らかに福祉元年と呼ばれた昭和四八年が節目になっており、それ以後の一〇年間に、社会保障給付費の対国民所得比は二倍以上に増大している。このような社会保障費の増大に対応して、租税・社会保障負担率の上昇傾向も強まり、四八一五八年度間に七・四%ポイント(GNPベース)も増大している。なお、家計調査資料によって、労働者世帯における租税・社会保障費負担率(実収入ベース)の動きを調べてみると、昭和四〇年八・四%、五〇年八・六%、五九年一五・一%となっており、五〇年代に入つてから急速に上昇していることがわかる。

わが国では今後人口の高齢化と年金制度の成熟化が急速に進行するため、現在実施中の医療保障・年金改革の成果を考慮にいれても、

表4 政府経常収入構成比(%)

年度 (昭和)	間接税	直接税	社会保障負担	財産収入	その他
45	33.8	40.1	20.8	4.4	0.8
50	28.1	38.7	26.4	5.9	0.9
55	26.2	39.6	26.3	7.1	0.8
58	25.2	39.4	26.9	7.6	0.9

表5 税収構成比の国際比較(1983)(%)

国名	所得課税	うち個人所得税	消費課税	うち一般消費税	資産等課税	租税計	社会保障負担
オーストラリア	52.7	43.9	33.0	7.4	14.3	100.0	0.0
オーストリア	25.9	23.0	32.2	20.8	10.2	68.2	31.8
ベルギー	41.1	35.0	26.4	16.7	1.9	69.3	30.7
カナダ	43.7	35.6	32.7	11.6	10.5	86.9	13.1
フランス	17.8	13.4	29.0	20.5	9.4	56.1	43.9
西ドイツ	33.4	28.3	27.5	17.0	3.4	64.3	35.7
イタリア	36.8	27.9	23.4	14.9	4.0	64.1	35.9
オランダ	27.4	21.3	24.1	14.8	3.5	55.0	45.0
スウェーデン	42.3	38.9	24.4	13.6	6.3	73.1	26.9
イギリス	38.5	27.7	29.8	14.0	14.1	82.3	17.7
アメリカ	42.6	37.1	18.0	7.0	10.6	71.3	28.7
以上平均	38.4	31.9	27.1	13.8	7.9	73.5	26.5
日本	45.2	25.6	15.2	0.0	9.7	70.1	30.0

(資料出所) OECD, Revenue Statistics of OECD Member Countries, 1985.

③ 社会保障負担を含めた広義の租税収入の構造をみると、社会保障の発展を反映して、各國とも社会保障負担の構成比が長期的に上昇してきた。表5に示されているように、これは先進諸国に共通する傾向であり、社会保障負担が全収入の三割前後を占める国が多い。我が国の収入構造も、最近では、社会保障負担のウエイトが他の先進国並みの水準まで高まっている。

三 社会保障と政府収入構造

④ 税制面における福祉関連の特殊控除等の拡充により、tax expenditureと呼ばれるかくされた形の社会保険支出が膨張してきた。この問題は福祉控除の項目で改めて取り上げる。

① 国民経済計算ベースの政府経常収入の構成(表4)をみると、社会保険給付の拡大と年金積立金の増大を反映して、社会保障負担と政府財産収入のウエイトが上昇してきた。

② 社会保険の運営状況をみると、社会保険料の受益者負担的な性格が弱まり、支払能力に応じて負担額を決定しようとする傾向が強まってきた。つまり、社会保険料は目的税の一種とみなされるようになりつつある。

③ 社会保障負担を含めた広義の租税収入の構造をみると、社会保障の発展を反映して、各國とも社会保障負担の構成比が長期的に上昇してきた。表5に示されているように、これは先進諸国に共通する傾向であり、社会保障負担が全収入の三割前後を占める国が多い。我が国の収入構造も、最近では、社会保障負担のウエイトが他の先進国並みの水準まで高まっている。

表1 年金支出の国民所得に対する比率

年度 (昭和)	現行法			改正法		
	厚生	国民	合計	厚生	国民	合計
61	3.06	1.24	4.29	3.80	0.52	4.32
65	3.88	1.38	5.26	4.52	0.58	5.10
70	5.43	1.68	7.11	5.80	0.71	6.51
75	7.08	1.95	9.03	6.91	0.82	7.72
80	8.87	2.19	11.06	7.92	0.89	8.81
85	10.73	2.41	13.15	8.89	0.95	9.84
90	12.34	2.56	14.90	9.49	1.01	10.50
95	13.31	2.53	15.84	9.67	1.04	10.71
100	13.80	2.47	16.27	9.64	1.06	10.70

(資料出所) 年金支出額の将来推計は厚生省年金局。

(注) 国民所得は人口1人当たり金額が年金改定率と同じペースで伸びると想定。

表2 一般政府支出の機能別構成比(%)

年度 (昭和)	保健 サービス	社会保 障福祉	(1)+(2)	教育	住宅地 域開発等	防衛	経済サ ービス	一般政 府サー ビス等
		(1)	(2)					
45	15.2	14.2	29.4	18.4	8.7	4.0	25.8	13.7
50	15.1	20.2	35.3	18.6	9.5	3.3	20.6	12.7
55	15.4	24.3	39.7	16.5	9.6	2.9	22.0	11.1
58	16.7	26.6	43.3	15.4	8.9	3.1	18.7	10.6

(資料出所) 経済企画庁『国民経済計算年報』(表3および表4も同じ)。

(注) (5)にはその他の地域社会サービスを含む。

表3 一般政府支出の経済的性質別構成比(%)

年度 (昭和)	最 終 消 費	財 产 得	補助金	社会保 障移 転	その 他 移 転	(2)~(5) 小 計	(2)~(5) 小 計	固定投 資
	(1)	(2)		(3)				
45	38.6	3.2	6.0	24.2	1.1	34.5	26.9	
50	37.4	4.7	5.2	28.9	1.3	40.1	22.5	
55	30.5	10.1	4.7	31.4	1.3	47.5	22.1	
58	29.3	13.1	4.1	33.4	1.4	52.0	18.7	

(注) (4)は社会保障給付、社会扶助金および無基金雇用者福祉給付の合計。

表6 わが国所得税制における福祉控除（昭和60年現在）

控除形式	名 称	概 要
課税免除	社会保障給付の免税	遺族年金、障害年金、生活扶助費等 全額非課税（老齢年金等を除く）
	老年者年金特別控除	老年者（65歳以上、年所得1000万円以下の者）が受けける公的年金等は78万円を限度として収入から除外
所得控除	障害者控除	納税者、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合 1人25万円（特別障害者は35万円）
	老年者控除	納税者が老年者（上記）である場合 25万円
	寡婦（夫）控除	納税者が所定の要件をみたす寡婦（夫）である場合 25万円
	勤労学生控除	納税者が年所得58万円以下で給与所得以外の所得が10万円以下の勤労学生である場合 25万円
	配偶者控除の割増	同居特別障害者 7万円加算 70歳以上の老年者 6万円加算
	扶養控除の割増	同居特別障害者 7万円加算 70歳以上の老人扶養親族 6万円加算 同居老親 13万円加算
	医療費控除	医療費負担額から合計所得の5%か5万円のいずれか低い方を控除した金額（最高200万円）
	社会保険料控除	本人または配偶者その他の親族のため支払った社会保険料 全額控除
	生命保険料控除	最高5万円、別枠で個人年金控除5千円
税額控除	住宅取得控除	（割賦償還金または賦払金-30万円）×0.18（最高15万円）、3年間、合計所得800万円を超える年は失格

（注）小規模企業共済等掛け金控除など、特殊なものやボーダーライン的なものがいくつか省略されている。

表7 申告納税者における福祉控除の利用状況（昭和58年）（単位：千人、億円、%）

区分	医療費控除	保険料控除		障害者控除		老年者控除	老年控除加算	寡婦扶養親族控除	扶養控除	住宅取得控除								
		社会保険	生命保険	ウチ特別	控除													
		人員	金額	（13.0）	（0.5）	（92.6）	（1.0）	（86.4）	（0.3）	（4.9）	（0.1）	（17.8）	（1.8）	（2.2）	（2.9）	（48.6）	（1.0）	（23）
	908	6469	6038	348	125	1240	151	907	202	3393	75							

（資料出所）国税庁『申告所得税の実態』。

（注）1) かっこ内は、納税者総数あるいは納税者所得合計額に対する比率。

2) 住宅取得控除だけは税額控除。

ただ、日本は消費課税のウェイトが非常に低いことが注目される。これはいまでもなく、日本だけが一般消費税を持つていないためである。

政府収入構造が今後どのように推移するかは、これから公的年金の財源調達方法とその財政運営方式とに依存するところが大きい。

この問題については、福祉目的税の項で改めて説明する。

これまでの説明によつて明らかのように、今日の一般政府の経済活動は、国民経済計算ベースでとらえると、収支いざれの面でも社会保障が大きなウエイトを占めている。また統治団体としての政府の收支をとつても、その規模と構造は社会保障によって左右されるところが大きい。そこで、税制と社会保障という二大制度間の相互調整が、最近いくつもの面で取り上げられるようになってきた。それらのうち各国で議論されてきたテーマとしては、負の所得税の問題や児童手当と扶養控除の調整問題がある。しかし以下では、わが国租税政策が直面している主要な政策課題として、福祉控除と福祉目的税という二つの問題を検討してみたい。

四 福祉控除

(1) 福祉控除の目的と概要

わが国所得税には、福祉政策的な見地から税負担を特別に軽減しようとする意図で、あざさまの控除や免除が設けられている。これらは総称として、福祉控除といつ表現を用いることにしたい。これはいわゆる tax expenditure に属するものであり、社会保障の重視化のために、税制の簡素化のためにも洗い直しが必要である。

(2) 福祉控除の利用状況

表7に示されているように、福祉控除のうち利用率がきわめて高いのは、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除の三つである。これらのほか、老年者控除、老年の扶養家族に認められる人的控除

さて、それぞれの福祉控除は個別的、具体的な目的を持っているが、共通の属性に着目すると、つぎの三つの基本目的を区別することができる。

- ① 社会的弱者救済……所得の不安定性、特別の生計費の必要など、不利な条件を持つ所得稼得者（老人、障害者等）に対して、税負担を軽減すること。
- ② 所得削減要因となる特殊負担についての配慮……育児、通勤等のため特殊な追加的経費を必要とする所得稼得者（寡婦等）に対して、税負担を軽減すること。
- ③ 福祉関連活動に対する税制面の支援……家族、社会の他の成員あるいは本人の福祉に寄与する個人行動、たとえば老親との同居等について、奨励補助金あるいは社会的善行の表彰という意図で、税負担を軽減すること。

上述の基本目的による区分以外にも、福祉控除は種々の観点から分類できる。表6はこれらを適当に組み合わせた形で、現行税制における主な福祉控除をリストアップしたものである。これによつて知られるように、福祉控除は日本の所得税制を複雑化している重要な要因のひとつである。税制改革にあたつては、福祉控除の全面的な見直しが必要である。

の割増、および医療費控除の利用率が比較的大きい。また、控除額の所得に対する比率をとると、扶養控除と社会保険料控除の二つがずば抜けており、老年者控除と生命保険料控除がこれらに続く。

(3) 福祉控除の評価

最近までのわが国の公共政策は、租税特別措置を乱用する傾向があつたと批判されてきた。この批判は、産業政策ばかりでなく福祉政策にもあてはまる。福祉政策体系の抜本的な見直しの一環として、この際現行の複雑な福祉控除制度を全面的に再検討する必要がある。この再検討にあたっては、つぎの一般的評価基準を設定することが望ましい。

第一基準「政策目標の重要性」……特定の福祉控除の自指している具体的目標が、活力ある福祉社会の確立という基本的政策目的に照らして、重要な意義を持つかどうか。

第二基準「福祉控除方式の適合性」……その目標達成のための手段として、福祉控除という形態が、本来の社会保障給付より望ましいか、あるいは、本来の社会保障給付の補完措置として必要だと考えられる根拠があるかどうか。

第三基準「控除形式の適合性」……特定の福祉控除において採用されている控除形式が、それが達成しようとしている目標に適合したものかどうか。

これらの基準に照らして現行の福祉控除制度を検討すると、つぎのような問題点が認められる。

第一の政策目標の重要度によって評価すれば、まず勤労学生控除

の存在理由がもはや疑わしいことは明らかである。また、老人福祉はきわめて重要だとしても、たとえば所得者本人が老年である場合について、老年者年金特別控除、老齢年金に対する給与所得控除の適用、および老年者控除という三重の優遇措置が、それぞれ必要であるとは思われない。

第二の福祉控除方式の適合性という点からいえば、たとえば特別障害者関係のように、対象者が少数であるとともに、低所得者対策を重視しなければならないものは、本来の社会保障給付方式に一本化した方がよい。扶養控除についても、税額控除方式に切り替えるとともに、義務教育年齢以下は児童手当に一本化することを検討すべきであろう。

第三の控除形式の適合性という基準からみれば、まず、適切な所得制限を伴わない免除あるいは所得控除の方式がひらく使われているため、高所得者に氣前のよすぎる福祉控除が与えられていることが問題である。つぎに、医療費控除は本来高額医療費負担者に対する救済措置であるから、現行の足切り限度（五万円または所得の5%のいずれか低い方）は明らかに低すぎる。

要するに、活力ある福祉社会にふさわしい、公正で効率的な福祉政策体系の確立という観点からみれば、現行の福祉控除制度は多くの欠陥を含んでいる。年金改革に統一して、われわれは税制と社会保障との相互調整に全力投球する必要がある。

五 福祉目的税

税制と社会保障の接点に位置するもうひとつ的重要問題として、

第一の政策目標の重要度によって評価すれば、まず勤労学生控除

福祉目的税がある。最後にこの税を取り上げ、そのメリットと問題点を整理し、導入のための前提条件について考えてみたい。

(1) 福祉目的税導入提案

社会保全般あるいは公的年金の財源として目的税を導入せよといいう主張の代表的な例としては、所得型付加価値税を目的税として基本年金を創設することを提案した社会保障制度審議会の建議（昭和五二年）がある。福祉目的税構想は、翌年一般消費税の導入が検討されたときにも問題になった。この一般消費税導入作戦の失敗の経験と、今後の年金財源調達の困難が再認識されたことにより、福祉目的税支持論はむしろ強まってきていたようと思われる。

福祉目的税の持つ基本的なメリットは、効率的、重点的な福祉政策プログラムの確保と、財政再建への確実な見通しとを両立させるための有力な手段を提供することにある。いっそう具体的にいって、第一に、新税収入の使途を社会保障給付、あるいは年金給付に限定することにより、新税の創設および将来の税率引上げに対する国民の理解が得られやすくなる。第二に、基礎年金に対する国庫負担率引上げのための財源を用意することにより、その財政的基盤を長期的に安定させるとともに、能力に応じた費用負担を実現し、老後の最低所得保障を確立できる。第三に、高齢者に対する社会保障給付の水準を福祉目的税の税率水準と連動させることにより、この税率の政治的決定を通じて、現役労働者層と年金受給者層との利害を調整できる。

(2) 社会保障目的税反対論

これらのメリットにも拘わらず、福祉目的税提案には根強い反対がある。その主な論拠は次のように整理できよう。

① 目的税は一般的に財政の硬直化を招き、財政資金の効率的配分を阻害する。

② 目的税は特定の公共サービスの受益者あるいは原因者に、その費用を負担させようとするものであるから、社会保障の財源にはふさわしくない。

③ 新税の使途を社会保障あるいは年金に限定してしまえば、財政再建のため必要な巨額の財源を確保できなくなる。

④ 目的税による財源保障は、社会保障関係費の重点化、効率化のための政策的努力を弱める恐れがある。

以上のうち①は、目的税に対する古典的な批判である。その論拠は、財政支出の規模と構造を最適化するためには、あらゆる収入と支出を単一の予算に計上し、各政策プログラムの社会的価値を相互に比較検討するとともに、租税によって代表される政府支出の社会的機会費用と政府支出の社会的価値を、限界で均等化させることが望ましいという点にある。最近では、自動車燃料税が目的税の弊害を示す典型的な実例とされてきた。しかし社会保障の分野では、人口の高齢化と年金制度の成熟化による給付の自動的増加率がきわめて高く、目的財源の自動的伸長率を上回る。したがって財源が浪費される危険は小さい。むしろ、使途の特定化によって税率引上げが容易になるというメリットを評価すべきであろう。なお一般論としても、消費者主権の尊重という見地から、目的税の役割を見直す

べきだという意見もある。

つぎに(2)は、過去において目的税がしばしば受益者負担的な意図で使われてきたことを念頭におくものである。しかし、目的税がそのような性格のものでなければならないという必然性はない。また

(3)は、一見もともなようだが明らかに誤りである。年金給付費の国庫負担は現在でも一兆円を越えており、今後も財政膨張の最大の原因になる。そこで、たとえば社会保障費の今後の増加分だけを目的税でまかなうとしても、それが財政再建にとって大きなプラスになることは間違いない。

最後の(4)については、最近までの社会保障給付の安易な拡大傾向をみれば、この危険を完全に否定することはできない。しかし、社会保障が長い風雪の時代を迎えたという認識は、すでに関係者の間に定着しており、年金と医療保障の改革が同時に進行中である。いまは、重点的、効率的な福祉プログラムのための財源確保に全力を尽くすべき段階であろう。

(3) 福祉目的税導入のための条件

上述のように、福祉目的税反対論は十分な説得力を持つものではない。しかし、福祉目的税に対する国民の支持を強めるとともに、この税が潜在的に持つ上述のメリットを有効に發揮させるために、以下の条件の実現に努力することが望ましい。

(1) 社会保障のいっそうの効率化、重点化のため、主要な懸案（共済年金の改革、医療保険診療報酬体系の見直し等）の解決を急ぐこと。

要があらう。

(4) 最後に、目的税として導入する新税のタイプに関する条件が問題である。第一に、今後所得税と社会保険料の総合負担率が大幅に上昇することを考慮すれば、個人課税における間接税の相對的地位をこれ以上低下させないために、新税は間接消費税であることが望ましい。第二に、必要とされる税収の規模等からみて、個別消費税では無理であり、一般消費税でなければならぬ。第三に一般消費税のタイプとしては、(a)課税ベースが広く、税収の伸長力が大きいこと、(b)消費行動に対してできるだけ中立的であること、(c)消費者への転嫁が比較的確実であること、(d)脱税のチェックが比較的容易であること、(e)経済の国際化時代に対応して、国境税調整が容易であるとともに、外国人にも理解しやすいこと等が重要であろう。これらの採点基準に照らして主要な新税候補を比較検討することは、他の機会にゆずらねばならない。しかし結論的には、EC型付加価値税がベストだというのが報告者の見解である。

② 最近行われた年金・医療保障改革の成果を織り込んだ形で、社会保障の給付費と国庫負担の長期推計をすみやかに作成し、福祉財源の拡充が依然として重大な政策課題であることを、計量的に明らかにすること。

③ 新税が形式上社会保障財源に充当されても、実質的には他目的に流用されるのではないかという懸念を一掃できるようなシステムを確立すること。そのためには、国の予算において社会保障（あるいは基礎年金）勘定を分離し、福祉目的税をこの勘定の歳入項目とすることが必要である。しかしこれではまだ十分でない。たとえば新税を社会保障一般の目的税とする場合を考えると、社会保障費の規模からみて、社会保障勘定には、新税収入と並んで既存の租税収入の一部が計上されることになるであろう。もし新税の増税によって、社会保障勘定における既存の租税収入を肩代わりし、その分を他の歳出項目に充当できるのであれば、新税の使途を実質的に限定したことにはならない。したがって、既存の租税収入全体のうち社会保障費に充当される部分の割合が引き下げられないことを、制度的あるいは政治的に保証する必要がある。

この点からいえば、使途を基礎年金国庫負担だけに限定し、その全額を賄う目的で新税を導入する方がすつきりしている。しかしそのかわり、年金制度側の条件によって自動的に決まる国庫負担所要額に、目的税収入をいかにして一致させるかという問題が生じる。税率の微調整が実際問題として不可能である以上、両者の均衡は長期目標とみなさねばならない。短期的な不一致は、たとえば厚生年金積立金の借り入れやその返済を利用することによって、調整する必

コメント

丸尾直美

中央大学

藤田教授の報告は、わが国をはじめとする先進工業諸国の政府支出および税・社会保障負担の比重の拡大が社会保障の拡大によることが多いことを明らかにした上で、社会保障に関する深いわが国の租税政策上の主要な政策課題として福祉控除と福祉目的税の問題点を検討している。論理的にも説得力のあるとして実行性のある時宜を得た政策提言である。福祉控除は tax expenditure であり、隠れた社会保障支出であるが、隠れている上に、複雑でしかも相互間とも、社会保障支出とも整合性が乏しく、中には煩鎖なだけで金額的にはほんの僅かなものもある。また所得税を支払うほどの所得水準にない人々には恩恵が及ばないなど問題点が多いので、藤田教授のいわれるよう、社会保障給付が総合システム化の方向で改革が行われている。この機会に再検討して総合システム化し、できるかぎり隠された社会保障としてではなく、見える形の社会保障にすべきである。

しかし、福祉控除の切り捨てに利用されないように社会保障給付のほうへ統合化させることを明確な条件とする必要がある。

公的年金の基礎年金部分の費用に当てるための付加価値税型の福祉目的税の導入の提言と論拠にも基本方向において賛成である。唯、導入の条件として、①その財源が基礎年金充実に用いられるように、年金財政あるいは社会保障財政に独立性を持たせること、②羊頭狗

肉的な基礎年金（一九八六年四月導入）を文字通りの基礎年金に近づけるためにその財源を用い、今回の改正では基礎年金の対象にならなかつた一九八六年四月に六〇歳以上になつてゐる人にも基礎年金の恩恵が及ぶようになると、③社会保障財政を独立させることによって、その他の分野での行政改革への努力をむしろ促すこと、④社会保障財政を独立させ一元的に運営することによって社会保障内部での高齢者にたいする年金、医療、老人福祉サービス、生活保護、福祉控除の総合システム化を行い易くし、これを促すことが必要である。藤田報告では福祉控除と福祉目的税が二つの問題として扱われているが、福祉目的税の収入で基礎年金が充実され、福祉控除のいくつかを基礎年金に統合させ、二つの問題を総合化する方向を示していただければよりまとまつた説得力のある報告になつたであろう。

産業と政府の役割

原 豊

（青山学院大学）

（五）産業に対する社会的規制。環境の保全、安全の確保などをめぐるもの。

市場経済体制の下では、本来、産業に対する政府の積極的な役割は期待されてはいない。しかし、現実には、産業活動を誘導・調整・規制する産業政策、産業全体の活動を包括的にカバーする財政・金融政策、経済計画など、産業に対する政府の直接的・間接的な政策的干与が広い側面にわたつてかなりの程度実施されている。

とはいひ、そのような政策は、各国の歴史的制度的特性、産業の発展段階、内外の社会経済環境とのかかわりの中から生れてきており、対症療法治的でアドホックな要素を色濃くもつてゐる。したがつて、産業を対象とする政策として産業政策を定義しても、様ざまなものがその範疇に入つてくる。

大きくみて、政府の産業に対する政策的介入の目標パターンは次のように分類することができる。

- (一) 競争の維持（独占の規制）と競争の規制（競争の機能の代替）
- (二) 産業の保護・育成（含、成長産業）
- (三) 産業間の調整（産業構造の転換）
- (四) 産業（活動）基盤の整備。エネルギーの確保や社会資本の充

主要産業政策年表

1945	傾斜生産方式 (46), 輸出優遇金融制度 (46) 財閥解体 (47~) 独禁法制定 (47) 外為法 (49), シャープ税制 (49), ドッジ・ライン (49) 外資法 (50), 租税特別措置 (50), 輸出保険制度 (50) 開銀融資 (51)
1950	企業合理化促進法 (52), 中小企業安定法 (52), 輸出入取引法 (52) 独禁法改正 (53), 輸出所得控除制度 (53) 機械工業振興臨時措置法 (56) 電子工業振興臨時措置法 (57), 重要物産免税新規産業に限定 (57) 小売商業調整特別措置法 (59) 「貿易為替自由化大綱」(60) 第1次貿易自由化 (61), 鉱工業技術研究組合法 (61) 特振法流れる (62~64), 「電子計算機技術研究組合」(62) 中小企業近代化促進法 (63), 海運集約化 (63) IMF 8条国移行 (64), O E C D 加盟 (64), 自動車自由化 (64) 住金事件 (65) 公害対策基本法 (67), 第1次資本自由化 (67)
1960	日米綱維摩擦 (69~), 八幡・富士製鉄合併 (69~70) 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法 (71) 「70年代の通商産業政策」(71), 円上げ (71), 環境庁設置 (71) 変動相場制移行 (73), 第1次石油危機 (73) 超LSI技研組合 (76) 独禁法改正強化 (77), 事業分野調整法 (77) 特安法 (78), 特定機械情報産業振興臨時措置法 (78) O E C D 「P A P」(78~79)
1970	第2次石油危機 (79~81) 外貨預金証券投資自由化 (80) 自動車対米輸出自主規制 (81) 産構法 (83) 電信電話, 煙草専売公社民営移管 (85)
1980	

により資源配分の効率化、動態的比較優位が実現すれば、後代の消費者がその大きな受益者となることになる。
 産業政策の理論的根拠としては、「市場競争による資源配分の効率化」、「市場の失敗の補正」「幼稚産業保護」「比較優位の実現」などがあるが、現実の産業政策は様々な要請から編成されており、国民的利益あるいは多数派の利益にたち、論理的整合性をもつた政策選択がなされるという保証はどこにもない。
 かりに百歩譲って、選択された目標が国民的利益にかなうものであつたとしても、果して有効な政策手段が存在するかどうかは不明だし、手段がどの程度有効であるかについての判定も難しい。つまり、どこまでが産業・企業自体が生み出した成果であるか、政策的介入・規制がもたらした成果であるか識別が難しい。行政勧告や非公式の行政指導のように、政府の介入手段が透明性を欠く場合はなおさらである。産業政策の効果判定の基準を求めるのも、個々の政策効果を摘出することもきわめて難しい。

産業政策の評価についてせいぜいなしうることは、特定の前提を置いてコスト・ベネフィット分析あるいは生産・貿易などの拡大効果を測定し限定的な評価を下すが、一定の目標を設定してその達成度を測るか、もつと定性的に特定産業ないし全産業のパフォーマンスの改善に役立つかどうかを制定するかであろう。こうした方向での個々の産業政策の効果分析がわが国でも試みられているが、まだ評価が確定することろまでにいたっていない状態である。

ところで市場経済体制の国では、産業政策は本来自由なるべき産業・市場に政策的介入を行なうものであるから、競争維持の場合を

除いて、可能なかぎりその実施を控えるのが望ましいといえる。だが、近年、積極的な産業政策が脚光をあびてているのは、わが国産業構造の急速な高度化、高技術産業の成長、国際競争力の強化が、海外では産業政策の成果によるところ大とみなされているからである。

たとえば、自由主義的な政策スタンスをとるアメリカは、グローバル・ステアリング（財政・金融政策を中心とする総合運営）を基調として産業への政策的介入を極力避け、(一)のほか、(二)の環境政策（マスキーフ法など）に属する政策を実施するにとどまっていたが、最近は、日本の産業政策をターゲット・ポリシーであると批判するとともに、政府規制緩和（ディレギュレーション）を促進する一方で、みずからも技術開発のための産業政策を採用している。

これと対極的のは、フランスであり、モネ・プラン以来今日まで、経済計画の一環として、政府介入的な産業政策を積極的に実施してきた。フランスの産業政策に対する評価は必ずしも高くないが、今ではかつては自由経済の旗手であった西ドイツをも巻込み、E C 各国が産業政策の積極的実施の方向に踏み込もうとしている。

因みに、発展途上国は政府主導による産業発展方式をとることがふつうであり、とくにN I C sにおいて産業政策の積極的な実施がみられる。韓国では、一九六〇年代後半から輸出志向型工業化、重化学工業化、輸入自由化に及ぶ一連の政策が採用され、とくに輸出伸長に成果をあげたとみられている。

わが国において戦後実施されてきた産業政策の主なものと、産業政策にかかわりをもつた若干の重要な事項を年表で示す。(一)から(五)までのパターンと、税制、資金調達、技術開発、産業組織および基盤整備、貿易・外資規制などが含まれ、その種類は多岐にわたっている。

これを時間的な流れでみると、戦時統制の延長上にあり、財閥解体、独禁法制定などにより旧産業秩序に代る自由経済の基礎が与えられた一九四〇年代後半、企業合理化促進法を皮切りに産業合理化政策が実施され、輸出志向型重化學工業化を目指す産業政策が展開された一九五〇年代、高成長期に入り、貿易・資本の自由化政策に踏切ったものの、企業の自立力が増大し、政府の産業再編成方針との間にギャップが生じる一九六〇年代、第一次石油危機、変動相場制移行、国際経済摩擦、「成長より福祉へ」の国民意識の転換などの成長環境の変化に対応し、エネルギー政策や産業調整策をうじながら、新しい成長産業の政策的育成、知識集約的産業構造への転換をはかる一九七〇年代、そして国際経済摩擦が産業政策そのものを対象とする段

階にまで激化し、政策的介入と政府規制の再検討に直面している一九八〇年代というように比較的長期の時代区分が可能ではないかと思われる。

産業政策が時代に応じて、その目的、対象、手段を変えてゆくことはその対症療法的性格からみて当然である。それ故、それぞれの時代的要請と突き合わせてその効果をみなくては、産業政策の評価はできない。

私見によれば、わが国の産業政策が全体としてプラスの成果をあげえたのはせいぜい一九六〇年代に入る頃までであり、産業合理化を通じて高度成長の条件作りをする役割を果したと考える。このようない評価は、わが国の多くの分析が共通して認めるところである（たとえば、小宮ほか編著『日本の産業政策』東京大学出版会）。

一九五〇年代は、戦後の混乱期を了えた日本経済が、ドッジ・ラインの「一ドル三六〇円レートによる国際経済へのリンク、朝鮮動乱による特需の発生を経て、産業合理化に官民の努力を結集し、六〇年代の高成長実施の布石をした時期といえる。政策措置としては開銀融資、特定機械設備等について三年間五割増の特別償却という租税特別措置、重要機械類の輸入税免除、工業化試験補助金及び鉱業技術研究補助金、技術導入に役立つ外資法制定、そして技術向上のための補助金交付、固定資産税減免、道路・港湾など産業関連施設の整備を柱とする「企業合理化促進法」制定とつき、個別産業政策としては数々の臨時措置法が制定される。そして、これらの措置や法律は、独禁法の大幅な改正（五三年）によって適用除外の対象とされることとなる。

二・五%をこえてからようやく安定している（宮下武平「高度成長下の機械工業の構造変化」、東洋経済新報社『経済成長と産業構造』所収）

勿論、これは産業政策のみの成果であるとはいえないけれども、少なくとも産業政策がそれに貢献したという事実は否定できないであろう。だが、六〇年代に入り、貿易・資本の自由化が実施される頃になると事情は変わる。成長し競争力をつけた民間企業の自由化への自主的な対応意欲は、官僚主導の産業再編成政策（特振法）に拒否反応を示すようになる。住友金属が通産省による設備調整の行政指導に反抗した住金事件（六五年）にその兆しが現われている。官民協調方式が根本的に崩壊したわけではないが、すでに六〇年代に、産業政策は、日本産業の主体的変化と国際化への動きの前に、新しいあり方への脱皮を迫っていたといえる。

ところで、日本の産業政策が一九六〇年代までに一応の成果をあげえたとすれば、それはいかなる要因によるか。
第一に、中央集権的な政治形態、優秀な官僚組織、そして官民協調的な企業マインドの存在が、産業政策をスムーズに実施させる要因となつたことがあげられる。これはフランスと共にし、アメリカ、西ドイツと相違する点である。

第二に、他律的なものではあったが、復興期の財閥解体、独禁法

制定などの産業組織政策は競争的な市場の構築に寄与したこと、その後の産業成長の過程で育くまれた民間企業の活力と競争性を活用することが基本的政策スタンスとされたことによって、産業政策の有効性が増大したことである。アメリカ国務省の報告「日本株式会

注目すべきは、この頃、輸出志向の産業構造的視点が導入されたことであろう。「産業合理化白書」（五七年）は、産業合理化の基本的な方向として次のようにいつっている。「われわれの経済が技術革新を中心とする激しい国際競争の間に於いて、競争国との輸出競争に打ちかちうるよう、わが国の産業構造を改変してゆく過程を産業構造の合理化と呼ぶならば、その具体的な内容はいかなるものであろうか。……このような産業構造合理化の視野にたって技術の革新、設備の近代化を図り企業をめぐる各面を整備し、もって日本経渋の近代化を促がすことがまさに今日の産業合理化の基本的方向となるのである。」

産業のパフォーマンスで見るかぎり、この時期の産業合理化は大きな成果をあげた。たとえば一九五一～五六年間に、全産業の労働生産性は五一年基準指教（一〇〇）で二〇六に上昇した（労働設備率、資本生産性の上昇による）。同じくこの期間に物価指数は一〇六と微増に止まつたが、賃金指数は一八〇に上昇し、輸出指数も一八七に増大している。

また「経済自立五ヶ年計画」（五六六年～六〇年度）の実質成長率と鉱工業生産伸び率の計画目標は年率五・〇%と七・四%であったが、実質はそれぞれ八・七%と一五・六%とこれを上回った。さらに製造業では機械工業が急速なテンポの成長を示し、五五～六五年の十年間に製造業全体の三・九倍に対し、電気機械は一〇・五倍輸送機械は七・八倍、一般機械は五・〇倍、精密機械は四・七倍の伸びであり、機械工業化率（機械工業付加価値／全製造業付加価値）は、五六年の二〇・八%から五九年には二八%となり、六二年に三

社」（七一年）も、政府の経済発展の誘導と、政府とビジネスの相互交渉によって戦後日本経済は飛躍的に発展したが、日本の産業界は大幅なイニシアティヴと独立性の余地を有していたと理解している。

第三に、さらに政策目標に長期的、構造的な視点が導入され、動態的比較優位の獲得という発想がとられたことである。生産性基準、所得弾力性基準、および関連効果に配慮した産業構造高度化目標が示されることによるアナウンスメント効果と、動態的比較優位の観点から特定産業の保護・育成策がこうじられたことによって、わが国産業は急速に重化学工業化し、輸出志向型構造を実現できた。

しかしながら、一九七〇年代、内外経済状況の変化とともにあって、わが国の産業政策のマイナス要因が徐々に顕在化していく。一つは、独禁法に適用除外の風穴を空け、政府規制法令を制定し、法令の枠をこえる運用を行なつてきた産業政策によって、特定産業や公企業に競争の減退、活力の喪失のおそれが増大し始めたことである。

二つは、かつては日本経済の発展に役立った特定産業の保護・育成型の産業政策が、国際的な批判的となつたことである。

このようにして、日本産業政策は、一九五〇年代から六〇年代に入る頃までは、産業・企業の合理化促進に貢献したという点で少なくともプラスの成果をあげたとみられるが、やがて産業政策と現実の産業実態にギャップが生じ、以後の産業政策は、超SISI技研組

合のようないかに高技術産業の技術革新の支援のほかは、構造不況業種のための産業調整という消極的な役割が主なものとなる。

そして最近は、国際経済摩擦の激化とともに、わが国の産業政策自身が貿易インバランスの元凶とされるようになり、政府のオバーロミットメントに対する批判と相まって、とくに政策的介入・規制の緩和（ディレギュレーション）が要請されるにいたる。

世界の先進工業国においては、ディレギュレーションは経済活性化のための手段として現代に共通の課題となり、周和のようにアメリカのカーター政権、レーガン政権、イギリスのサッチャー政権はこれを積極的に推進しており、OECD理事会も、一九七九年いち早く、「競争分野と適用除外分野または規制分野に関する理事会勧告」を公表している。

わが国においても、八二年、公取委は、「政府規制制度および独占禁止法適用除外制度の見直しについて」を公表。その中でわが国の政府規制制度は、競争政策の観点からみて種々の弊害があることの一六業種を対象として検討・指摘し、つづいて第二臨調は、八三年の最終提言において部門別に規制緩和を指示した。こうして、八五年には、たばこ、電々公社の民営化が実現するようになる。

このように、わが国の現段階における産業と政府の関係は、現行の政府規制からいかに離別するかという問題として検討し直されつつあるが、わが国の政府規制の特徴を示せば次のとくである。

第一に、わが国の規制の主内容は、参入規制、価格規制、数量規制等であり、そのほとんどは競争規制である。政府規制は、市場

経済体制にあっては、本来異質の制度であり、かなり限定的に用いられるものとなっている。

そのためにも、産業特性と産業政策に関する理論的・実証的研究のいっそうの積み重ねが必要である。それなくしては、政府と産業の新しいあり方、産業政策の新しい役割を見出すことはできないであろう（これは報告者の自省の言葉でもある）。

最後に、予定討論者として貴重な批判を賜った山澤、尾上、丸尾氏がならびに質問を載いた方々に感謝したい。本稿は、そうした方のコメントを折り込ませて戴いている。

いられるべきものである。政府規制の多くが、独占禁止政策の適用除外として扱かわれている理由はそこににある。

第二に、その対象領域はほとんど全産業、公企業から私企業にわたり、きわめて広いことである。これは、わが国の市場の閉鎖性を示すものとして非難的となつていて。

第三に、現行政府規制の多くは、戦後から一九五〇年代前半までに導入されており、現在すでにその使命を終えているものや、長期的に既得権化しているものが少なくない。

第四に、公益保護のために役立つている部門もあるが、法令の枠を大きくこえて運用が行なわれるというオーバーロミットメントにより、被規制企業の活動を必要以上に制約したり、過大な負担を課すおそれが大きい。これは、公取委の調査でも明らかである。

以上から政府規制の緩和を可能なかぎり促進すべきであることは論をまたないであろう。

本来、政府の産業活動への介入・規制が求められるのは、市場機能の限界と欠陥を補正し、国民経済全体としての視点から、長期的な資源配分の効率化を達成する手助けをするという、ごく限定された場合にかぎられるべきものである。産業政策の積極的実施が要請され、その効果が期待されるのは、産業の自立的発展が期待されない場合と、それなくしては国民生活の安定や安全が確保できない場合のみであるだが、その場合にしても、産業政策の効果はおのずから保証されているわけではない。

わが国の産業政策が過去の一一定時期に少なくとも有効視されたのは、わが国産業が前述したような条件と環境にあつたからである。

コメント

山澤逸平

（一橋大学）

原報告「産業と政府の役割」についてコメントする。題意は、産業のパフォーマンスへの政府介入、それがどうあつたか、今後どうあるべきかにならう。規制には、法的規制か行政指導か、経済的規制か非経済的規制か等多様だが、原報告はこの規制緩和の問題だけにしばりすぎた。規制だけが産業政策ではなく、租税特別措置や政策金融、通商政策等広範に捉えて整理するのが最近の研究方向であるように思う。

今日の問題をとつても、規制緩和はあくまで手段であつて、産業政策の課題そのものにも目を向ける必要がある。たとえば日本の貿易黒字と摩擦を中長期的に解消するには、規制緩和はひとつの要素だが、それだけではなく、産業調整政策が考えられなければならない。四月九日の市場開放アクション・プログラムでも合板関税引下げの代りに国内調整援助を与える例があつた。この種の課題に対してもバランスのとれたとり組みが望まれる。

二

しかし原報告に合わせて規制緩和に焦点をあてよう。規制緩和論

いのではないか。

三

原報告にいう「政府規制は市場メカニズムになじまない分野がない」はミスリーディングである。その根拠は「政府規制を受けている業種でも競争活発」というアンケート調査らしいが、これは従来の実証分析結果と矛盾しているように思われる。従来、生産調整、価格調整、設備調整が試みられながら、それを無視して競争が行なわれて、規制効果をもたなかつた、という実例が多く報告されている。

四

日本の産業政策には欧米諸国のみならず近隣アジア諸国の関心が強い。それも欧米は経済摩擦の中から批判的に見るので、アジア諸国は経済発展のために日本の産業政策経験から学ぼうとする。韓国は貿易自由化を控えて、六〇年代の日本の経験に関心をもつていて、ASEAN諸国は重化学工業育成の途を模索している。それに対して単に民間活力重視・規制緩和論だけでは不適切であろう。民間企業の弱さ、外資の存在等複雑な事情があるからである。日本の産業政策経験にはこれに応えうるものがあると思う。もちろん日本の経験の適用には慎重であるべきだが、「産業と政府の役割」についてもつとバランスのとれた議論をすべきではなかろうか。

の裏には民間活力への信頼がある。私も基本的には賛成であるしかし從来政府は民間活動を抑制しており、それを緩和すればうまくいくというものではなかろう。特に日本では、民間企業は独立自尊ではなく、政府へのもたれかかりがある。そしてこの政府―企業間の関係の基盤の上に日本の産業政策の成功も失敗も成立してきた。

私が見聞した具体例を挙げよう。一九八四年六月、織維工業構造改善臨時措置法が継続されたが、それに到る二年間織維工業審議会で審議された中心課題は織布業を中心とした設備登録制の撤廃であった。設備登録制は過剰織機対策として一九五一年から実施されているもので、無杼織機が普及した今日その実体はなくなっているのに、依然定期的に過剰織機台数を算定しては買上げ廃棄を行なつて、各企業の自発的な調整努力を著しく損ねている。その撤廃はすでに一九七九年改正時に決定されながら各産地業界の反対で実施されないでいる。今回も織工審の稻葉秀三会長、滝沢菊太郎専門委員長、生活産業局の尽力にもかかわらず業界の圧力で撤廃されなかつた。設備登録制の下で作られた既成秩序への固執があつて、それは零細企業のみでなく、競争力があり、技術革新に熱心な中堅企業でもそういうである。大企業でも口で言うほど政府から独立であろうか。この現実の政府―企業関係を無視して規制緩和を強調しても説得力がない。

五

最後に藤田報告についてひとつだけコメントしたい。藤田報告では、国民生活と政府の役割として、社会保障と財政に焦点をあて、社会保障と税制の調整の四つの課題を説明されたが、その結びとして、「社会保障と政府の役割」というまとめがほしかったと思う。

総括

加藤 寛

（慶應義塾大学）

昭和三十五年第二〇回大会が、今回と同じ場所、日本大学で開かれた時、奇しくもテーマは「現代日本経済における国家の役割」であった。

それから二五年。当時は、福祉国家への方向が中心となり混合経済システムとしての経済における政府の役割が主題であったが、今日は、レーガン大統領によつてまさかおこった旋風が自由市場経済の復権を喚起し、日本でも行政改革の大きな政治の流れに沿つて市場経済における政府の役割を見直そうとする時代になつた。通俗的ないい方をすれば、「大きな政府」よりも「小さな政府」が主題となつたのである。

とはいっても、政府が何もない方が望ましいという自由放任の古典的解釈が現実性をもつてゐる時代ではない。現実には「市場の欠落（失敗）」が明らかであり、それは理論的にも証明されている。ということは、A・C・ピグウの政策が効果があるか否かはともかく、課税と補助金による市場欠落の補完が政策論者として関心をもたざるを得ない分野である。それにもかかわらず「小さな政府」が主題になるとすれば、それは何故なのかが一つのテーマであろう。それはまた、日本経済の成長と発展において果たした政府の役割をいかに評価するかということと無縁ではあり得ない。

第一報告（内野達郎）は、戦後に重点をあて、政府の役割を七つの期間に分けその特質を展望している。戦後復興期を除いて、日本経済が市場への回帰を一貫してすすめ、とくに石油危機を市場原理で克服した点を高く評価している点は、私も全く同感である。そして行政改革をいつそ市場経済への前進と位置づけて制度改革のアクテビズムを認める点も賛成できる。

しかし、この視点に立つ時、第五の時期にあらわれた環境規制改

策や対外経済調整策は一時的な市場補完政策であつたのだろうか。

内野報告が、社会的公正確保における政府の役割を強調しているこ

とからすれば、それは決して一時的ではないはずである。だとすれ

ば、「小さな政府」を是認される内野教授は、いかなる意味でそれ

を是認されるのだろうか。

藤田報告は、そのテーマを社会保障という分野で提起している。福祉財源として福祉目的税を支持する藤田教授は、社会保障の効率化がなければ、国民の支持を得られないといふ。この場合、「小さな政府」論は、「大きな政府」をチェックするものとして登場してくれるところになる。教授の立場からすれば、昭和四十七年福祉元年は、まさに当然の流れであり、政府はむしろ積極的に市場に登場しなければならなくなる。いわば福祉目的税は、福祉を市場経済の効率性

追及から切り離すことによつてその財源の確保をもたらそうとする

ものだが、それは「大きな政府」と「小さな政府」との一元論にもなる。

第三報告、原教授の「産業と政府の役割」は産業政策の分野での政府の直接的・間接的な政策干与が大きかつたことを指摘したものだが、それは「大きな政府」が日本の産業発展に貢献してきたことを認めることになる。その立場からみた時、「小さな政府」になるということは、日本の産業が発展するとみるのかみないのか興味ある問題といえよう。

現実の動きからするなら、政府干与の時代は終わつたということなのだろうが、それは量的な規模の大きさのためではなく、財投や補助金を通しての介入さらには行政指導による「大きな政府」の存在が問題になつてゐるということである。いいかえれば、福祉としての「大きな政府」は否定されるべきではないが、政府すなわち官僚行政の権力拡大推持のための「大きな政府」は批判されるべきだということである。

それは、我々の関心を、行政主体の行動分析に集中することを必要としている。量的大きさは少しも「大きな政府」ではないのに何故批判されるのかという尾上教授の問題提起に答えることにもなる。

これは丸尾教授が、量的に小さな政府である日本が、規制では大きな政府であると指摘した点である。しかも山澤教授のいうごとく、日本の規制行政は市場になじまなかつたのではなく、むしろ規制も規制解除とともに市場の活性化をもたらす手段としての役割を果たしていたということは日本経済における政府の役割を考えるに当た

つて重要な点である。

かくて「小さく」て「大きい」という日本の行政の重大な欠点が浮かんでくる。規制にしろ規制解除にしろその役割が綜合性を失なつてゐるということ。「市場とその外部性」あるいは、「効率と福祉」とを総合的に調整するメカニズムと論理をもつてしないといふことである。その解決の方向はコーポラティズムであるかもしれない、あるいは情報の公開（透明性）であるかもしれない。あるいは谷口報告で追及されたブキャナン的政府論であるかもしれない。いずれにしろタテ割行政のそれぞれの主体の行動動機の分析こそその問題を解く鍵であろう。

専門部会

金融の自由化とその政策効果

金 貨

文部省参考書

有効であつた全

これまで有効であった金融面の制度的枠組み（規制・慣行など）も、環境条件が変われば本来の目的を達成できず、むしろ桎梏となる場合がある。新たな経済的諸条件と旧来の金融面の制度的枠組みとの間に生じた矛盾を克服するため、民間は規制回避を狙った「金融革新」を行い、当局は規制の緩和・撤廃、すなわち「金融の自由化・国際化」を行い、この相互作用の中で現在の「金融改革」が進んでいくことになろう。昭和五十年代に入つてからのわが国金融システムはまさにこうした改革過程にある。

三つが重要である。第一は金利規制であり、その中核は預金金利の上限規制である。第二は業務分野規制であり、具体的には長・短金融の分離、銀行・信託の分離、銀行・証券の分離である。第三は、金利規制と業務分野規制を守るために設けられた、為替管理を中心とする内外市場の分断規制である。

以上三つの規制は、かたちの上では第二次大戦後に米国の強力な

の資金余剰で賄われ、公共部門はほぼ均衡状態となっていた。しかし、第一次石油危機を契機に企業投資が減退、法人企業部門の資金不足は急速に縮小した。これとは対照的に、不況による税収の落ち込みや景気浮揚のための財政支出の増大から、公共部門の資金不足は拡大し、法人企業部門に代って公共部門が最大の資金不足部門となつた。

第二に、上記のような公共部門の資金不足拡大に伴って国債が大量に発行されるようになった結果、長短オーブン市場が発達したことである。わが国では国債は從来から銀行を中心とするシンジケート団の引受けにより発行されてきているが、五十年代初頭まではシ 団引受け後一年を経過した国債の大半を日本銀行がオペレーションで吸い上げてきた。しかし、国債の大量発行の下、こうした方法による吸収には限界があるため、五十二年に大蔵省はソ團保有国債の市場売却を認めるようになり、その結果国債の流通市場（現先市場を含む）が急テンポで拡大し、金利決定や市場参加の自由な長短のオーブン市場の発達を促すことになった。もちろん、こうしたオーブン市場において金利が伸縮的かつ大幅に変動することはいうまでもない。

第三に、金融資産の蓄積に伴つて個人や企業の金利選好が強まりこの伸縮的に変動する金利に対して敏感に反応し始めたことである。すなわち、民間非金融部門による金融資産の保有残高は、五十年以上、家計部門を中心に大幅な伸びを示し、この結果、名目GNPに対する比率は、四十年代前半の約一・五倍から最近では二倍強の水

指導の「はやまが、かのじ」と、戦後の産物ではなく、昭和二年に至るまでの数々の金融恐慌の経験を踏まえて出てきたわが国の金融のフレームワークである（世界的にみても同様の規制が大恐慌の経験を踏まえて導入された）。この

三つの規制は高度成長期には非常にうまく機能したといえる。それでは、何故ここにきてこれらの規制を緩和・撤廃しなければならなくなつたのであらうか。また、そうした金融自由化によつて金融政策、銀行經營はどのように影響を受けるのであるうか。以下、それらについて考えてみたい。

金融自由化の背景としてまず指摘しておかなければならないことは、最近十年間、とくに高度成長の終焉をみた昭和四十八～九年を境として、わが国の金融経済的な諸条件が主として次の五点から変化したことである。

への移行による企業の収益環境の悪化や家計所得の伸び悩みと相俟つて、企業・家計の金利に対する感応度を高めさせた。企業・家計は、より効率的な資金運用・調達行動へと向かうようになつたのである。

が原則として行われなくなつたことから、金利が伸縮的に変動するオープン市場に対し、金利裁定や為替投機の国際資金が活発に流出入し、また海外からの要請もあって、わが国の金融資本市場の開放が一段と進んでいることである。

第五は、コンピューターと高度情報通信技術の進歩という技術革新である。これにより金融情報の伝達、金融取引の指示、資産・負債管理等の金融取引コスト全般が飛躍的に低下することになった。こうした新たな諸条件に対し、それとは異なつた条件の下でワクしていた従来からの規制では齊合的でない面が出てきた。

まず、金利形成の自由なオープン市場が発達し、自由金利と規制

金利との間の格差が目立よくなった結果、金利選好を高めた企業・家計が資金を民間金融仲介機関（間接金融機関）からオーレブン市場へと大量にシフトさせた（ディスインターミディエイション）。さらに、金利変動に敏感な国際資金移動の活発化が、こうした動きを促進することになった。このため、民間金融機関、とくに預金銀行のシェアは低下傾向を辿り、地盤沈下を余儀なくされた。かつて銀行経営の安定化と信用秩序の維持のために導入された金利規制の組みは、却って銀行経営や信用秩序の安定性を阻害する要因とし

て大きくクローズアップされてきたのである。長・短金融の垣根も、都銀等の資産・負債構造のミスマッチングを常態化させる結果となり、これが却つて金融システムを不安定化させる潜在的な要因となってきた。

また、金融技術革新に伴う金融コストの低下は、業態間の資金移動を容易ならしめるような金融新商品や新サービスの開発を可能とし、一方、家計や企業の金利選好の高まりは業際を超えた金融サービスに対するニーズの拡大をもたらした。この結果、垣根による新規参入制限の存在は、規制なれば可能であるよう、より効率的な金融サービスの提供を不可能にしているという意味において、金融システムの効率化の妨げとなってきた。これは、特定の分野において寡占の温床を残しかねないという点で、金融取引の一層の公正化をも妨げるものである。

さらに、フロート制移行後、内外の資本移動が活発化し、情報通信技術の発達により国際間の情報伝達、金融取引指示、資産・負債管理の容易化が進展している状況の下では、規制が却つて金融効率化を妨げ、内外の投資家や金融機関相互間ににおける収益機会を奪うことにもつながってきた。

このため、民間金融機関は規制による不利益あるいはリスク回避を図るべく、新商品や新サービスの提供等に工夫を凝らし始め（これららの規制回避的なインベーティブな動きを総称して「金融革新」と呼ぶ）、また、規制の及ばないユーロ取引やオフショア取引を志向するようになつた。一方、政府は、これまで金利規制等の諸規制を維持する立場にあつたが、五十年以降大量に発行されるように

は一段と拡大していく、③欧米諸国からのわが国に対する金融自由化要請がさらに強まり、かつ広範囲に及ぶようになる、と予想されるからである。金融自由化については、「日米円ドル委員会報告」等でプログラムが示されているが、実際にはそれ以上のスピードで進展する可能性が大きいであろう。

三 金融自由化の影響

(1) 金融政策への影響

まず、金融自由化の過程において、前述のように様々な金融商品が出現し、マネーサプライの定義が不明確化したり、通貨の流通速度や需要関数が構造的に変化する結果、適正通貨量が見失われるという可能性が出てくる。インフレによる金利の高水準乱高下により激しい金融革新を経験した米国では、一九八一～二年にかけてこの問題は深刻であった。しかし、わが国では、物価安定が続き、現在のように金融自由化をグラデュアルに進めて行く限り、そうした構造的シフトも適正通貨量を見失うほどには急激でないとみられるため、マネーサプライ・コントロールが困難化する懸念はさほどない。次に、そうしたマネーサプライ・コントロールという観点から、金融政策の効果波及経路の変化を検討してみよう。

日本銀行は手形・債券オペや貸出量の調節等によって短期金融市場における市場金利を誘導することができるのであり、そうした日

なった国債の円滑な消化を図るために、金利規制・業務分野規制等を事実上見直してゆかざるを得なくなってきた。すなわち、政府は五十二年に国債引受団メンバーが引受国債を売却することを認めたあと、五十三年には中期国債の入札発行を開始した。円滑な国債消化のために、金利規制に風穴を開けるようなことを行わざるをえなかつたのである。また、国債の個人消化を円滑化する観点等から銀行に五十八年国債窓販、五十九年パンク・ディーリングを認めた。

証券に対して、五十五年中期国債ファンドの創設を認め、また五八年国債担保貸付、六十年には国債担保による極度方式の貸付を認めた。こと公共債に関する限り、銀行・証券の分離は崩れたといえども、加えて、金融の国際化に伴い、海外からの相互主義的な観点に立った各種規制の緩和・撤廃を求める圧力が加わってきた。この間、日本銀行としても、金融自由化を進めていた方が金融システムの効率・公正を維持できるし、その中に金融機能を中心とした金融政策の有効性を確保できると考え、金融自由化に前向きに対処してきた。

このようにして、これまで規制の緩和・撤廃、すなわち金融自由化が漸進的に進展してきた。そして、こうした動きは昭和六十年以降、強まる事はあるても弱まる事はないと思われる。すなわち、①昭和六十年度から国債の大量借換えが始まっているが、新規発行・借換え発行を含めてグロースで二十兆円を超える国債を円滑に消化するためには、従来にもまして発行金利の市場実勢尊重と発行国債の多様化を進めなければならない。②高度情報通信システムとコンピューターの一層の発達により、様々な金融商品・金融サービスの開発が一段と容易になり、また業態間の業務提携のフロンティア

日の金融調節を通じてマネーサプライをコントロールしている。

こうした金融政策の効果波及経路の内で、高度成長期には、インターバンク市場の金利変動を通して、銀行の資産選択に影響を及ぼす経路が、重要な役割を果たしてきた（第一の経路）。日本銀行が日々の金融調節を通じてインターネット市場の金利、具体的にはコール・手形レートの上昇を図ると、銀行の貸出金利は、標準金利や資金コストの大半を形成する預金金利が規制されているため、コール・手形レートほど上昇しない。従って、これら金利の格差が拡大するため、銀行は採算上貸出を抑制し、コール・手形市場でのローン放出やマネー返済を増大させ。この貸出抑制はマネーサプライに影響を与え、企業や個人の支出を左右することはいうまでもない（以上引継期を例にとつたが、緩和期には逆になる）。こうした銀行の資産選択行動を速めるために、日本銀行は窓口指導を補完的に活用してきた。

しかし、前述のような、最近十年間における金融経済面での諸条件の変化の中で、オープン市場が発達し、そこでの金利が伸縮的に変動するようになつたため、金融政策の効果波及経路として、①金融仲介の中止（ディスインターミディエインジョン）効果（第二の経路）、②企業・家計など民間の支出活動に対する金利効果（第三の経路）、の二つの効果波及メカニズムが新たに開けてきた。ここで、①の効果は、コール・手形レートの上昇は金利裁定を通じて現先・既発国債等の自由金利を同じように上昇させるが、反面、預金金利は規制下にあってそれほど上昇しないので、資金は預金から現先・既発国債などのオープン市場へ流出し、銀行は資金ポジションの悪

化から貸出を抑制する、というかたちで効果が浸透していくものである。②の効果は、現先・CDなどオープン市場の金利上昇は、ここに資金を運用している企業や家計にとっては、その資金を回収し、支出に向けた場合の機会費用の上昇を意味するので、支出を抑制するという効果である（以上の場合においても、逆は逆）。

この内、第一、第二（①）の経路は、貸出や預金の金利が規制され、硬直的であるために発生する貸出の量的抑制効果であるため、貸出や預金の金利が自由化され市場金利と同じようにならざる結果となると、これらの効果は次第に弱まるところである。しかし、こうした動きとは対照的に、金利が自由化されると、第三（②）の経路である金利を通ずる効果は逆に強まる。なぜなら、オープン市場の金利だけではなく、預金金利と貸出金利も同じように伸縮的に変動するため、すべての運用金利（支出の機会費用）と調達金利（支出の費用）が支出活動に強い影響を及ぼすようになってくるからである。この場合、支出の金利弾力性がどの程度高いかが一つのポイントであるが、わが国ではそれはかなり高いという結果がこれまでの実証分析から得られているところである。従って、前二者の貸出量を通ずる効果が後退しても、第三（②）の金利効果が効くため、金融政策の有効性は維持される。そのことは、金融システムの効率と公正を妨げないかたちで政策効果を發揮しうる点でもむしろ優れているといえる。

ただ、今後金融政策の有効性を高めるためには、金融自由化を漸新的に進めていくと同時に、自由な競争が寡占的な状態をもたらさないよう注意することも大切である。また、金利機能を重視した

金融政策の有効性を確保していく上で、郵貯金利の決定が市場金利を基準にして決められるという慣習の成立も必要である。しかしながら重要なのは短期金融市场の整備・拡充であろう。近年における頭著なオープン市場拡大やユーロ円市場拡大の下で、インターネット市場からオープン市場への裁定にタイムラグが生じたり、逆にインターネット市場の金利がオープン市場金利に左右されやすくなったりする問題が出てきているだけに、今後は、日本銀行の政策スタンスを強力に示しうる短期金融市场、とりわけ、金融政策の円滑な運営の前提となる公開市場操作対象市場としてのTB市場の育成が喫緊の課題といえる。

(2) 銀行経営面への影響

金融政策が有効に機能するためには、その受け皿である銀行経営や金融システムが安定的であることが必要である。そこで次に、金融自由化が銀行経営にどのような影響を与えるのか、そして金融自由化により銀行経営は安定するのか、不安定化するのかを考えみよう。

まず、銀行経営面へのプラスの効果としては、第一に、預金吸収力の基盤が強化され、預金吸収力が回復するという点が指摘できる。

第二に、業務の拡大ないし多様化によって収益機会が増し、かつ等しければ、貸出金利は低下し預金金利が上昇する結果、表面的な預貸金利差は縮小するということである。このことは、これによって資金の借手や預金者がより有利な取引機会に恵まれるようになることが自由化の最大目標である以上、ある意味では当然のことといわねばならない。但し、ここで注意すべきは、前述のプラス効果を反映して、自由化に伴う個別銀行の預貸金利の縮小が直ちに銀行全体としての収益率の低下をもたらすとは限らないことである。

第二に、銀行行動に伴う個々のリスクが金融自由化によって増大する可能性が大きいということである。とりわけ、問題となるのは、金利リスク、流動性リスク、信用リスク、為替リスクの四つである。金利リスクとは、金利変動により収益が不安定化するリスクのことであるが、預金金利が自由化された場合、当然のことながらその変動幅は規制下におけるよりも拡大する可能性が大きい。流動性リスクとは、預金の払い戻し、貸付等の資金が不足し、不本意に保有資産を流動化したり、割高なコストでの資金調達を余儀なくされ、そのため収益悪化を引き起こすリスクであるが、金融の自由化によって、銀行が資金調達に際して不安定な自由金利の市場性資金への依存度を高める（全国銀行の資金調達に占める自由金利商品の割合は、昭和五十年末八・五%・五十九年末二〇・〇%）に従って、この流動性リスクは高まることが予想される。信用リスク、すなわち

ズ・オブ・スコープの効果が挙げられる。業務の多様化によって、銀行は從来よりも収益率の高い取引機会に恵まれるばかりでなく、

既存の店舗や人員、あるいは各種のノウハウなどを様々な業務に利用することができる、それだけ単位当たりのコストを軽減しうる。また、在来の運用対象（例えば貸出）とは収益率の変動パターンが異なる資産（例えば債券）への引受け・運用が可能になれば、銀行全体としての収益率の変動幅（すなわちリスク）は縮小しうる。

第三に、預金金利規制下で行われていた非価格コスト（例えば、手数料の减免、景品の提供等、いわゆるインプリント金利）の節減が可能となるほか、銀行内部の組織的非効率（いわゆるX非効率、例えば非効率な店舗や余剰人員の温存）に伴うコストについても、自由化後はその是正が迫られることになろう。

第四に、資金調達金利の上昇および変動に對して貸出金利を弾力的に変更する、いわゆるスプレッド・バンキングの普及による利潤安定効果が見込まれる。もちろん、スプレッド 자체が市場の需給に応じて伸縮する可能性があるが、少なくとも逆転の発生は回避しうるであろう。

第五は、金利自由化のもたらす金利変動幅平準化ともいべき効果である。例えば、預金金利が全面的に規制されている下で、短期金融市场金利のみが自由に変動しうる状態にある場合、この自由金利が資金需給の調整役を一手に引受けける結果、時によりその変動幅が極めて大きなものになると予想されるが、預金金利が自由化されれば、需給調節の場が預金市場にも広がる結果、市場金利の変動幅

表 信用秩序維持のための諸手段の長所と短所

	長 所	短 所
参 入 規 制	・過当競争の防止による銀行経営の基盤強化	・競争制限による資金配分の効率阻害、他業種との所得分配の不公正助長
業 務 分 野 規 制	・過当競争の防止による銀行経営の基盤強化 ・高リスク業務の禁止による銀行経営の健全性維持	・競争制限による資金配分の効率阻害 ・新たな収益機会とリスク分散の機会を制約
金 利 規 制	・一定水準の利潤維持による銀行の収益基盤の確保	・資金配分の効率阻害 ・ディスインターミディエイションの発生
預 金 保 險 (現行一律保険料率)	・預金者の信認維持による預金取付けの防止	・モラル・ハザード発生(銀行経営と預金者の節度低下)
可 変 的 預 金 保 險 料 制 度	・銀行経営の自主的な改善を促進 ・市場の監視機能を強化	・個別銀行のリスク度合い判定困難 ・保険料率の差異判明による預金取付け発生の可能性
バランスシート規制 (例、自己資本比率) 大口融資規制 規制	・リスク分散、銀行経営の健全性維持へのインセンティブ ・競争制限的でない	・適正規制水準の判定が困難、また画一的な基準とせざるをえない ・オフ・バランスシート取引の増大に対しては無力(検査・考査による補強が必要)
各 業 態 で の 相 互 援 助 制 度	・銀行の自己責任による信用秩序維持を促進	・資金拠出に伴うコスト・アップ、それに対する抵抗感
中 央 銀 行 貸 出 (最後の貸手機能)	・信用秩序の究極的な維持が可能 ・機動的かつ弾力的な対応が可能	・モラル・ハザード発生(銀行経営の節度低下) ・金融政策・金融調節の有効性低下 ・中央銀行の資産内容悪化

を検討する必要がある。その方策としては、まず何よりも、インフレを回避し、良好な経済パフォーマンスを維持すること、すなわち、マクロ経済の安定を図ることが基本的な大前提となる。古今の信用秩序動搖のケースをみると、いずれもインフレの激化とその反動といった実体経済の著しい不安定の下において生じている。歴史の教訓として重視しなければならない。

第二に、そうした大前提に立てて、金融機関の自己責任原則に立脚した健全経営にまたねばならない。そのためには、例えば銀行の経営内容に関するディスクロージャーを充実させることを通じて、預金者等が銀行を監視・選別する能力を高めるというかたちで市場規律を高めることが有効である。ただ、市場規律が有效地に働くためには預金者等が銀行経営のリスク度を正しく評価できること等が前提条件となるが、こうした条件が

貸倒れリスクとは、満期にその資産価値全額が実現されないリスクである。先述のとおり、金融自由化の下ではスプレッド・バンキン方式が広まることが予想されるが、これはいわば金利リスクを借手に転嫁するものであり、その結果、銀行にとっては逆に信用リスクが高まるというトレードオフの関係が存在する。国際金融取引の自由化、すなわち国際化は、外貨建て資産・負債の増大をもたらすことになるので、為替相場変動にさらされるリスクもそれだけ大きくなる。

以上のように、金融自由化の銀行経営にもたらす影響としては、プラス効果、マイナス効果いずれもが存在し、従って、金融自由化に伴って銀行経営が不安定となるか安定するかをアブリオリに判断することは難しい。ただ、米国、西独の経験等に従すれば、金融自由化が銀行経営の悪化に直接結びつくとは必ずしもいい難く、どちらかといえばメリットが大きいといってよいであろう。但し、金融自由化に伴う銀行経営が安定する効果を重視するとしても、新たな環境条件への適応力に応じて銀行間格差が拡大し、それが信用秩序に響く可能性がある点には十分留意する必要がある。

(3) 信用秩序面への影響

そこで最後に、金融自由化が前述のような銀行経営の変化等を通じて信用秩序に及ぼす影響がどのようなものであるかを考えてみた。

信用秩序とは、本来的にはあらゆる金融債務が契約どおり確実に履行されることを意味するが、ここで問題とすべきは、破綻した場合の影響である。

金融自由化はこうした信用秩序の維持にどのような影響を及ぼすのであるか。金融自由化により従来の競争制限的な各種の規制が緩和・撤廃され、エコノミーズ・オブ・スコープの拡大等を通じて預金銀行の経営が安定するほか、競争活発化の下で不健全ないし非効率な金融機関が整理・淘汰され、金融システムが全体としてより強固なものになるというメリットがある。こうした意味から、金融自由化は信用秩序にとって究極的にはプラスの効果をもたらすものと考えられる。

しかし、反面、そうした安定状態への移行期において経営格差が拡大し、これまでの保護行政の下で温存されてきた限界的金融機関が環境の変化に適応できずに淘汰され、その影響が健全な金融機関を含む金融システム全体の動揺へと発展する懼れもある。また、金融機関の活動が内外において広範化・複雑化する中で、海外からのショックあるいは思わぬリスクの顕現化から、信用秩序が揺さぶりを受けるといった事態も起り得よう。

従って、金融自由化の下で信用秩序の維持を図るために、こうしたプラスの面を大いに活用すると同時に、マイナスの面への対策

常に満たされることは限らず、従って、市場機能に全面的に依存することにも自ずから限界があらう。

第三に、そうである以上、銀行の健全経営を促進する上で何らかの公的規制が必要となつてくる。もつとも、その場合でも、従来のように競争制限的な規制ではなく、市場メカニズムを阻害しないような規制手段に切り替えていくことが必要であり、そうした意味から、自己資本比率規制等のバランスシート規制や考查・検査の活用といった事前的措置を整備しておくことが重要である。

第四に、以上のような事前的措置によつても銀行の健全性が維持されずに破綻に至る場合には、その影響を金融システム全体に波及させないための事後的措置の整備が必要である。具体的には、各業界の相互援助制度のほか、預金保険制度・最後の貸手としての中央銀行の出動が考えられる。但し、これらには、預金者が銀行の経営状態に関心を払わなくなり、その結果、銀行がよりリスク・ティキングな経営を行うようになるという、いわゆるモラルハザードを誘発する可能性がある。

いずれにしても、こうした信用秩序維持の手段には、前頁の表に示されるように、いずれも一長一短があり、決め手に欠けるのが実際のところであり、結局様々な手段をバランスよく組合せて適宜対応していくことが肝要であると思われる。

四 おわりに

以上、金融自由化がもたらす政策効果、就中金融自由化が金融政策、銀行経営、信用秩序に及ぼす影響について検討してきた。金融

自由化には、金融の効率と公正を高めるという光の面もあれば、信
用秩序の安定を脅かしかねないという影の面もある。要は、その両
面を理解すると同時に、影の面に十分な対応策を講じながら、光の
面を積極的に求め、この後戻りのきかない一つの歴史的流れともい
うべき「金融自由化」を着実に推進することが最も賢明な道とい
うことである。

質問（青山学院大学 吉川光治）

財政赤字による通貨供給は健全な通貨供給ではないか。また、金利自由化が国債大量発行の結果ではあることは、この不健全な通貨供給との関係でみると、自由な金融市場の発達とは矛盾するのではないか。

答 財政再建が大きな政策課題であることはご指摘通りであるが、財政赤字をファイナンスする国債が安易にマネタイズされない限り、通貨供給面で不健全ということにはならないだろう。国債の買オペは通貨創出ルートの一つにすぎず、要は全体としてマネーサプライをうまくコントロールすることである。

また、金利自由化は金融市場の効率や公正の面から本来追求されるべきものであつて、わが国では国債大量発行が契機として大きかつたということである。金利自由化により、金利機能を通じたマネーサプライ・コントロールが可能になるわけで、膨大な財政赤字が不健全だということは別ではなかろうか。災いを転じて福となすということとは世の中によくあることだ、ともいえようか。

コメント

小松憲治

（千葉大学）

「集計量」という新しい指標を開発しているというが、その有用性についてお聞きしたい。

第二点は、同じく金融政策の指標としての金利をめぐる問題である。金融の自由化・国際化によるオープン市場拡大やユーロ円市場拡大が進展し、銀行や証券会社はもちろんのこと、保険会社や商社・メーカーにいたるまで金融機関負けの金融資産運用に乗り出している現況下では、日本銀行の金利誘導政策が思うにまかせない状態に陥る可能性がある。報告者は、これに対しTB市場の育成などによって金利政策の有効性は保持できると述べたが、TB市場の金利も市場の実勢によつて左右される可能性は充分にあり、その結果、当局の金利誘導政策は相当に制約されるのではなかろうか。

実際、円転換規制の撤廃後、ユーロ円市場と国内円市場との金利裁定関係が強まって、円転換による資金取入れが活発化し、ユーロ円

市場が国内のコール・手形市場と同様の機能を果たしはじめたようである。このことは、現在のような金融緩和期にはともかく、金融引締め政策に転じた場合に金融政策の効果を害なうことは明らかであるが、当局は、これにどう対処するのであらうか。

第三点は、国際的金融自由化の推進が貿易収支や経常収支の不均衡に対する外國為替市場の調整メカニズムの働きを阻害している問

題である。昨年（昭和五九年）、円ドル委員会が日米間の金融自由化計画を策定したときに掲げた目的のひとつは、日本の大幅な貿易黒字下での円安・ドル高の是正であった。しかし、それから一年、円安・ドル高は改善されるどころか更に進み、日米間の貿易不均衡は一層拡大している。その理由は、昭和五九年度の日本の貿易収支黒字四五六億ドル、經常収支黒字三七〇億ドルに対して、長期資本の流出（赤字）は五四二億ドルとなり、その結果、総合収支は一四五億ドルの赤字を計上したからである。このような大量の長期資本流出がつづくかぎり、円安・ドル高の調整が実現できないことは明らかである。

国際的金融自由化の理念からすれば、この巨額の国際資本移動は許されて然るべきものであるが、国民経済の安定的運営および国際協調の観点からすれば、貿易について秩序ある輸出入が希まれるよう、資本についても秩序ある輸出入が求められてよいのではなかろうか。

これに関連して、最後に、わが国の政策当局が昭和五九年度の『通商白書』や『経済白書』で主張した「資本輸出國論」への疑問を提起したい。この考え方は、キンドルバーガー教授の発展段階説にしたがって、かつての英國や米国がそうであったように、日本はいまや貿易によって稼いだ外貨を資本輸出する段階に到達したのだとして、現状の巨大な貿易収支黒字と資本収支赤字の継続を容認しようとするものである。しかしながら、現在、わが国が諸外国から国際収支の均衡破壊者だとして告発されるような国際緊張に直面している事実は、こうした発想法にもどうく対外経済政策に対する反

省を求める軌道修正の必要性を示唆しているものと考えざるをえない。以上の諸問題について、報告者ならびに会員諸氏の率直な意見をお聞かせ頂ければ幸いである。

総括・経済政策学からする金融再編成の basic 理念

—Deregulation か Reregulation か—

藤井 隆

（名古屋大学）

現在、わが国の金融政策における最大の論争が、「金利上の規制」と「制度上の規制」の改革にあることはいうまでもない。問題はこれを経済政策学の立場からいかに受けとめるかである。

第一の視点として、経済政策と金融政策の関係がある。

経済政策は経済社会の健全かつ合理的運営の全体に対する責任がある政策である。これに対しても、金融政策は、経済社会の動力としての経済循環を支えている貨幣的側面に対する政策である。

中央銀行は、なによりもまず一般流動性のコントロール、とくにその安定の政策を目的とする政策主体である。だが、物価や雇用の安定を目的とするとき、財政政策との協力・ボリシーミックスを求められる。一国の政府は、財政政策の主体であると同時に、まず政府という経済主体として自立することが求められる。自立した政府として、経済社会全体の安定と発展に責任をもつ経済政策主体でなくてはならないとすれば、財政政策は、物価安定だけでなく、より大きな経済政策の部分手段にすぎない。対外的の安定や経済社会そのものの安定がより重要なのは、メキシコやブラジル、アルゼンチンなどをみれば明らかであろう。

政策の目的と手段には、数段階の階層構造がある。金融安定、物

価安定、雇用安定、対外安定、経済社会安定とみていくと安定政策という時でも、下位目的は常に上位目的の手段である。金利自由化も手段の一つとして、金融市場の金利機能の回復が目的であって、自由化それ自身が目的ではないことに注意したい。

第二の視点は、ある国のあるいは世界の経済社会システムと、金融システムの関係をいかに考えるかである。単なる規制緩和ではない筈だ。

いうまでもなく金融機関と金融制度は、信用創造という経済循環の動力性を支えている機能によって、その存在を評価されなくてはならない。この経済社会の動力性を支える機能の維持こそ、金融政策のいま一つの大目的であるとすれば、制度上の規制の議論は、金融が、制度によって定まる業態をもつものである以上、規制の緩和ではなくて、より効率のよい合理的な信用創造機能をもった金融機関・金融制度の創造が目的でなくてはならないことは明らかであり、問われているのはそのデザインである。

この二つの視点は「市場」と「制度」という経済政策の最も重要な調整手段を経済環境の変化の中でいかに合理的に組合せて経済政策の目的とする経済社会の合理的かつ健全な運営を達成するかとい

うことである。このことを忘れての既得権温存争いの議論の紹介は、学会のものではない。

第三の議論として金融自由化的背景をみよう。プロダクト・イン・ノベーションとプロセス・イン・ノベーションの進行は金融界でも例外ではなかつた。そこに課題の三つの局面がある。

一つは企業や産業との関係である。

新しい金融商品、新しい金融の行き方が、今後の産業組織、企業グループの組織をどのように変えていくか。逆にいえば、産業や企業グループの発展、金融界がついて行けるか（企業グループ信用をとり込めるか）だ。貨幣や信用が提供するサービスよりも、金融制度や組織、そしてそこで創出された金融組織商品が生み出すサービスや情報が企業グループや産業組織と、より密接に関わっていることを充分認識した上で、制度いじりでなくしてはならないであろう。

金融部門の一人よがりでは困るのである。
二つ目は、公共投資の民間資金利用、民活導入というとき、財政における諸政策と金融機関の行動の揃え方である。郵貯だけではなく今後の公共的信託制度など、国有財産の運用（儲かる公共事業）などの新しい方式に対し、銀行界、保険界、証券界はどう対処するのか。国内的公共だけでなく、今後国際的公共の分野も一層拡大する。一国の中央銀行も外から地球規模の視点でみれば、一個の私的な銀行、旧幕時代の藩札発行所と大差のない一面をもつていてることを忘れてはならない。

三つ目の局面は、金融の国際化とその役割の増大に伴うわが国の金融政策・金融制度のあり方が、国際的な政策協力や競争の中でどう

経済政策主体の多様性について

一 経済政策の主体と経済行為の主体

(1) policy-maker と actor

経済行為（economic action）の主体（actor）である企業家あるいは資本家や、労働者を单一実体（entity）として捉えることは経済学において何ら抵抗を受けない。これに対して経済政策の主体（policy-maker）を单一実体として捉える場合には、我々は「仮に」とか「一応」という言葉を置くような配慮をしなければならない。その理由は、政策主体として中央政府、地方政府、中央銀行、などといった諸機関があるといったような事情にあるよりも、政策主体が実体ではなく関係概念として捉えるべき性格を持つていてある。そしてそこには政策主体は資本家、労働者といった経済行為者、およびそれらの集合との関係においてとらえる国家論的接近の意味も存在する。

カーン・ヨンはその編著『現代の経済政策』（とくにその第一部）において、無限の複雑性を持つ各国の経済政策を出来るだけ体系化し一般概念化しようと試み、経済政策の主体を「一応」「單一體」（a single unit）として、「政府」としたうえで次のよう規定する（1）。

「それ（政府）は、強制力を有し、社会的必要の充足を義務づけられ、経済政策実施の主体である」

尾上久雄
（大阪産業大学）

— 48 —

ういう役割を開拓できるか。国境をこえた金融制度のあり方、円の国際化、世界的オンライン化の中での在来のクローズド・システムは完全に問い合わせられる。日本銀行が発行する円にとっての「国境」と現実の国境とは大きく乖離して行きつゝあるのではなかつた。この認識は現実の国境に基くマクロ理論、ISM-LM分析などにも大きな疑点を投げかけている。

以上の三局面打開にあたっての基本認識は、一つは、日本経済のよって立つ経済基盤が完全に国境を超えたことと、日本の企業グループの活動が、たとえ国内企業の場合にも、資金調達、技術、人材、市場すべてについて世界的になつたということである。

いま一つは、政策主体としての日本政府も、日本銀行も、国内に對してのみ責任をもつべき政策主体ではなくつたということである。

それは、地球規模の金融制度・財政制度の一環としての財政政策主体・金融政策主体へ日本の政策主体が組みこまれていくことを余儀なくするであろう。

日本銀行はいまや、わが国中央銀行として、日本経済の安定に責任を分担すると同時に、円の世界的な役割、世界経済の発展基盤としての国際的金融制度や政策に對して責任を分担する責任政策機関といふことである。

今日の議論がこの分野の学問研究に大きな地平を拓く第一歩であつたことを一緒に感謝して、そのような改革の責任にたつ報告者の期待と激励をこめて謝辞としたい。

(2) 右の規定に対する異論

右のような規定に対し異を唱えたのはイタリア・ケインズ派のディ・フェニツィオである。かれは「ティンバーゲンは経済政策を経済行為と同じ意味に使っている。」つまりティンバーゲンは政府のような policy-maker と大企業や労働組合のような economic actor とを混同して、ともに policy-maker としている、と非難したのである⁽³⁾。

これはティンバーゲンの規定に対するアントニ・テーゼであるが、現代経済政策の主体の問題は、政策主体と経済行為者（例えば政府と巨大企業）の一体化をめぐって存在する。

(3) 規定の提議する問題

ディ・フェニツィオに代表される形式論理的な批判にもかかわらず、ティンバーゲン的規定は極めて現代的な二つの意味を持つている。第一には政府と巨大企業などのアクターの一体化を指摘している点であり、この問題はマルクス学派、制度学派などが古くから対象として来た点であるが、ティンバーゲンの特徴はこれに労働組合や農民団体などを加えた点である。これは第二の意味と関連する。

第二の意味というのは、現代の経済政策作成者が国民の要求する諸目標達成の責任を負わされた政策主体であるという点である。

つまり現代の政策主体は特定の経済行為者の代弁を見るよりも、国民

の求める諸目標実現の責任者である、という側面が指摘されている。

スザンヌ・ド・ブルノフのような西欧マルクス主義者がこの点に着

え、前者から後者への移行を先進資本主義国の現代的特徴として認識し、さらには国家独占資本主義論からの脱却を企画していると思われる。さてこの議論の歴史的・地域的背景を特徴づけると、それは単に先進資本主義的というよりも、さらに特定して現代西欧的であり、ミッテルラン的局面の展開に連なっている、というべきであろう。

ここでは筆者の指摘した第一の意味と第二の意味を結びつける環は、第一の意味の終わりに挙げた諸経済行為者・諸政策作成者の集中過程でありひとつつの政策主体への凝縮過程であり、この過程はフランスに限らずオランダ・イタリア、そして全ヨーロッパにある程度共通するものである。そしてより小さな程度においてはあるが、アメリカと日本においても一般的なものとして崩芽を持つものである。そこでこの政策主体形成の論理をもう一度、ティンバーゲンに沿って一般化して見よう。

筆者によればこの経済政策主体の形成の一般的論理は二つのループを巡っている。第一はアクターが一つの政策主体へと集中する過程の論理的正当化であり、第二は一般的な政策目標から政策手段が導出され、さらにはそれを実行しうる政策主体が導出される過程の論理的分析である。これらを次に考察したい。

II 経済政策主体の形成

(1) 集権あるいは凝縮過程

この過程をティンバーゲンは経済政策における「集権と分権」(Centralization and Decentralization, 1954) の問題として捉えてい

目して「ティンバーゲンの経済政策定義」なるものを次のように合成し、これを肯定的に引用して、彼女の「経済政策国家」の議論を展開しているのは注目に値する⁽⁴⁾。

「経済政策は若干の一般的目標の達成を追求しているが、これらは諸目標はより詳細に規定された一連の経済的諸目的を包含している。指導者（政府）はこれらの諸目的を達成するため一般的な政府の政策の経済的側面である。それは、目標達成のための経済的諸問題に対する政府の意識的な介入である。」

この引用の出所はティンバーゲン自身の定義ではなく、前掲の『現代の経済政策』の異なる場所にある叙述を合成したものであるが、これをティンバーゲン的定義とすることにわたしは異論を持たない。

この定義は一見平凡な教科書風の規定であり、超階級的ないし中立的主体規定であるが、ティンバーゲンが前述のように特定アクターとポリシー・マイカーの一体化の議論を踏まえたうえで同時にこの規定を用いている点に現代経済政策の特徴が反映している。同じことは経済政策の階級的性格の分析を経たうえで、ことさらにこの定義を持ち出したブルノフの研究についても言える。彼女の場合は階級的規定と一般的規定とを現代経済政策の重層的性格としてとら

本書において政策とはこれらの目標を追求して政府によって執られる行為であると定義する。……これらの目標は全て、多かれ少なかれ、経済的側面を持っている。……経済政策は、一般的な政府の政策の経済的側面である。それは、目標達成のための経済的諸問題に対する政府の意識的な介入である。」

この引用の出所はティンバーゲン自身の定義ではなく、前掲の

『現代の経済政策』の異なる場所にある叙述を合成したものであ

るが、これをティンバーゲン的定義とすることにわたしは異論を持たない。

この定義は一見平凡な教科書風の規定であり、超階級的ないし中立的主体規定であるが、ティンバーゲンが前述のように特定アクターとポリシー・マイカーの一体化の議論を踏まえたうえで同時にこの規定を用いている点に現代経済政策の特徴が反映している。同じことは経済政策の階級的性格の分析を経たうえで、ことさらにこの定義を持ち出したブルノフの研究についても言える。彼女の場合は階級的規定と一般的規定とを現代経済政策の重層的性格としてとら

手の厚生関数へのマイナス効果を過少評価しがちである。つまり他人の痛さを我が身にはそれほど感じないから、社会全体の立場から見てこの政策を使用しすぎる。「中立的政策」「混合的政策」の場合には、このようなことは起こらない。

したがって社会全体の立場（自己）と相手の厚生関数の合計）から見るならば、「支援的政策」および「反対的政策」の政策作成者は、いずれもそれぞれ集権化して一つの主体になることが望ましい。これに対しても「中立的政策」と「混合的政策」の場合は、それぞれの政策作成者が自分の手でその政策を使ってもよい。つまり集権の必要はない。集権が望ましい政策の例の一つとしては賃金率があげられ、両者は集権化したほうが社会全体の厚生関数にプラスの効果をもたらす、という。

この論理は国際間で言えば、両国が関税を廃したり下げたりするために関税同盟を打ち立てるべきだとする論理にも使用され、外部経済や外部不経済をお互い与え合う企業が合併したほうがよいという論理にも使用される。公害を出す企業の政策主体に市民を参加させて社会的なものにせよ、という論理にも使えそうだ。しかしこの論理をティンバーゲンが最も身近な現実問題として意識したのは、かれ自身が参加したオランダ経済政策の決定過程であり、わけても賃金決定の過程であろう。そこでは使用者団体と労働組合の二つの政策作成者が対話し、ティンバーゲンは中立委員であったり、あるいは経済計画局長官であった。そして常に社会民主主義の政党（かつて労働党、のちに社会党と改称）の知的指導者であった。この論理が実際の経済政策において実現し成功する度合は、労・使の

なくてよく、雇用は創出されない。彼の相対所得は不变である が雇用は回復せず。

(4) 最低の選好は、雇用は創出されるが、そのための負担はかかるのみかかる。かれの相対所得は低下するが、ひとりだけの犠牲だけでは全般的には雇用の回復はほとんどない。

意志決定に拘束力のある民主主義のもとでは、ある者だけが他者

のために犠牲を負う選択肢(1)と(4)は除かれる。そうすると構成員は選択肢(3)でなく(2)に投票し、雇用が回復する。

意志決定に拘束力を持たせることが不可能な組織の中では自分が犠牲を払って他の人がそうしない結果、選択肢(4)を選ぶことにはりはしないか、と心配して選択肢(1)を選んでしまおうという誘惑にかかる。労働組合や雇用者団体においては拘束力のない議論が行わされて、投票の結果は選択肢(3)が選ばれることになつて失業克服の目的は実現しない。これはまさしく囚人のディレクマであるが、これから逃れる道としてティンバーゲンらは政府あるいは労働組合がサンクションを用いる方法を提示している。

サンクションの内容は提示されてないがサンクション（主として負のサンクション）の有効性こそが問題であつて、これが有効でなければこれらの提案は実行不可能である。例えばコーポラティズム的組織（例えは社会経済理事会）への参加権取消し、労働組合の全国的組織からの除名あるいは活動停止等が考えられる。しかしこれらはヴァン・デン・ドワールの著書においても明示されておらず、あくまでわたしの推察である。

力関係、両者の戦略思想などさまざまな諸条件に依存する。ティンバーゲン的論理はこの諸条件の中で揉まれて揉まれた。第二次大戦後のオランダの労使関係において戦時中の反ナチ抵抗運動時代の協力の余波が続き、労・使と中立の三者で構成された社会経済理事会を要とする典型的コーポラティズムが支配的であった。一九七二年の石油危機はオランダ経済政策にとっても、その政策主体にとっても重大な危機であった。一九七三年社会党首班のオランダ政府は名目賃金の上昇を抑えようとして労働組合を説得して中央協定方式を採用しようとした。これは当時イギリスで労働党が行おうとしていた「社会契約」と同種のコーポラティズムの制度化への試みである。使用者団体と労働組合との激しい対立下で集権化への試みが繰り返される中で一九七六年ティンバーゲンとその弟子ヴァン・デン・ドワールおよびドゥ・ガランの三人の経済学者は社会党の中央協定方式（＝政策主体の集権化）を支援するためゲームの理論を用いて「強制を受容する民主主義」の必要性を唱えた⁽⁶⁾。

「強制を受容する民主主義」を主張する三人の経済学者は、使用者団体と労働組合の双方がその組織内に強制力を持たないために、それぞれの構成員はつぎのような形で「囚人のディレクマ」にとらわれていると考える。

(1) 最も選好されるのはものは、他人の犠牲による雇用の厚生。これにより彼の相対所得は向上し、雇用は回復。

(2) 二番目に選好されるものは、彼を含む全員の負担による雇用創出。彼の相対所得は不变、雇用は回復。

(3) 三番目に選好されるものは、彼自身を含めだれも何も負担しない。

(2) 集権過程としてのコーポラティズム

前述のような「強制を受容する民主主義」が成立するためには、一国の社会を構成する使用者や労働者の個々の目的関数においてマクロ経済政策的目標（雇用、実質所得など）が大きなウエートをもつていなければならない。また政府がそれを公正に実行しうるという信頼がなくてはならない。総じてそのような国家はコーポラティズムの国家である。

コーポラティズムはこのように内包的には協調性を持ちながら、それにあくまで抗するものには排他性を持つている。そこにコーポラティズムの安定性と不安定性、強さと弱さがあり、しかも安定性と強さ、不安定性と弱さとが対応するものでもない。そこには歴史のダイナミクスがあり、またコーポラティズムの過渡的性格がある。例えば制度的安定性の維持のためにはヘゲモニーが必要であり、そのためには相手側の積極的合意を得るために譲歩を伴うことが多い。そしてまた現代のコーポラティズムは、その構成員のそこからの退出を絶対的に禁止することは出来ない。たとえばオランダ、イギリスではそのためにコーポラティズムは安定しない。その反対に急進的な勢力がダイナミックな対応をもつて参入することも阻止出来ない。例えはイタリアではこのことへの警戒がコーポラティズムの制度化を阻止している。

コーポラティズムに関する定義は今日無限に存在している。コーポラティズムの属性を取り出して、それを過去、現在に求めて行くならば博識を誇る学者は中世から今日に至るまで無数のコーポラティズムを競つて発見するだろう。しかし少なくとも今はわたしはこ

の競争に加わらずむしろ次のような最も現代的な、そして出来るだけ簡潔な定義を打ち出して、そこを出発点として歴史的ヴァリアントを見たいと思う。このように遠近法的な接近をあえてする理由は、わたしの目的が現段階分析に重要性を置いているからである。「コーポラティズムとは資本家代表と労働者代表を中心とした組織の代表を国家の経済政策決定過程に組み入れたシステムである。」

この規定は現代経済政策におけるコーポラティズムにかかるものであって、論者たちの広く論じているコーポラティズム一般ではないかもしれない。しかしかし元来余りにも一般的なコーパラティズムで規定から現段階の経済政策にかかわる分析を演繹的に行なうことに賛成ではない。

かりに數え切れない論者の中からコーポラティズム一般を抽出すれば、それは「国家的に公認された政策決定システムと社会各層の利益代表との間に存在する一定の制度的関係を支持する思想」とでも想定出来るであろうが、これではカトリシズムからローマン主義的国家主義、職能主義からサンディカリズム、ギルド社会主義、労資協調主義、オーストリア社会民主主義など、中には正反対のものまで含んでしまう。わたしが「現代経済政策的」と限定したコーポラティズムはヨーロッパに広く存在する労・資二者代表ないし労・資・中立三者機関に典型を見い出す政策決定システムである。さてその先駆を探すならば、社会的諸利益代表を国益に結びつけようとしたルーマニアの経済学者ミハイル・マノイレスコの名を挙げたい。しかし現代性を強調すればコーポラティズムは、ケインズ以降のマクロ政策の必然的所産であり、そのことは次のティンバーゲン

は往々にして構造式の形を見るばかりで、この特徴を見過している。現にこの特徴を強調しているのはティンバーゲンとその学派の人々の論文以外には全く見られない。これについて以下若干の言及を加えたい。

これまで経済学説は様々の経済現象と経済現象の間にさまざまの因果関係を見出し、諸変数で構成される因果モデルを打ち立ててきた。ティンバーゲンがラグナール・フリッショの決意モデルにヒントを得てマクロ因果モデルを逆転して連立方程式のマクロ政策モデルを現実に適用した。かれは一九三〇年代にすでに連立方程式モデルを作っているが、それはまだ因果モデルであって、実用の政策モデルは第二次大戦直後である。

因果モデルにおいて外生変数であったものは、政策モデルにおいては内生変数となり前者で内生変数であったものは後者で外生変数となる。「こうなる」という因果モデルから「何をなすべきか」という政策モデルへの転化には二つの契機がある。一つはケインズ・フリッショ・ティンバーゲンという学説史的な契機であり、もう一つは反ファッシュ運動を経てオランダ社会党から経済計画局長官に就任したティンバーゲンの歴史的体験である。この歴史的体験の政策モデルへの反映・表示の一つの要素を次の項において見ることにしたい。

○価格調整式

政策モデルの連立方程式において一つの要素となるのは次のようにな価格調整式である。

$$\text{価格} = \text{利潤} + \text{賃金率} + \text{輸入原料価格} + \text{生産性} + \text{間接税}$$

ン・モデルに明示される。

(3) 政策決定モデルにおけるその示現

前述の集権化を背景にして行われる経済政策決定モデルは例えば次のようなマクロ目標外生の形をとる。

$$AX + BX + CZ = U$$

ただし行列 A, B, C は係数、

ベクトル Y, Z はそれぞれ局外変数、目標変数、手段変数

このような連立方程式において通常目標変数となるものは、実質国民所得、雇用、国際收支、所得分配の公平化などであり、これに対する手段変数は種々の税率、政府支出の水準、為替レート、利子率、補助金など政府が政策手段として自由に操作出来る変数であるが、オランダでは賃金率も手段変数として使われた。局外変数は一国経済の体系の記述には不可欠な変数であるが当面の経済政策には無関係である。与件は海外需要、世界市場価格など一国の経済体系の外から与えられるものである。

これらの方程式とは別に制約条件がある。賃金の上限、下限など社会的勢力関係の許容範囲、課税の上限、労働時間の制限などの政治的社會的条件のほかに、生理的・物理的制約などがある。これらは不等式で示すことが出来る。

この方程式体系が目的外生、手段内生の政策決定モデルである、という特徴は、経済政策の思想としてきわめて重要なが、人々

この式において価格は外生で目標変数であり、右辺各項は輸入原 料価格(与件)を除いて内生で手段変数である(パラメーターは省 略、値はすべて基準年次からの偏差)。連立方程式の中でのこの式 の位置を例示的かつ文章的に書けば次のようになる。

いまこの国には失業者があれ、社会的不均衡は大きく、国際收 支は赤字である。したがつて当面の経済政策の目的変数は雇用の増 大、社会的均衡係数(賃金・利潤比率)の上昇、国際収支の赤字の 低下である。国際収支の赤字低下のためには輸出を伸ばし輸入を減 らさなくてはならない。そのためには価格を引き下げるか、少なくとも安定させなくてはならない。そこへこの価格調整式が登場する。(さきに価格を外生の目標変数としたが、二次的目標と言った方が よい。より高次元の目標である国際収支改善のための下位目標であ る。)

価格上昇を押さええる手段は右辺に並んでいる。輸入原料価格(与 件)は値上がりの状況にある。しかし政府はこれを操作出来ない。短期(一年)モデルなので生産性の急速な上昇はこの期間には期待出来ないものと考える。間接税率も変えないと考えると、価格の引き下げ、ないし上昇の抑制のためには利潤か賃金率の両方、あるいはいずれかにシワ寄せが行く。利潤を上げようとすれば賃金率が犠牲になり、賃金を上げようとすれば、利潤が下がる。まさにゼロ・サムの世界であり、価値争奪の場である。

いまでもなく右の価格調整式は経済政策モデル(前出マトリックス)を構成する方程式群の一つにすぎない。他の方程式群の中に

国際收支の赤字など無数の難題が示されている。一式のみを上げたのは価値争奪のゼロ・サム・ゲームからコープラティズム的政策の集権化、政策主体の形成への問題の連なりの中では、この式が典型的であるからである。

○目標外生・手段内生の制度的システム

前項にかかげた状況は実はヤン・ティンバーゲンが第二次世界大戦直後中央計画局長官として実際に直面した状況であり、かれの最初の政策モデルはこの状況の与える課題の対処するためにきわめて実行的性格の強いモデルである。ではこの目標外生・手段内生という政策モデルを実際に操作可能にする現実の制度的基盤は何であったか。手段外生の場合は、政府が決めた政策の論理的结果がモデルの中から内生的に出てくるのに對し、手段内生の場合はモデルの中から出てきた解を実行しなければならない責務を政府は負わされる。従来資本主義諸国の経済政策決定において計画官庁の作成するモデルの位置は通常前者のようなタイプであり、後者のようなタイプは例外的である。しかし後者の実行計画的タイプは制度化されたコープラティズムのもとにおいては一定の実行可能性を持つている。

議会、政府という通例の政策決定経路に介入して政策モデルから生まれた解・手段変数の値の実現を政府に勧告、ないし推奨するのではなく、中央計画庁（かつてのティンバーベンズ・オフィスと呼ばれた）ではない。中央計画庁は他の資本主義諸国の場合と同じく飽くまで計画作業に從事し決定を任務としない。目標変数の外生的出所として議会と政府につぐ政策決定経路の一環はコープラティズムの制度的基盤はヨーロッパ諸国に普く存在している社会経済理事会であ

る。

社会経済理事会は公的な経済政策決定のための三者機関であり、これと表裏の関係にあって同じ建物の中にある労働協会（Labour Foundation）は労働組合と企業家団体の協議団体であり、その前身は第二次世界大戦中の反ナチス抵抗運動中の労・資の協力組織である。政府と社会経済理事会の間で調整された政策目標と目標変数の値が中央計画局のモデルに外生的に与えられ、これら三機関の間での何回かのフィード・バックを経て解として内生的に出来た手段変数の値は最終的には議会の承諾を経て政府に与えられる。現代コープラティズムは本来不安定である。

連立方程式の右辺に含まれる利潤は終戦直後からしばらくして手段変数ではなくなり、賃金率のみが手段変数として残るに及んで、いわゆる「所得政策」（諸所得政策でなく）ないしは賃金統制の性格を強める。一九六〇年代中ごろになると下部労組の離背ながら政策手段としての賃金率の使用もままならぬようになる。かかるに他の諸国政府はこのように性格変貌した「所得政策」の導入に執心しはじめ、対抗勢力の強い反撃を受ける。たとえば対抗勢力の一つを代表するトリアッチは一九六四年八月ヤルタで執筆した最後の論文において「悪名高きオランダ・モデル」を攻撃し、労働経済理事会（CNEL）というコープラティズム制度を

おくればせながら導入しようとするイタリア政府の企画に反対する。ようやく形成されたCNELにおいても労働側は参加はしてもいわゆる批判的ないし対抗的姿勢をとり続けたため、CNELは体制側のコープラティズム的ヘゲモニー装置となりえず、むしろ労・資のヘゲモニー的争奪の一つの場所になった。これはコープラティズムの不安定性の一つの現れでありこの不安定性の中には労・資いずれかの方向への過渡的なメントが含まれている。コープラティズム的装置の機能は既存の政策の單なる正統性保持ではない。それはヘゲモニー装置であり、説得と譲歩の両面の可能性を含んでいる。

三

(1) 質的政策の主体

以上に展開されたモデルは一応量的政策モデルであったが、質的政策においても当てはまる。もし国民経済的目標と現状との距離が余りにもかけ離れている場合には、もはや単なる量的政策手段では外生的な目標の達成に答えられない。質的政策のうちでも経済社会の基礎を変化させるような根本的なもの、反独占政策、土地改革、産業の所有形態の変化が必要とされる局面がある。これらは質的政策の中でも経済「改革」の部類に属する。ティンバーゲンは「改革」の中でも「スピードの急速なるもの」を「改革」と呼んでいるが政策主体が量的政策や質的政策の主体と連続したままでは、いかに改革のスピードが早くてもそれは革命と言えない。あえて革命と呼ぶならば、それはアントニオ・グラムシのいわゆる「受動的革命」である(7)。受動的革命の代表例としてイアリアのリソルジメ

ントが挙げられるが、わたしは日本の明治維新や第二次世界大戦後の三大改革もそのような性格を持っていると考えられる。このような場合には経済政策の問題は単なる政策手段の選択から政策主体の選択にまで発展する。そして受動的革命においてさえ主体の集権の形態が変化する場合がある。すなわち主体を構成する同盟関係が変化することがある。

(2) 国民経済政策の「担い手」

国民経済政策の「担い手」国民的経済政策に対する政策主体の適格性を問うた先駆的論文をマックス・ウェーバーの教授就任講演「国民国家と経済政策」（一八九五年）において見い出すことが出来る。かれは当時のドイツ国民経済政策の担い手として三大階級の統治力を評価を下し、ウンカーはすでに過去のもので無能力、ドイツ・ブルジョアジーは素町人的であつて政治的に未成熟、ドイツのプロレタリアートは新興勢力であるが、これも政治的な素町人的性格を洗い落としていない、とする(8)。

ある階級がただ自己の利益要求にとどまるかぎり、その運動はせいぜい「同業組合的」であり、ヘゲモニー主体たりえないことを強調してやまなかつたのはアントニオ・グラムシである。ウェーバーにおける「素町人的俗物」とグラムシにおける「同業組合主義」はともに政策主体としての不適格性を示している。経済政策決定メカニズムとしての現代コープラティズムは、単なる「同業組合主義」ではない。それは同業組合的組織を国民经济的政策決定の中にくみいれたヘゲモニー装置であるが、しかし依然としてそこに参加しな

い諸社会層に対しても排他的・同業組合的性格を持つている。環境問題、消費者問題、婦人問題その他市民的カテゴリーの諸問題がますます大きな比重を持ちつつある中で、組織化された労・資のカテゴリーを基盤にしたコーポラティズムは、それだけでは政策決定装置としての適格性に欠けるものがある。

(3) 政策主体の多様性と経済還元主義批判

西欧資本主義諸国の政策主体は程度の差こそあれ「コーポラティズム」の装置を包摂しているが、日本についてペンペルは「労働無きコーポラティズム」という特徴規定を与えている。³⁻⁵ collective actors である企業家組織が日本の経済政策の決定過程に公式的ないし非公式的に参加しているのに対して、労働組合が排除されている点が挙出されているのである。

それと逆に西欧の一部では政策決定経路において労働側の「ゲゼロ」が優勢を示すような現実的可能性も存在しており、資本主義の基盤の上にそびえる政策主体の内容は諸階級、階層の勢力関係の凝縮である（例えばミッテラン政権）。この観点からすれば政策主体の性格がその国の資本主義の段階によって一義的に規定されるような立場（例えば国家独占資本主義論）はわたしのところなどにある。日本のように労働の側が政策決定に不参加の場合も、一方がゼロの特殊ケースとして、やはり勢力凝縮という一般的規定の中にいれるべきであろう。国家独占資本主義は、独占資本が圧倒的な「ゲゼロ」を握る特殊なケースとしてこれを諸勢力の凝縮の政策主体という一般的規定の中に含めることが出来る。政策主体の多様性は

このような一般的規定の中に存在する。現段階においてあえてこのようないくつかの規定をとるのば、ある意味において現代民主主義の未来の先取りであり、未来から現段階を特殊化したものといふべき。日本の政策主体もまたその意味において今は特別的である。

(1) E. S. Kinsten et al., *Economic Policy in Our Time*, 1964, pp.

3-5.

- (a) J. Tinbergen, *Economic Policy: Design and Principle*, 1956, pp. 3, 4.

- (b) F. di Fenicio, *Lezione sul metodo*, 1957, p. 246.

- (c) S. de Brunhoff, *Etat et Capital*, Paris, 1981, p. 52.

- (d) J. Tinbergen, *Centralization and Decentralization*, pp. 172-178.

- (e) Van Den Doel, *Politics and Welfare Economics*, 加藤寛訳『政治と社会的経済学』昭和五八年、文眞堂、八八頁。

- (f) Antonio Gramsci, *Quaderni del carcere* III, 1977, p. 1766, p. 2011.

- (g) M. Weber, *Der Nationalstaat u. die Volkswirtschaftspolitik*, 1895, pp. 30-32.

— 58 —

コメント

柏崎利之輔

〈早稲田大学〉

尾上報告では、まず、経済政策主体は政策作成者（ボリンガー、メイカーチ）としてとらえられ、その中に中央政府と圧力団体が含まれている。そのさい、中央政府には直接的な政策作成者の地位が与えられるにすぎず、圧力団体ないし勢力団体に政府を動かす終局的な政策作成者の地位が与えられる。そこで、労働組合、農民組合、私的大企業集団のような勢力団体の「政治的集中」が、事実上、経済政策主体であると主張される。

ついで、この集中の仕方の多様性から、経済政策主体の多様性が生ずることが指摘される。一方で、集中化された政策がとられるのは、唯一の政策作成者が存在する場合であり、他方で、分散化された政策がとられるのは、複数の政策作成者が存在する場合である。ティンバーゲンによると、比較的に弱い集中化＝協調のうちで、「共同決定」は「情報提供」や「協議」よりも進んだ形のものであるが、尾上報告における「現代経済政策的なコーポラティズム」は、正に、ボリシー・メイカーズのすべてに受け入れられるような「共同決定」の場合である。

このような「共同決定」の場合を構想する立場からすると、いわゆる「国家独占資本主義論」や「国家道具説」などは、うけいれられないものである。ある階級は、利己的なカテゴリー的主体である

限り、国民経済的な政策主体になりえないからである。今日では、資本家階級だけでなく、労働者階級もまた経済政策の「ゲゼロ」をもつにいたっていることに注意が払われる。そこで、資本と労働を中心には、諸カテゴリーの代表を決定過程にくみいれるという視点に立つ限り、「労働なきコーポラティズム」は、本来の「共同決定」の構想に反するものとみなされね。

示唆に富む報告に対し、以下において、若干のコメントを述べさせていただくことにする。

まず第一に、ティンバーゲンの考え方方に沿って、直接的な政策作成者としての政府の他に、終局的な政策作成者としての圧力団体の存在に注目し、それを基盤に政策主体論を開拓する」とは、ひじょうに興味あるアプローチである。民主主義社会では、各種の圧力団体が種々の経路をたどりて政府に影響を及ぼすという意味で、経済政策の主体となっているのは事実である。ところで、政権政党の政策が議会を通じて法律化されてゆくのが民主主義社会での政策決定方式であり、そのさいの政党は、圧力団体の要求とともに、圧力団体に属さない一般有権者の意図をも考慮し、さらに官僚のもつ専門知識や情報収集力の助けを借りて、政策を形成してゆくのが普通である。この意味で、政策の形成・決定・実行段階の主体論としては、

政府と圧力団体だけでなく、一般有権者、政治家・政党、官僚などの役割にも注意を払う必要があると思われる。

第二に、ある特定の階級あるいはグループが他の階級やグループの犠牲の上に自分たちの利益を獲得するという、支配と被支配の関係に代つて、資本と労働を中心にはかりの代表を経済政策決定過程にくみいれたシステムを基本にすることは、西欧諸国の経験に照らして注目すべき視点である。協調主義の観点からすると、労資を含む共同決定はたしかに望ましい決定方式である。しかしながら、異なる価値理念・利害関係をもつ諸カテゴリーの代表が「共同決定」に到達するのは、必ずしも容易なことではないであろう。政策目標や政策手段の選択にかんして、諸カテゴリー間での一致が期待される範囲は、一般には限られているからである。そこで、諸カテゴリーの代表が共同決定にいたるには、どんな認識・基盤が共通に必要であるか、また報告の中で示された「価格調整」にかんするもの以外に、どんな目標と手段にかんして共同決定が可能であるかについても、言及していくだければ幸であった。なお、代表者による経済政策決定過程は、議会における審議を通じての政策決定過程とどういう関連をもつかといふことも、あわせて明らかにしてほしかった点である。

第三に、どんな階級も、利己的なカテゴリーの主体である限り、国民経済的な政策主体になりえないという視点は、階級主義に代る国民主義の立場から評価されるものである。今日では、ある経済政策が良いかどうかは、国民経済的にみて判定されねばならぬからである。ところで、ヘゲモニーを握る強い階級ないしグループが、自

総括

五井一雄
（中央大学）

だが政策決定における民主主義的プロセスを研究する公共選択論の立場からみてこの報告に問題がないわけではない。

第一に報告者は政策主体の資格として正統性や政策主体形成のためのヘゲモニーを要求し、かかる条件をみたして政策主体となつた社会集団の代表は利己的な利益集団の代表ではないと想定されるが、それは現実的ではない。資本や労働のいかなる社会諸集団の代表も、それぞれの集団的利益を擁護するものと想定して選出されるという意味では利益集団の代表である。にもかかわらず、彼らが政策決定過程に組み入れられて、政策主体となりうるのは、共通の利益を得るために協力が要請されるからであって、利益集団の性格を否定したからではない。換言すれば、政策決定過程に参加するいかなる社会集団の代表も各社会集団の構成員に共通した集団的利益を実現する利己的目的をもつた社会集団の代表としてである。公共選択論では、国民経済的政策主体として公共利益を代表する政府でさえも政権の獲得・維持という利己的な目的を向ける政治集団と想定される。政府が利他的目的を追求しているのも、それが政治的競争において利己的目的と合致しているからである。

第二に資本や労働の集団内部が多様化していることである。資本の場合、資本所有者对企业经营者、大企业対中小企業、革新的企业のジレンマを巧みに用いて、社会諸集団の経済政策的コ-ボラチズムの有効性を理論的に解明したものとして評価できる。

分たちに有利な政策を推進するという見方からすると、国民経済的な政策主体は未だ存在しないことになるし、他方では、「今日はプロレタリア階級も国民的な経済政策をその政策綱領に入れるようになつた」という見方からすると、現実が理想に近づいていることになる。そこで、現実が依然として理想から遠くはなれているのか、理想に近づいているのかをはつきりさせるためにも、また政党が国民党を名のるだけで国民経済的な政策主体になりうるという印象を与えないためにも、国民経済的な政策主体がどういう条件をみたすものであるかについて、もう少し解明していただければ幸である。

以上、政策主体の多様性および政策主体の資格（正統性と政策形成のためのヘゲモニー）に関する報告者の議論は、西欧民主主義国家における経験を基礎として政策決定過程を説明したものであり、そのかぎりにおいて現実妥当性をもつている。またこの報告は囚人のジレンマを巧みに用いて、社会諸集団の経済政策的コ-ボラチズムの有効性を理論的に解明したものとして評価できる。

最後に、資料の構成と分析方法について述べる。

対保守的既存企業、新興産業対衰退産業といった異なる利害関係のために、また労働の場合、労働組合の異なる政治的なイデオロギーのために多様化しており、その統一を図ることはきわめて困難である。その結果、資本や労働の多様化した社会集団からいかなる集団が代表となるかは、政権政党のイデオロギー的性格と結びついた政策プログラムと、資本、労働内部の社会集団の政治的影響力とによって決定されるだろう。したがって政策決定に参加する社会集団の代表は実際には必ずしも資本全体や労働全体の利益を統合した社会集団の代表ではない。

第三は政策決定過程における政府の立場が中立的だと想定していることである。この想定は現実的ではない。報告では政策主体となる社会集団は労働組合をも含めた生産者の集団であるが、彼らは本来資金力を有する強力な利益集団であって、たとえ政策決定過程に直接参加しなくとも、政治献金や投票収集力によって政党とくに政権政党の政策決定に大きな影響力を行使できる社会集団である。そのため、政策決定はこれら生産者集団の支持と圧力によって生産者集団全体の利益を国民経済的利益だとみなし、国民多数を占める消費者集団の利益を犠牲にする傾向がある。価格規制、輸入規制等の政府の産業規制政策の大半が消費者集団の利益よりも生産者集団の利益を保護する目的で制定され、消費者集団の利益の侵害や対外経済摩擦を惹起しているのは、その典型的例である。このことは、政策決定が生産者集団の利益に偏倚して、政府が生産者集団の影響力から中立的ではないことを示唆している。政府が一見して消費者集団の利益や対外経済摩擦の解消といった国民経済的目的を追求する

〈自由論題〉

農業における政府の役割

寺田由永

（明治大学）

経済政策として農業問題を考えると、政策理念如何によつては農業不要論が出て来る可能性もある。イギリスの例をみよう。一五世紀の穀物輸出入制限法以後、特にナポレオン戦争以後、外国産の安価な小麦の流入を防ごうとして、一八一五年法が出された。これは農業保護が目的であるから、産業側の反対論が生れる可能性がある。こうして起つたのが周知のような穀物論争であり、やがて一八四六年に条例の廃止を見るに至つた。産業企業者の側からすれば、穀物条例は地主の利益のみを守るもので、安いパン（貯金）を求めれば反対をせざるを得ない、ということになる。いずれにしてもこの条例の廃止はいわば自由主義思想の頂点を示す出来事であった。

その間多くの興味ある見解が示されたが、リカードのいわゆる国際分業論についてみると、詳細を述べるまでもないが、要するに穀物の自由な輸入は、穀物価格の騰貴がもたらす労賃の騰貴、利潤の減少、地代の増進等の傾向を阻止するから、イギリスの工業的発展にとって好ましいことである、というのである。

中立的な政策主体となるのは、決定に参加していない消費者集団や貿易相手国の政治的圧力が政策決定者に大きな影響を与える場合だけであって、政府が政策決定過程において生産者集団の影響力から中立的であるからではないだろう。

ところでリカードの国際分業論は、しばしば一般的な国際分業理論として理解されているが、しかしこの論の成立には、当時のイギリスの産業経済情勢が深くかかわっている。周知のようにイギリスは、一九世紀に入るや早くも産業革命を完成したが、ここで植民地政策を大きく転換している。すなわち本国と植民地との関係を、搾取の対象から原料供給地兼工業製品市場へと変えて行った。そうした動きの中で、農業を本国から植民地に移しただけで、いってみればこれは、本国農業不要論に過ぎず、農業そのものを否定した訳ではない。国際分業論とはいうが、実は大英帝国内自給論であった、といえなくもない。

産業革命の後発国、例えばドイツでは、当然イギリスと違った動きが出て、一八二〇～三〇年代のヨーロッパ農業は、一般に沈滞期にあつたが、それ以後工業および経済全体の上向傾向の中で、昂揚期を迎えていた。ところが一八七〇年頃から、南北アメリカ大陸、インド、ロシアなどから、小麦を中心として大量の農畜産物が流入し、以後九〇年頃まで、慢性的農業恐慌に陥ってしまった。

この時ドイツでは、周知のように農業保護論が台頭した。一八七

○～七年の普仏戦争後、プロシャを中心とする統一ドイツ帝国が成立したが、民族主義の伝統を背景に、強力な国家権力による保護関税の設定によって、外国食糧の流入を阻止するに至った。保護論の代表者はゴルツであるが、産業革命におくれをとったドイツには、もちろんブッヘンベルガーのような産業立国論者もいて、農業保護関税に反対していた。

ドイツがイギリスと違ったのは、保護論者はもちろん、反対論者といえども、ドイツ農業の発展には重大な关心を抱いていた、といふことである。その違いがどこから生じて来たか、今詳論の余裕はないが、ドイツ人の歴史主義、民族主義が根底にあることと同時に、イギリスのように、本国の農業を肩替りでけるような植民地を持たなかつたこと、この事実を無視できないのではないか。

今日我が国でも、国内農業を保護すべきか否かの問題をかかえている。経済合理性だけから短期的に計算すると、国際分業論に歩がある。しかしそれだけで農業問題を考えるべきでない、という議論も一方にはある。農業振興をはかるべしとする政策論には、それ特有の農業哲学がある。

例えは、(1)農業は食糧という社会的必要物を供給する。(2)非農業部門発展の基盤となる。(3)食糧、原料の相対的安価提供、(4)非農業部門の有力市場、(5)労働の安価提供——低位就業労働人口集積、失業人口のプール、(6)資本の供給源、などによるが、この図式によれば、農業の縮小は非農業部門の縮小に連ることになる。(3)農業は多

数人口を支えている。(4)農村・農業は心身の健康の維持に役立つ。都市公害、特に精神公害の拡大を防ぐ。(5)農村・農業（林業を含む）は治山・治水・緑の保全に重要な役割を果たす、等々。

しかし現実には、資本主義的企業者経済の発展が、次のようにして農業・非農業間格差を開いて行く。(1)利潤率格差が開く。その理由は、(ア)生物を扱うから機械的技術の発達困難。(イ)自然時間、自然空間からの解放不可能、農業労働過程は生物の成長時間、自然時間の順序に従い、各作業の同時並列的遂行不可能、労働過程は地積のひろがり上に展開、地積そのものが原料、資材、(ウ)新技術の導入小幅度、一般化迅速。(エ)農産物の需要彈力性小、僅少供給増で価格下落、(オ)農産物需要増—価格騰貴—生産量増大的投資活動促進—新技術の導入困難—従つて在来技術での生産—(1)そこで耕境を拡延→土地等級・経済地位劣等地へ拡延、(2)あるいは集約度高化→土地報酬漸減法則の支配、いずれにしても既耕地の差額地代増加。(2)利潤獲得機会の格差が開く。その理由は、(ア)迂廻生産高度化、(イ)農業の自給部分の離脱、(ウ)有機的生産物の無機的生産物への置換(合成化学の発達)、等による非農業分野の拡大にある。

こうして(1)(2)から、資本はおのずから非農業部門に流れることになる。企業は農業投資をためらう。投資なければ発展なしで、これでは食糧の相対的不足が起つても不思議はない。ただ不足の現われ方は場合によつて差があり、例えは国土狭小、人口稠密、不毛地などから、耕地の拡延が困難な場合、集約度が既に高くなっている場合、これらの場合には不足が強く現われるが、その反対に耕地の拡延が容易な場合、集約度が低い、即ち粗放な場合には現われ方が弱る。

い。

現実問題としてはしかし、食糧の絶対的不足は起らないのが普通で、その理由は、(1)かつては植民地から安い食糧を移入し、(2)一般には貿易（工業製品の輸出）によって食糧を輸入するからである。こうして、マルサス的な絶対的不足はともかくとして、企業の投資活動という観点からすれば、相対的不足は避けることができない。

もう一つ聞くのが労働生産性の格差、従つて労賃格差である。格差発生の原因は幾つかある。(1)技術の性格の差による。農業技術は主として土地生産性向上的に機能し、地代増大的であるが、工業技術は専ら労働生産性向上的に機能し、労賃上昇的である。(2)動態発展の幅の差による。農業における動態発展は小幅で、従つて労賃の上昇は小幅であるが、工業は大幅で労賃上昇幅も大きい。(3)企業の購入対象としての労働の差による。農業は先ず自家労働を雇用してその高度利用をはかるが、それを可能にするのは集約的技術で、こうして労働集約度は高くなり、それにつれて労働の限界生産力は低下する。工業は他人労働の雇用に向い、従つて雇用量の節約をはかるが、それを可能にするような労働節約的技術を導入するから、労働粗放化が進んで労働の限界生産力が上昇する。

こうして農工間労働生産力格差は常態化する。何となれば、企業活動（主としてインベーション）は継続的に生起し、労働生産性を向上させて行くから、格差があるため農業から工業に労働移動が起つても、なお格差を縮小させるには至らないからである。こうして格差が常態化すると、企業者経済の時代には、低位就業地帯と高位就業地帯の分化が必然となり、ひいては農村と都市、貧困地帯と富裕地

帶、植民地と母国、開発途上国と先進国、あるいはアジアとヨーロッパといった分化が起つてくる。

こうした農村の相対的貧困化が、実は経済の不況をもたらすのである。そもそも農村は工業からみれば有力な市場で、その相対的貧困化は即市場の相対的貧困化を意味し、結果として相対的過剰生産をひき起こすことになる。こうしてみると、不況は企業者経済に内在するもの、ということができる。いずれにしても、格差の発生が企業者経済に内在するものとなると、その枠内での格差解消策には、おのずから限度がある、ということになりはしないか。枠内で解消するには、工業の相対的有利性を制限しつつ、農業の不利性を補填する措置を講じるほかはない。

三

現実の農業政策、特に農業基本法に基づく農政（農基法農政）は、政策理念と現実が大きく乖離し、以上のようないな格差を解消できなかつた。農家のほとんどが兼業化し、非農業部門の利益を取り込むことによって、農家経済の向上を実現し、都市労働者の家庭経済との均衡を実現したのである。こうした農基法農政の実態からして、企業者経済の枠内で格差を解消するのは、極めて困難であるかに見える。

その困難さを打破するには、「利潤原理」に「社会的必要原理」を組み合わせるような、そうした制度的措置がどうしても必要になつてくる。

農業が工業にくらべて相対的に不利になる、その最も基本的な原

因は、農業が土地の空間的拡張を最重要生産要素としている、正にそのことにある。しかるに土地は、今日諸悪の根元といわれ鍊金術のルツボと化して、地価の高騰は眼をむくばかりである。農地と非農地は、その扱いに差が設けられてはいるが、その差は必ずしも確然としたものではない。非農地価格の騰貴は、結局隣接、類似の農地価格に連動していく。周知のとおりで、有限性の強い土地を自由市場の商品化すれば、地価の騰貴は眼にみえており、より有限性の強い所、より需要の強い所は、そうでない所より当然地価が高くなる。

こうして我が国の場合、農地価格は農業経営を採算不能にする程に高騰してしまった。これでは農業振興のための基礎条件を整えることは難しい。農業を振興するには、何よりも先ず、経営土地面積を拡大し、経営の零細性を克服しなければならない。そのためには、農地を非農地から隔離する必要がある。つまり農地の個人的商品化を禁じ、農地に特殊な性格を与える必要がある。その方法は農地の耕作を社会的義務とし、義務遂行者にのみその農地の所有を認めることである。これは農地の社会財化を意味するが、こうしてはじめて、地価の運動は防げるのではないか。

いずれにしてもこうした措置によって、農地の個人的転用、売買が禁止され、優良農地の確保、耕作農民への農地の集中が実現できる可能性が開かれるが、国土利用計画に基づく、公共体による農地の転用は避けられないであろうから、一方で優良農地の造成を進める必要がある。残された開発可能な多くは、いわゆる里山といわれる地域で、現在既に数多くのゴルフ場が設置されているけれども、

ブキヤナンの「小さな政府」論

谷 口 洋 志
（富士短期大学）

この報告の目的は、ヴァージニア学派の重鎮であるJ.J.ブキヤナンの政府論を検討することにある。以下の二では、ブキヤナンの「リヴァイアサン政府」論を中心に整理し、次の三では、その意義や問題点について考察する。

二 ブキヤナンの政府論

ブキヤナンは彼の重要な著作『自由の限界』（一九七五年）において、個人主義的観点からの国家論を提示した。それによると、政府や法のない状況下で成立する「自然分配」からの飛躍を目指して、各人はまず初めに「立憲契約」を結んで互いの権利の承認等を行い、次に「立憲後契約」を通じて公共財取引を行うとされる。そしてこうした二段階契約過程において、契約強制機関として「守護国家」が、また、公共財供給機関として「生産国家」が出現するに至る。ブキヤナンによると、國家の役割をこのように概念化することにより、現在の状態を診断し、改革の方向を示唆することが可能となるのである。ブキヤナン自身の現状認識は、現存の政府は与えられた役割の遂行を逸脱し、存在するとみられる立憲契約を自ら犯すまで

この地域の開発によって、なお百万ヘクタール単位の農地が造成できるといわれている。

しかしながら、農地の社会財化にしても、必ずしも利潤を生む保証もないに大規模資本投下が必要な里山開発にしても、いずれも企業者経済にはなじまない政策で、農業振興のための政府の役割は、近代を超えたところでなければ、真価を發揮できないのではないか。いずれにしても今や日本農業の興廃は、政府の新しい秩序付け機能の発揮、近代超克的施策の成否如何にかかっている。

そこでこうしたリヴァイアサンと化しつつあるというものである。そこでこうしたリヴァイアサンの脅威を取り除き、他方でホップス的アーチーキー状態に戻ることを防ぐには、結局、立憲的ルールの変更あるいは制度改革が必要であると主張されるのである。

以上のようなブキヤナンの主張、特に制度改革論を評価する場合、次の三つに分けて考える必要がある。すなわち、①ブキヤナンの採用する立憲的アプローチの意義は何か、②立憲的選択を論じる場合に想定される政府モデルは適切か、③どのような選択が具体的に考えられるか、である。以下、それぞれに關するブキヤナンの主張を簡単に整理しておこう。

まず第一に、立憲的アプローチの意義は、伝統的な規範的議論の欠陥を克服しようとする点に見出される。すなわち、制度改革を論じる場合、伝統的議論ではゼロサム・ゲームが想定されるために、何が正しいかを示す外部的基準に訴えざるをえない。こうした基準あるいはその解釈は多数存在するので、見解の相違が生ずることは避けられない。これに対して、立憲的アプローチでは、人々は自分達のポジションを正確に知りえない「無知のヴェール」下におかれ、そこでの選択が問題とされる。各人は、特定のポジションと結びついた特定の利害から引き離されることによって、一連のルールに合

意しうる環境が生み出されるのである。つまり、プラスサム・ゲームとなりそうな状況を想定することで、各人が同意しそうなルールを見出そうとするのである。こうして個人主義的観点が貫徹されることとなる。

立憲的アプローチを採用した場合に次に問題となるのは、どのような政府を想定するかである。この点に関して、ブキャナンは、「慈悲深い専制君主」モデルや「民主主義過程としての政府」モデルを避け、「リヴァイアサン政府」モデルを支持する。理由は次のような点にある。すなわち、第一のモデルは要するに政府を公益最大者として捉えるものであり、第二のモデルは需要サイドを通じて公共財の数量等が決まるものであるが、いずれも重要な問題点を抱える。公共選択論における最近の議論が明らかにしたように、現代の政治的意思決定過程においては政治家や官僚が大きな役割を演じて、彼らは公益最大化を追求しているとは言い難い状況にある。実際政府が公益を追求しようとしても、その解釈や評価は多数存在するので、公益追求といふこと自体が無意味であるかもしれない。また、政府を公益追求者とみる限り、政府活動を規制しようという発想は出てこない。これらの理由で、二つの政府モデルには問題が残る。これに対して、収入最大化モデルとして具體化される「リヴァイアサン政府」モデルは極端かつ単純なものとはいえ、供給サイドを重視する最近の公共選択論の動きと整合的であるし、また、戦後の先進諸国における財政規模拡大なし政府成長を考えると自然なモデル化と言える。加えて、「リヴァイアサン政府」モデルによつて、伝統的な議論が補強される可能性があるだけでなく、

衡を求める憲法修正案と貨幣成長率ルールの採用を支持しているが、彼にとってそれ以上に重要なのは、とにかく憲法を変えること、そのための改革案を立憲的観点から分析し、論議することなのである。

三 意義と問題点

ブキャナンをリーダーとする公共選択論の考えは経済学及び政治学に多大な影響を及ぼしており、今や無視することのできない一大勢力となっている。これまでにみたブキャナンの議論は、公共選択論における主流的見解の一つを代表すると思われる。それだけに検討すべき点は沢山存在するが、ここでは若干の点に限定したい。特に以下では、「リヴァイアサン政府」モデルの妥当性と立憲的制約の問題点について考察する。

リヴァイアサン政府は、収入最大化モデルの妥当性を評価する場合、そうした現状認識が妥当か否かがまず初めに問われねばならないだろう。リヴァイアサン・モデルは、(1)政府が大きくなっていること、に加えて(2)大きすぎること、(3)非効率なこと、(4)コントロールが難しいこと、なども含意しているが、これまでの公共選択論を中心とする研究はこれららの現実性を支持している。(1)は財政規模で見る限り疑問の余地はないし、また(3)及び(4)を支持する文献も数多い。問題は(2)である。この点がもっとも評価の分かれることであろう。興味深いことに、経済企画庁調査局編『日本経済の現況(昭和六〇年版)』では、財政錯覚の存在や中位投票者定理等に基づき、昭和五八年度補正後の政府歳出規模が一割程度過大であるという推計結果が

見落としていた点も明白となる。たとえば、最適課税論における逆弾力性ルールは、収入一定という仮定をはずして政府の収入最大化行動を想定すると、非常に大きな超過負担をもたらすこととなるのである。

収入最大化モデルとして定式化される「リヴァイアサン政府」を想定すると、立憲的選択ないし立憲的改革は当然その租税・支出性癖を押さえ、租税と支出の拡大に制約を加えるものとならざるをえない。こうした制約を内容とする財政面での基本ルールは「財政憲法」と呼ばれる。財政憲法に含められる立憲的制約は基本的に二つのタイプに分けられる。一つは手続き的制約であつて、これは政治的決定のためのルール・手続きの構造によって課税・支出水準を間接的にコントロールするものである。具体的には、(1)条件付多数決(3分の2ルール等)、(2)課税・支出における一般性基準(課税の均一性等)、(3)課税・支出の同時検討、(4)目的税、(5)予算均衡、(6)上位・下位政府レベル間での課税ベース及び政府機能の分離などが考えられる。もう一つは数量的制約であつて、これは手続き的制約とは異なり、課税水準や支出水準のどちらか、あるいは両方を直接制限するものである。具体的には、(1)歳出・歳入の対GDP比等の制限、(2)課税ベースの制限、(3)税率の制限などがある。

立憲的制約は財政面のものだけに限定されない。収入最大化政府は独占的貨幣創出権を用いてインフレからの収入の最大化を図ることもできるので、上述の財政憲法だけなく、貨幣面での基本ルールを定めた「貨幣憲法」、あるいはそれらを結合した「財政・貨幣憲法」が必要とされる。ブキャナン自身は、(連邦)政府に予算均

明らかにされている。しかしこの結論は、適正規模についての考え方や基準が異なれば逆転してしまう可能性がある。実際、種々の適正規模についての考え方や基準が存在しており、しかもそれらには計量的測定の困難なものが多い。リヴァイアサン・モデルが今後一層の支持を得るために、適正規模の明確化とそれに基づく実証分析とが必要であろう。

以上の点は、マスグレイヴの批判とも関わっている。彼は、予算規模が过大であると主張する「リヴァイアサン理論家」の議論を取り上げ、(1)予算は過小となる理由もある、(2)リヴァイアサン仮説はバイアスをもつ未検証のモデルから導かれている、(3)リヴァイアサン仮説の依存する分析枠組は不適切である、(4)予算規模拡大の主因である社会保障移転の水準が過度か否かは分配の公正についての考へに依存して決まる、といった理由で批判している。マスグレイヴの指摘はいずれも重要である。たしかに彼が証明するように、リヴァイアサン理論家の用いる理論モデルを一部修正すれば、正反対の結論を導くことが可能である。実際、公共財・サービスの需要は無限大であると想定すれば、政府は常に小さすぎる事が証明できよう。こうした批判の存在を考えると、先に述べた作業の必要性が一層痛感されるのである。

リヴァイアサン・モデルのもう一つの問題点は、収入最大化という形での特定化に関わる。この特定化は単純で、経済学になじみの深い独占理論をそのまま利用しているという利点や種々の方向での拡張を許すという利点を有しているが、収入最大化以外の、たとえば規制や産業政策といった権力・権限の行使に関わる政府活動が表

面に出てこないという欠陥を併せ持つ。この点は今後の重要な課題であるだけでなく、立憲的制約を考える上でも極めて重要である。

先にもみたように、政府のリヴァイアサン的行動を規制するための立憲的制約には種々のものがある。その中でどの手段が望ましいかはもちろんリヴァイアサンを生み出した要因をどう考えるかに依存する。しかしこの要因が解明されたとしても、立憲的制約がどこまで有効かは必ずしも明白でない。たとえば、不均衡予算の考え方もある。しかしこの要因が解明されたとしても、立憲的制約がどこまで有効かは必ずしも明白でない。たとえば、不均衡予算の考え方がある。

民主政治と結びつくることによつて財政赤字が慢性化し、政府肥大化現象が生じたとしよう。そしてこうした傾向を阻止するために均衡予算原則が導入され、それが憲法の中に明記されることとなつたとしよう。ブキヤナンとワグナーが『赤字財政の政治経済学』（一九七七年）の中で指摘したように、このルールは一般有権者にとって単純で、理解しやすいものと言える。しかし支出と収入の範囲を決めるのは決して容易なことではない。たとえ表面上、中央政府レベルで予算均衡が実現したとしても、それによって租税経費や予算外支出が増大したり、交付金のカットを通じて赤字が地方政府に転嫁される可能性がある。

以上の点は、立憲的制約には種々の抜け道が存在するであろうと、いうことを示唆する。実際、特定ルールを厳格に遵守しようとすればするほど、抜け道の追求・レント・シーキング活動が活発化するに違いない。したがつてルールが有効に機能するためには、いくつかのルールが同時に併用され、ほとんどの政府活動をカバーする必要がある。しかしこのためには、今なお不明確さが残る政府活動の全貌を明らかにしていかなければならない。アメリカではこうした理

由で近年、租税経費の推定・分析や連邦信託予算の導入等が試みられているが、こうして努力は今後とも続けていく必要がある。特に予算の表面に現われない部分は極力明確化していく必要がある。以上でみたように、ブキヤナンは政府の役割に関して非常に重要な示唆を我々に与えてくれるが、重大な問題点もいくつか残している。それはブキヤナン自身のものというよりもむしろ公共選択論に与えられた課題であると言える。

（付記）

東海大学の川野辺裕幸先生からは私自身の混乱を正す多数の重要な御指摘と御質問をいただきました。深く感謝します。
なお当日の報告では最後に大型間接税導入問題にも触れましたが、紙幅の都合でここでは参考文献とともに割愛しました。この問題に関するものは拙稿「公共選択論からの税制改革論」、『世界経済』一九八五年九月号を参照していただければ幸いです。

「増税なき財政再建」の再検討

一はじめに

昭和五五年以降、「増税なき財政再建」のために、國の一般会計の歳出抑制が強力に推し進められてきた。特に、国債費と地方交付税交付金とを除く一般歳出は、ここ一两年伸び率ゼロに抑えられてきたが、国債残高は相変らず累増を続けている。政府の財政収支試算では、毎年一兆一、五〇〇億円ずつ赤字国債の発行を漸減させ、昭和六五年度にはそれをゼロにするとしているが、これまでのような方法で一般歳出の抑制を続けることの弊害は無視できないし、その間に見込まれる一六兆円もの税収増加（大半は所得税）を放置することも、極めて問題である。しかも、ただひたすら赤字国債の削減を目的に進められてきた一般会計の予算編成は、その陰で、特別会計や地方財政に無視できないしわ寄せを及ぼしている。そしてその多くは、形を変えた國の債務の増大にはかならない。二〇～三〇年後には本格的な高齢社会を迎えることを考へると、それまでに眞の意味での財政再建を達成しておくことが、今われわれに課されている最も重要な政策課題である。

国債残高の累増、わけても赤字国債の累増が国民経済にどのような弊害をもたらすかは、自明のよう意外に厄介な問題である。ここで深入りするつもりはないが、次の三点だけは特に付言しておきたい。

まず第一に、建設国債と赤字国債の区別についてであるが、建設国債は社会資本整備の財源であり、後世の人々にしかるべき便益をもたらすから、その残高が増加しても後世の負担にはならない——その意味で発行時の消費的支出に充てられる赤字国債とは異なる——、という議論は必ずしも正しくない。建設国債で賄われる社会資本の中には地域的公共財が少なくなく、その場合には当然便益享受と費用負担の乖離が生ずるし、また社会資本の整備と言つても、そこから将来の人々が得る便益が彼らの負担を上回るかどうか、保証の限りではないからである。

第二に、建設国債にせよ、赤字国債にせよ、国債残高の累増がもたらす最も重大な弊害は、長期にわたつて国債の利子率が名目成長率を上回るときに起つ。仮りに、償還も利払いもすべて国債発行で賄うとする、その場合にはいずれ国債残高がGDPを上回つて限なく増大し、また利払いだけは貨幣で行うとする、クラウディング・アウトが生じてさらに成長率が低下する。このような悪循

二 国債残高累増の弊害

第1表 国債費の内訳と推移

年 度	国 債 費	(億円)	
		国債利子	国債償還(定率繰入分)
昭和51年	18,430	12,578	5,118 (1,555)
52	23,153	18,716	3,524 (2,401)
53	32,318	25,321	5,828 (3,591)
54	43,756	32,265	10,045 (5,307)
55	54,916	42,735	10,337 (6,781)
56	66,542	54,463	10,320 (8,923)
57	69,069	63,900	1,680 (11,985)
58	81,675	75,440	2,209 (—)

(注) () 内の定率繰入分は当初予算、他は補正後予算による。
 (出所) 大蔵省「財政金融統計月報」他。

第2表 国債整理基金特別会計

歳 入	項 目	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
		(億円)		
一般会計より受入	66,542	69,069	81,675	
その他の会計より受入	131,888	130,889	185,526	
公 債 金	8,952	32,727	45,146	
運 用 収 入	2,527	1,636	1,048	
雜 収 入	0	0	0	
前年度剰余金受入	0	61	235	
合 計	209,909	234,382	273,630	
歳 出	国 債 債 還	21,813	36,097	48,706
	食 糧 証 券 債 還	23,010	20,679	16,360
	借 入 金 債 還	92,862	94,284	112,491
	國 債 利 子 支 払	54,553	63,977	75,530
	借 入 金 利 子 支 払	8,243	8,469	10,210
	短 期 証 券 割 引 料	8,860	10,177	9,667
	國 際 事 務 取 扱 諸 費	569	699	666
	合 計	209,909	234,382	273,630

(注) いずれも補正後予算による。
 (出所) 大蔵省「財政金融統計月報」。

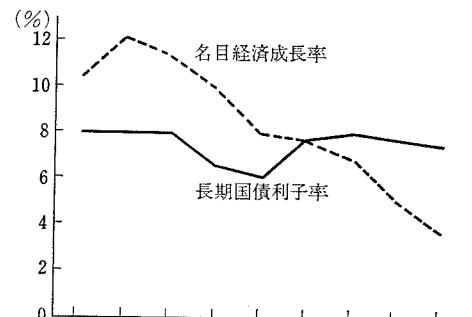
して残されているわけでもなく、国債整理基金特会としては、他の収入とも合わせて、単年度ごとに收支償うように運営されている。そして国債の償還財源の過不足は、主として借換債の発行によって調整され、もしそれが満期の到来する建設国債の六分の五以内であれば、国会で特段のチェックを受けることもなく、必要に応じて借換債の発行(公債金の調達)が行われてきた。したがって、昭和五七

年度から定率繰入れが停止され、その一方で国債償還額が増えると、公債金が、前年度の八、九五二億円から、三兆二、七一七億円、四兆五、一四六億円と増大していくのである。

このように見てくれば、財政制度審議会の報告書の中で述べられた「国債の償還財源を積み立てるために、利子を払つてまで赤字国債を増発するのは不合理である」という議論が正しくないことは明らかである。一般会計からの繰入れが削減された分だけ、特別会計で借換債や借入金が増加するのであれば、国民の負担には何の変化も生じない。定率繰入れを停止したことの大問題は、それによつて当面赤字国債の発行を抑制できたために、あたかも国民の負担が軽減され、財政再建が進んだかのごとき錯覚を与えたことにある。

一般会計の歳出抑制が地方財政に及ぼして、その影響は最も大きいといふべきである。

第1図 国債利子率と名目成長率の推移



(注) 各年1月現在の長期国債表面利子率。名目成長率は暦年。

(出所) 日本銀行『経済統計年報』。

一般会計での歳出削減が特別会計に及ぼしているしわ寄せの代表的な事例に、国債整理基金特会への定率繰入れの停止がある。元来六〇年償還の建設国債を念頭に定められている一・六%の繰入率を、一〇もの赤字国債に適用すること自体問題なのであるが、その定率繰入れさえ、昭和五七年度の補正予算編成の際に、財源難を理由に停止された(第1表)。問題は、定率繰入れの停止が後世の人々にどのような負担を及ぼすかである。

第2表に、定率繰入れが停止された昭和五七年度を中心に、前後三年間の国債整理基金特会の歳入・歳出を一覧にしておいた。この特別会計では、国債のみならず、他の特別会計で発行された公債や借入金に対する利払いや償還も、一括して扱っている。そこで国債だけについて見ると、昭和五六年度の場合、一般会計から国債費として六兆六、五四二億円を受け入れ、そこから国債利子として五兆四、五五三億円、大蔵省証券の割引料として八、八六〇億円、債務として五六九億円が支出され、残り二、五五五億円が国債の償還財源に充てられた計算になる。すなわち、上述の国債費の中には、八、九三億円の定率繰入分が含まれていたのであるが、実際の償還に使われたのはそのうちの一、五五五億円に過ぎなかつた。他方、同年に満期の到来する国債の償還のために二兆一、八一三億円が支払われているが、満期国債がすべて建設国債であるために、その六分の五までは借換債の発行が認められており——それが公債金の八、九五二億円である——、さらに残りは運用収入や他の特別会計から借入金で賄われた。要するに、一般会計から定率繰入れが行われていても、それが積立金として留保されているわけでも、剩余金と

第3表 交付税不足額とその補填

(億円)

年 度	地方財政計画	交付税不足額	交付税会計借入	地 方 債 発 行
昭和50年	220,322	22,051	11,200	10,632
51	252,595	26,200	13,141	12,500
52	288,365	20,700	9,400	10,350
53	343,396	30,500	15,500	13,500
54	388,014	41,000	22,800	16,400
55	416,426	20,550	8,950	10,300
56	445,509	10,300	1,320	6,900
57	470,542	27,119	15,433	11,686
58	474,860	29,900	18,958	13,246

(注) 昭和50年度のみ補正後。他は当初予算。

(出所) 石原信雄『地方財政調整制度論』。

ものは、地方交付税交付金の削減である。昭和四年以来、國税三税（所得税、法人税、酒税）の三三二%をもって地方政府の一般財源の不足を補つてきたが、五〇年代に入って、自主財源と所定の交付税交付金では基準財政需要を賄うことができなくなつた。国税三税の伸びが落ちたことがその主因である。

こうした場合、地方交付税法の趣旨からすれば、交付税率を引き上げるべきである。しかし、これは、以後交付税特会での借入れは行わないこととして、昭和五九年度には交付税不足額が大幅に縮小する見通しになつたために、思い切った制度改革が実施された。すなわち、交付税特会の借入金残高の半分に当たる五兆八、二七八億円は一般会計の借入金に移し、残りの払いと償還は地方公共団体が行うことで合意が成立した。そして、以後交付税特会での借入れは行わないこととして、また国から地方への財政調整のための財源も、国税三税の三三二%にとどめることになった。しかし、いざれにせよ、一一〇兆円の国債残高（昭和五八年末）の外に、国と地方で二三兆円もの債務が生じいることに変りはない。

このように巨額の国債や地方債、さらには特別会計での借入金を消化するために、資金供給の重責を担つてきただのが、資金運用部特会であり、財政投融资である。しかるに、今や財投融资そのものが存亡の危機に直面しているのであるが、ここでは立ち入らない。

完全雇用財政赤字を解消し、政府にその本来の役割を果させながら、一二〇年後の高齢社会に備えるには、できるだけ早く一般消費税率者番号制度と推計課税制度が実施され、また実現したキャピタル・ゲインについても相当程度捕捉できたとしても、自体にお多く問題があり、基礎年金のための定率課税（目的税）を含めた広義の所得再分配の財源としては今後も欠かせないが、それ以上を所得税に頼ることは避けるべきもの、と私は考へている。法人税にはさらに問題が多く、支払配当を損金とする留保利潤課税への衣更えや、小零細法人に対する課税の减免は十分検討に値するが、大幅な増税は論外である。だとすれば、わが国でも、資源配分に対する中立性に配慮して、仕送状によって転嫁が確実に行われ、小零細企業にも例外なく課税される定率の消費型多段階課加価付税の導入を真剣に検討しなければならない。完全雇用に近づき、物価も安定しているここ一两年が、またとない導入の好機である。眞の意味での財政再建も、総需要調整政策の再生も、社会資本の整備も、高齢社会へ向けての福祉政策の充実も、すべて一般消費税がいつどのような形で導入されるかにかかっている。

(付記)

予定討論者西野萬里教授、そして中島照雄教授からも、核心をつく貴重なコメントをいただいた。それらに基づいて、本文では若干の改訂を行つた。記して謝意を表させていただきたい。

これまでの議論で明らかのように、一般会計の赤字国債だけにこだわって財政再建を論じてみても、あまり意味はない。しかもその赤字国債でさえ、将来の展望が開けるほど着実に減少しているわけではない。大幅な歳出削減は、とりも直らず、公務員や補助金の削減を意味し、各省庁の権限や権益の縮小と、関係者の既得権の剥夺を意味する以上、数年のうちに数兆円の財政赤字をゼロにするといった企てが、そう簡単に実現できるはずはない。しかも社会・経済構造や政府の役割はこれからも変つていくから、財政収支の構造も当然改めていかなくてはならない。これはひとり第二臨調だけの問題ではなく、国民に課されている恒久的な課題である。この難題に答えていくには、これからもできるだけ高い経済成長を維持することが望ましい。そして具体的な予算編成に当たっては、国債費、地方交付税および基礎年金を除くすべての支出について、各省庁ごとに前年度当初予算の三三%減でしか概算要求を認めない、といったルールを確立しておくことが決定的に重要である。それは、各省庁が毎年自主的に所轄の政策の優先順位を再検討し、その上で限られた予算の配分を決める意味である。そして、一律削減の弊害を避けるために、削減された前年度予算の三三%相当分と新年度に許容される歳出増加分とを財源に、総理大臣がその責任において、国家的、長期的視点から必要とされる政策に予算をつける、といった方式を導入することが不可欠である。

これだけドラスティックな制度改革が実施されても、数兆円に上

大規模小売業の出店活動の実証分析

—出店規制の効果分析—

細野助博
(進歩大学)

はじめに

一度にわたる石油ショックは小売業に適応行動を強いたが、その適応行動を自前でとれないグループは政治的行動によって政策上の保護を求めた。それが出店規制である。本稿はこの出店規制が効力を発揮したのか否か、また業態別(百貨店、スーパー、専門店)に効力の差異が見られるのか、あるいは企業規模毎(実質売上高を測度として)に効力の差異が見られるのかを実証的に検討することにする。作業はまず適応行動の適否を実質売上高成長率で評価し、これと出店活動の関係を業態別に検討する。次に出店活動を回帰分析で推定する。その推定式は投資関数の代表的三タイプ(伸縮加速度タイプ、設備能力タイプ、ストック調整タイプ)を利用する。そして業態別にフィットする推定式が異なることを指摘した上で業態間競争がその差異の原因のひとつであることを予想する。以上の検討を通じて昭和五十七年の出店活動の特異性が出店規制によるのか否かをダミー変数を利用して実証的に分析する。

II 売上高成長率と出店活動の関係

実質売上高成長率を昭和四十八年の実質売上高(これを初期企業規模とする)別に眺めると、スーパーと専門店では初期企業規模の小さな企業群でその成長率は高く、専門店では逆である。また、店舗数伸び率と初期企業規模との関係で眺めるとスーパーでは初期企業規模の小さな企業群程出店意欲は旺盛であり、百貨店と専門店はその逆である。これから、売上高成長率を大規模小売業の適応過程を示唆するひとつの指標とすれば、スーパーと専門店は出店活動のスピードを下降させないことが適応戦略であり、百貨店は店舗を最適することによってあるいはマイナスの出店活動になることによって出店活動を支配するのは何であろうか。

III 出店活動の回帰モデル

我々は投資関数の推計で利用されるモデルを借用する。 K_t は t 期における店舗数、 $\Delta K_t = K_{t+1} - K_t$ 、 X_t は t 期の実質売上高、 $\Delta X_t = X_{t+1} - X_t$ を表わして、

①伸縮加速度タイプ

$$\text{モデル I : } \frac{\Delta K_t}{K_{t-1}} = \alpha_0 + \alpha_1 \left(\frac{\Delta X_t}{X_t} \right)$$

$$\text{モデル II : } \frac{\Delta K_t}{K_{t-1}} = \alpha_0 + \alpha_1 \left(\frac{\Delta X_t}{X_{t-1}} \right)$$

②設備能力タイプ

$$\text{モデル I : } \frac{\Delta K_t}{K_{t-1}} = \alpha_0 + \alpha_1 \left(\frac{X_{t-1}}{K_{t-1}} \right)$$

$$\text{モデル II : } \frac{\Delta K_t}{K_{t-1}} = \alpha_0 + \alpha_1 \left(\frac{X_t}{K_{t-1}} \right)$$

③ストック調整タイプ

$$\frac{\Delta K_t}{K_{t-1}} = \alpha_0 + \alpha_1 \left(\frac{\Delta X_t}{X_{t-1}} \right) + \alpha_2 K_{t-1}$$

の計五つの回帰モデルで推計を試みた。その結果は表1のとおりである。三つの業態では百貨店のフィットが最も悪い。伸縮加速度タイプがスーパーでは昭和四十九年から五十六年迄フィットしている。他の二業態はそれ程でもなく、専門店では設備能力タイプが、百貨店ではストック調整タイプが比較的フィットしている。どのタイプの回帰モデルが適しているかによらず、スーパー、専門店ともフィットの水準が高いのは、彼らの出店活動が市場創造型、あるいは新商圏開発型であることを示し、百貨店はマクロの景気動向などにかなり左右されて、自力で積極的に市場を創造したり、あるいは商圏を拡大したりする力を大幅に減じていることを示しているように思われる。

表1 回帰モデルの比較表

業態	モデル	年									
			49	50	51	52	53	54	55	56	57
百貨店	伸縮加速度モデル I	×	○	○	○	○	●	●	×	×	○
	同 モデル II	×	○	○	○	○	●	●	○	○	×
	設備能力モデル I	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	同 モデル II	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×
	ストック調整モデル	×	+	○	-	○	-	●	+	○	○
スーパー	伸縮加速度モデル I	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
	同 モデル II	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
	設備能力モデル I	○	○	●	○	○	○	○	○	×	×
	同 モデル II	○	○	●	○	○	○	○	○	×	×
	ストック調整モデル	○	-	●	-	●	-	●	-	●	+
専門店	伸縮加速度モデル I	○	○	×	●	×	○	○	○	○	○
	同 モデル II	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×
	設備能力モデル I	○	●	×	●	○	○	○	○	○	○
	同 モデル II	○	●	×	●	○	○	○	○	○	○
	ストック調整モデル	○	-	○	-	○	-	○	-	○	+

(注) ●は符号条件も1%の統計的有意水準を満足する、○は符号条件のみ満足する、×は双方とも満足しない。+はストック調整モデルの K_{t-1} の符号がプラス、-は同じくマイナス。

四 業態間競争の存在

表2 業態間競争の実証分析

	被説明変数	$(\frac{\Delta C}{r})_{-1}$	$(\frac{X^i}{K^i})_{-1}$	K^{S-1}	K^{D-1}	K^{P-1}	昭和58年ダミー	R	D.W.
百貨店	$\frac{\Delta K^D}{K^{D-1}}$	0.483 (1.632)		-0.003 (-0.228)			-1.045 ** (-0.227)	0.860	2.170
スーパー	$\frac{\Delta K^S}{K^{S-1}}$		0.233 (1.562)		0.481* (2.704)		-0.472 (-2.023)	0.782	3.123
専門店	$\frac{\Delta K^P}{K^{P-1}}$		0.114 (0.596)	0.026 (0.932)			-0.367 (-1.665)	0.433	2.357
スーパー	$\frac{\Delta K^S}{K^{S-1}}$		0.174 (1.066)			0.017 (2.031)	-0.426 (-1.608)	0.701	0.208

(記号) ΔC は家計最終消費支出(前年比), r は全国銀行貸出約定平均金利(年平均), X^i は i 業態の実質売上高, K^i は i 業態の店舗数, R は調整済重相関係数, D.W. はダービン・ワトソン比。
**は 1% の統計的有意性, *は 5% の統計的有意性を示す。

さらに、百貨店の出店戦略が低成長経済の中であるわるのは、スーパーや専門店との厳しい競争の中で中小店舗による積極型出店戦略よりも巨盤型店舗による少數精銳型戦略を選択することに活路を見出しているようと思われる。そこで、三業態の競争・共存関係をクロスセクションデータの平均値を一〇年間の時系列データとして利用することによって実証的に検討する。全般的に実証結果の統計的有意性は低いが、傾向は推測できる。つまり、生態学でいう「捕食・被食」の関係がスーパーと百貨店の間で成立し、「共生」の関係がスーパーと専門店で成立している。この傾向が時系列データのさらなる追加によって確認されるとすれば、百貨店はスーパーの進出によって自らのボビュレーション増加は制限されることになる。また、スーパーは百貨店が今迄に創造してきた集積効果を積極的に利用する、あるいはとて変ることによって自らのボビュレーションの増殖をはかる。そして、専門店はスーパーと共に存しながら、スーパーが弱い部分を補完し百貨店の「フルライン」に対抗して自らのボビュレーションの増殖をはかるということになる。とすれば、百貨店はマクロ経済の思わしくない環境と、競合する業態であるスーパー、専門店の積極的功勢に挾撃され、それだけ保守的態勢を選択せざるを得なかつたといえる。

五 出店規制の効果分析

現実の店舗数と回帰分析によって得られた推計店舗数との比較を

表3 推計値が過大推計している割合

業態および規模ランク	昭和56年	昭和57年	選択した推計式のタイプ
百貨店	0.82	0.88	ストック調整タイプ
	0.63	0.71	伸縮加速度タイプ
	0.43	0.59	能力原理タイプ
高位ランク(7~5)	0.75	0.81	伸縮加速度タイプ
中位ランク(4~3)	0.68	0.73	伸縮加速度タイプ
低位ランク(2~1)	0.59	0.72	伸縮加速度タイプ

することによってまず出店規制の効果を推測してみる。その際、昭和五十七年の推計式は使用に耐えないので、昭和五十六年の推計式のうち各業態で最適なタイプを選択し、昭和五十七年の説明変数を代入してその推計店舗数を求めている。この作業から、推計店舗数が現実の店舗数を上回っていれば何らかの抑制要因が働いていると考えて効果分析を行なってみる。さて表3で業態別・初期企業別に店舗数の過大推計の割合を眺めてみると、百貨店が最も高い、ついでスーパー、専門店の順である。百貨店の場合には過剰防衛型出店戦略をとらざるをえないことは前述した。ところで売上高成長率を高めるためには積極的出店戦略がべきスーパーでもかなりの割合で過大推計となっているのはどうのようと考えるべきであろうか。また初期企業規模別(但し、業態は区別しない)過大推計の割合を比較すると、高位ランク程過大推計になっている。この二つの事実から、つぎに「出店規制の効果はとくに大規模スーパーに対して向けられた」という仮説の検討が許され

よう。そこで、基準年を昭和四十八年から五十七年迄とて、各年に規模ランクから5以上でかつスーパーのデータにダミーフラグを立て、伸縮加速度タイプの回帰分析を行なった。表4を眺めると、どの基準年でもダミーフラグが負であったのは、昭和五十二年、五十四年、五十七年である。また各基準年毎の回帰分析の結果に注目(太いケイの中)すると、逆に五十五年、五十六年のみが正のダミーフラグを持っている。さらに、五十六年、五十七年を基準にしたダミーフラグの符号を調べるとランク5以上に上昇した企業群の出店意欲が高かつたこともわかる。この出店意欲の高かった企業群が参入しても昭和五十一年、五十二年、五十四年、五十七年については負のダミーフラグである。そこでマクロ経済環境がダミーフラグの符号を左右しているか否かを調べて、出店規制の効果があったか否かを検討する。マクロ経済環境は百貨店の出店戦略に有意に働いている上、この百貨店の出店に対してスーパーは「捕食・被食」の関係にあることを確認したから、この検討作業は意味を持つ。そこでどの基準年のダミーフラグも負であった三ヶ年周辺年のマクロ経済環境を調べる。まず、昭和五十二年については第一次石油ショックの後遺症、同じく五十四年は第二次石油ショック直後である。しかし、石油ショックを吸収して再び五十五年、五六年と正のダミーフラグを記録した積極性が何故五十七年に消滅したのか、これはマクロ経済環境からは十分説明しきれない。したがって、出店規制の効果を全面的に否定できる材料としてマクロ経済環境を利用することはできない。しかし、大半の大規模スーパーはいっせいに出店戦略の大転換を始めたという仮説も否定でき

表4 伸縮加速度原理+ダミー変数による回帰分析から得られた
ダミー変数の符号(その2)

ダミー変数	基準年	49	50	51	52	53	54	55	56	57
	48	-	-	-	-	-	-	+	-	-
スーパーで、かつ、 基準年での実質売 上高が、961億円 以上(つまり、ラ ンク5以上)の企 業データのダミー を1とし、それ以 外は0とする。	49	-	-	+	-	-	-	+	-	-
	50	-	-	-	-	-	-	+	-	-
	51	-	-	-	-	-	-	-	+	-
	52	-	-	-	-	-	-	-	+	-
	53	-	-	-	-	-	-	-	+	-
	54	-	-	-	-	-	-	-	+	-
	55	+	-	-	-	-	-	+	+	-
	56	+	+	-	-	+	-	+	+	-
	57	+	+	-	-	+	-	+	+	-

$$\text{※ } \left(\frac{\Delta K}{K_{-1}} \right) = \alpha_0 + \alpha_1 \left(\frac{\Delta X}{X_{-1}} \right) + \alpha_2 t \left(\text{基準年 } t \text{ のスーパー} \right)$$

※ データ数 N=171.

ない。とはいっても、彼らの売上高成長率の上昇寄与要因として旺盛な出店戦略を否定できない以上、出店に関していくせいに協調行動をとるとは考えられない。とすれば、やはり出店規制の効果の存在は否定できないのではなかろうか。

六 おわりに

本稿は昭和五十七年迄の比較的短かい時系列データのため、クロスセクションデータとして回帰分析をし、その符号条件を経年的に比較するという作業を繰り返した。また、出店規制の効果を立証するためには、五十八年、五十九年のデータの追加が是非とも必要であるが、この点については次の研究課題としたい。

(後記)

大会報告にあたって、コメントティターの重責を快諾された、佐々木實雄先生(玉川大学)に感謝申し上げる。先生のコメントは研究課題として十分とり入れたいと思っている。

政府規制緩和と競争政策

—電気通信事業の自由化を中心として—

村上亨
(中央大学)

規制緩和の問題として位置づけ、その主要な規制根拠である自然占有性とサービスの社会的必需性との関連を検討し、政府規制分野に対する規制緩和なし競争原理導入の意義と若干の問題点を指摘することにしたい。

二 政府規制緩和の背景

周知のように、わが国の電気通信事業は、昭和六〇年四月に競争原理の導入を主要内容とする電気通信事業法の施行によって、独占から競争へと新たな局面をむかえつづつある。しかし、これまで電気通信事業は公益事業として政府の直接規制下にあり、その根拠の一つとして電気通信サービスに対する社会的必需性が存在していた。今回の電気通信分野に対する競争原理の導入は、この点でいかなる問題をもつのか。すなわち、効率性と公共性の関係がどのように捉えられているのか。本報告の焦点の一つはこの点にある。したがって、本報告では、今回の電気通信事業の自由化を公益事業に対する

アメリカにおいて連邦レベルで政府規制が導入されたのは、一八八七年の州際商業法による鉄道規制が最初である。その後、一九三〇年代に政府規制の導入が進み、各種の規制委員会が設置された。これらの規制は、今日、大きな転換期に直面している。一九七〇年代に入り、公益事業分野を中心に、連邦政府による経済的規制を緩和して競争原理を導入しようとする政策(deregulation)が相次いで行われた。すなわち、七〇年代以後の生産性上昇率鈍化の原因の一つとして政府規制が指摘され、さらに規制および規制費用の増大によって政府規制の見直しが進められ、これらを緩和し競争原理を導入することが産業再活性化のための重要な方途の一つとみなされた。さらに各サービスに対する需要の多様化と技術革新に基づく代替サービスの出現が、公的供給の必要性を失わせ、規制産業の経営悪化

をもたらしたとみるのである。

政府規制の見直しはO E C D によつても進められ、一九七九年に加盟各国に対し競争政策と適用除外又は規制分野に関する理事会勧告を行つてゐる。これを受けたわが国でも一九八二年公取委が政府規制制度および独禁法適用除外制度の見直しを行つてゐる。このような政府規制の見直ししない緩和の目的は、次の二つに大別されよう。

第一に、政府規制分野を縮小することによって行政の効率化や財政負担の軽減化をはかること。第二に、競争原理の導入によつて民間経済の活性化をはかることである。前者がアメリカのレーガン政権下における小さな政府論、わが国の行政改革と密接な関わりをもつことは言うまでもない。後者は各規制分野における市場環境の変化に対応したものといえよう。市場環境の変化がただちに民間経済の活性化に結びつかず問題があるとしても、こうした動きは先進諸国の低成長経済への移行に伴つて競争政策の重要性が再認識されたものとみることができよう。

政府規制緩和の背景についても、前記の目的に対応して次の二つをあげることができる。第一は、いわゆる規制の失敗である。この分野についてはボズナーやステイグラーなどによって多くの研究が進められており、政府規制制度に内在する政治的バイアスが強調されている。第二は、環境変化に伴う自然独占性の喪失である。前述のごとく、需要の多様化と技術革新に基づく代替サービスの出現は政府規制に基づく公的供給の根拠を無意味化し、公的供給主体の存立をも危うくする。鉄道に対する代替輸送手段の発展はその典型例であろう。このような環境変化に伴う政府規制の見直しはきわめて

説得的であるように思われる。すなわち、アメリカにおける政府規制の導入はその多くが一九三〇年代になされた半世紀を経過しておらず、わが国では、一九七七年の時点で、事業活動規制に関する法律（一五三）のうち、昭和三〇年以前に制定された法律は六四%（九三）、昭和四〇年以前の法律は八四%（一二八）を占めている。

三 競争政策的視点からの検討

政府規制を緩和し競争原理を導入することによって民間経済の活性化を促そうとする点が、日米両国に共通の政策態度であることは前述のとおりであるが、規制の緩和が産業の活性化に結びつくか否かは、第一に当該分野における市場が競争的市場を形成しうるか否か、第二に残される政府規制がどの程度の範囲・強さであるかに依存している。前者は需給条件の変化に基づくものであり、具体的には新規参入の可能性に依存している。後者は、まさに効率性と公共性の相克が問題となる局面であり、具体的な問題点については次節で扱う。また、既存企業と参入企業との公正競争条件、いわゆるイコール・フッティングは双方に関わる問題であろう。

新規参入による競争の可能性と公益事業に対する規制緩和との関連については、ボーモルラのコンテスタビリティ理論が有益である。そこで重要な概念の一つである埋没費用とは、生産を中止した場合に回収不可能な費用のことであり、公益事業規制の根拠である自然独占性を考察する際に重要な含意を与えてくれる。すなわち、参入障壁として重要なのは固定費の存在による規模の経済性ではなく、埋没費用を伴う規模の経済性なのである。このようにみた場合、電

気通信分野では交換機や伝送路などの電気通信設備については費用の埋没性は依然として高いと考えられるが、近年における技術革新の進展によって、光ファイバー・ケーブルや通信衛星などが実用化・商業化の段階に入つており、費用の埋没性は大きく変化する可能性がある。端末器については費用の埋没性はなく、競争的市場に適した分野と考えられる。かかる視点は、サービスの設備被拘束性からの脱却、インフラとキャリアの分離という考え方と軌を一にするものであろう。したがつて、新規参入による競争の可能性を評価する一つの重要な視点として、費用の埋没性の変化に着目する必要がある。

四 電気通信事業自由化の意義と問題点

NTTに対する内部相互補助である。さらにNTTのもつ市内電話網への接続料金をどの程度の水準に設定するかという問題も重要な問題である。新規参入者は、当分の間NTTの市内電話網を利用することができる。接続料金の高さは参入の予想される長距離サービスの料金に影響を及ぼすことになる。いずれもサービスの社会的必要性に基づいてNTTに課されるコモン・キャリアとしての提供義務に關係している。すなわち、公共性の要請が効率化を促進すべき事業者間の公正競争条件を歪める可能性がある。

第二は、電気通信事業者の分類に関する問題である。事業法は、事業者をサービスの内容ではなく、電気通信回線設備を設置してサービスを提供するか、その設備を利用してサービスを提供するかによって第一種と第二種に分類している。このような分類は埋没費用の観点からは整合的であると考えられるが、規制の基準がサービス内容と無関係であるために同一サービスを提供する場合でも、第一種事業者の提供する場合と第二種事業者の提供する場合では規制の内容が異なることになる。つまり、あるサービスに対する料金は、第一種は許可制、特別第二種は届出制、一般第二種は自由に設定できるのである。このように同一サービスに関して規制料金と自由料金とが併存するという状況は、長期的には重大な変更を余儀なくされるものと思われる。

第三に、NTTに対する提供義務と競争原理との関係は基本的に相反する側面をもつ。NTTに対する提供義務は不採算部門ないし地域に対する所得分配上の要請に基づくものであり、このような部門が競争的市場になじまないのは明らかである。しかし、競争政策

の観点からNTTに對して内部相互補助を禁じ、さらに新規参入者によるクリーム・スキミングが行わるならば、NTTが提供義務を遂行することはきわめて因難であり、市内通話料金の引上げという可能性もある。しかし、事業法の制定によつて必需性の高い市内通話の料金が引上げられることは事業法の意図するところではないし、国民的な同意も得られるとは思われない。

以上のように、競争原理を生かしながら、なお社会的必需性に基づく提供義務を維持するための方策については、事業法の枠組みにおいて必ずしも明確にされているわけではない。競争原理と公共性とを同時に確保するための調整は電気通信分野の今後の動向を大きく左右するものと思われる。その際に注意すべき点は、その調整の具体的諸決定は今後の行政的側面に大きく委ねられるということである。こうした中で、規制領域が必要以上に拡大され、競争原理のメリットが減殺されることの可能性についても、われわれは注意しておく必要があろう。

五 結 び

電気通信事業に対する競争原理の導入は、民間企業の参入を可能とし、事業者間の競争を通じて国民生活にも多くのメリットをもたらすことが期待されている。しかしながら、電気通信という社会的インフラ部門が競争的市場に委れられることには多くの問題が含まれている。すなわち、電気通信サービスのもつ公共性から一定の規制がなされ、その中で競争原理を有効に機能させるという規制下の競争的市場とはいがなる性格をもつものであるのか。事業法がこの

点について明確なイメージを描き出しているようには思われない。政府規制を緩和し、競争原理を導入する場合の公共政策上の論点は次の二つにあると思われる。一つは市場環境の変化に伴つて競争的市場の成立しうる経済的・技術的条件が生じ、新規参入が可能であるか否かという局面であり、もう一つは競争的市場成立後において公正競争条件を確保しうるか否かという局面である。電気通信事業については、前者の局面は明確であると思われるが、後者の局面は、とりわけ公共性との関連について不明確な点が多いように思われる。効率性と公共性との関係は、公共政策上の最も重要なかつ因難な主題の一つではあるが、電気通信事業に対する競争原理導入という事態は、この古くて新しい問題を改めて前面に押し出す契機となつたよう思われる。

(付記)

本報告に対し南部鶴彦教授(学習院大学)より貴重なコメントをいただきいたことを感謝申し上げます。

競争政策の新視角

—コンテスタビリティ理論を中心として—

福 宮 賢 一

〈明治大学〉

コンテスタビリティ理論は、W・J・ボーモルら[3]を中心として展開された「新しい」競争的市場理論であり、産業組織に対するシカゴ・アプローチの一角を形成する。同理論は、完全コンテストブル市場概念と費用関数の劣加法性を基軸としながら、効率的産業組織が自然独占を含む高度な市場構造と両立することを示す。こ

の主張は、伝統的市場分析が前提とする、構造・行動・成果パラダイムの連関を切斷し、競争政策の適用基準の転換を要求することに連なる。とくにそれは、近年の規制緩和に重要なインプリケーションを含んでいると思われる。

二 コンテスタビリティ理論の基礎概念

完全コンテストブル市場は、退出に際して埋没費用を負担するのない、参入・退出が完全に自由な市場と規定され、その成立条件は、完全競争的市場構造に依存しない。

埋没費用は、生産活動に既に投下した資金のうち、転売・転貸や他用途への転用が困難な物理的生産設備への支出、R&D支出、お

よび広告支出など、退出時に回収困難となる支出額である。埋没費用が無視しうるほど小さい場合、当該市場への電撃的参入・退出(hit and run entry)の可能性が開かれる。これは、当面の利潤獲得を目的として参入し、既存企業の報復が開始されるや即時にその市場から撤退する攻撃的な参入形式である。

三 劣加法的費用関数と自然独占

ボーモルらは、複数生産物生産の経済性(economies of scope)および射線横断上の凸性(trans-ray convexity)とした費用関数の劣加法性から、その産業の構造が自然独占となる条件を検討している。

複数生産物生産の経済性は、生産物集合 N を射線で示される一定の产出ベクトル、 T と $N-T$ の部分集合に分割するとき、費用関数が、 $C(y_T) + C(y_{N-T}) > C(y)$ となつて($y = y_T + y_{N-T}$)、各生産物の一括生産の経済性が生じることである。 y の経済性は、生産物間で共用可能な投入要素に起因する。 T について y におけるその経済性の大きさは、 $SC_T(y) = (C(y_T) + C(y_{N-T}) - C(y))/C(y)$ で測られる。

また、 N の規模の経済性 S_N は、 $T \sim N - T$ それぞれの規模の経済性 S_T と S_{N-T} を用いて、

$$S_N = \{\alpha_T S_T + (1 - \alpha_T) S_{N-T}\} / (1 - S_C) \quad (1)$$

示せる ($\alpha_T = \sum_{j \in T} y_j C_j / \sum_{j \in N} y_j C_j$, $1 - \alpha_T = \sum_{j \in N-T} y_j C_j / \sum_{j \in N} y_j C_j$)。一般的な条件 $S_C < 1$ の下で、複数生産物生産の経済性 ($SC_T > 0$) は、生産物固有の規模の経済性を増幅し、 SC_T が十分に大であれば、規模の不経済性 ($S_T < 1$, $S_{N-T} < 1$) があつても、 $S_N > 1$ となりうる。これは、自然独占の存在に対する強い意味での根拠となつてゐる。

一方、総生産量一定の下でさまざまな生産物構成比を示す射線横断クロスセクションに対し、費用が凸関数を示せば、複数生産物生産における自然独占成立の一つの十分条件となる。それは二財の場合、産出量平面 y_1, y_2 で両軸上の一点、 $y^a = (y_1, 0)$, $y^b = (0, y_2)$ を結ぶクロスセクション上に、

$$C[k y^a + (1 - k) y^b] \leq k C(y^a) + (1 - k) C(y^b) \quad (2)$$

($0 < k < 1$) を得ればよい。

四 自然独占の持続可能性

完全コンテストブル市場における持続可能性 (sustainability) は、市場の均衡状態および効率的産業組織の存在を意味する。持続可能な自然独占は、最も効率的な費用および内部相互補助のない価格ベクトルを持たねばならない。

ラムゼイ価格は、複数生産物を生産する独占者が利潤制約の下で設定する社会的最適価格である〔6〕。何らかの社会的ペネフィット

ト関数 $Z = Z(P_1, P_2, \dots, P_n)$ が、利潤制約 $\pi = \sum P_i y_i - C = 0$ の下で最大化され、ラムゼイ価格を求める〔4〕と、次式が得られ、

$$P_i - MC_i = (1 + \lambda)(MR_i - MC_i) \quad (3)$$

$(P_i - MC_i)/P_i = (1 + \lambda)/(k y_i)$ となる (P_i : 価格, y_i : 産出量, C : 総費用, λ : ラグランジュ乗数)。生産物毎の価格-費用マージンが、それぞれの需要の価格弹性 (η_i) の逆数と比例的に決定されるべきことになる。

自然独占者が持続可能な最適産出ベクトルを持つとき、その一点で費用曲面と参入阻止価格平面が接し、利潤 π が参入コスト E に等しいため、次二式が成り立つ。

$$\sum_i P_i(y^*) dy_i = \sum_i MC_i(y^*) dy_i \quad (5)$$

$$d\pi = \sum_i \{MR_i(y^*) - MC_i(y^*)\} dy_i = dE = 0 \quad (6)$$

これを操作し二財の場合について比をとれば、(3)式の同様な結果と一致し、ラムゼイ価格は持続可能な均衡価格であることが判明する。このため、独占者がラムゼイ価格を採用すれば、参入を阻止しながら効率的結果を実現することになる。

五 政策論上の含意と問題点

かくて、新たな政策指針として、コンテストabilite・アプローチが提示される。それはまず第一に、産業の埋没費用の多寡に従つて、政府規制の範囲を埋没費用部分に極力限定するものである。埋没費用が小さくコンテストabiliteの高い産業の場合、価格設定の自由化と連動させた参入規制の撤廃やその他の参入障壁の引き下げ、

策指針の一般的有効性について疑問を生じようし、さらに理論構成それが問題とされよう〔1〕。

しかし、これらの問題は、参入の可能性や費用関数の特性が、理論の想定と大きく異なっているかどうかに帰着する。とくに近年の産業構造の変化は、この問題の視点から注目できよう。とくに、先端技術産業やその関連産業において、R&D活動、企業ノウハウ、情報などの重要性が増大しているが、これら投入要素は多様な生産活動に共通して利用できる特性を持つ。この共用化の一層高度な進展は、多品種少量生産システムやネットワークなどの複数生産物生産の経済性をもたらしながら、同時に埋没費用を削減する効果を持つ。もろに、リース産業の成長は、生産設備・機器の埋没費用を低減して、この傾向を一層促進するであろう。こうして、各市場のコンテストabiliteは高められ、コンテストabilite理論の適用範囲が拡大しつつあると言えよう。

コンテストabilite理論は、それが抽象理論としての限界性を持つことは留意しなければならないし、またその問題点について慎重な検討が必要とされよう。しかしながら、同理論が、価格理論のフレームワークに基づいた競争政策を提示する点は注目に値すると思われる。一方、埋没費用の測定、複数生産物生産の経済性〔3〕や射線横断上の凸性の検証、規制緩和効果の計測など、優れて実証的課題は端緒の段階にあり、今後の充実が期待される。

また、こうした理論的問題の存在は、それに依拠して導かれる政

- [一] Bailey, E. E., and W. J. Baumol, "Deregulation and the Theory of Contestable Markets," *Yale Journal of Regulation*, vol. 1, no. 2 (1984), pp. 111-37.
- [△] Baumol, W. J., "Contestable Markets: An Uprising in the Theory of Industry Structure," *American Economic Review*, vol. 72, no. 1 (Mar. 1982), pp. 1-15.
- [○] Baumol, W. J., J. C. Panzar and R. D. Willig, *Contestable Markets and the Theory of Industrial Structure* (Harcourt Brace Jovanovich, Inc., 1982).
- [→] Baumol, W. J. and D. F. Bradford, "Optimal Departures from Marginal Cost Pricing," *American Economic Review*, vol. 60, no. 3 (June 1970), pp. 265-83.
- [△] Friedlaender, A. F., C. Winston and K. Wang, "Costs, Technology, and Productivity in the U. S. Automobile Industry," *Bell Journal of Economics*, vol. 14, no. 1 (spring 1983), pp. 1-20.
- [○] Ramsey, F. P., "A Contribution to the Theory of Taxation," *Economic Journal*, vol. 37 (March 1927), pp. 47-61.
- [△] Schwartz, M. and R. J. Reynolds, "Contestable Markets: An Uprising in the Theory of Industry Structure: Comment," *American Economic Review*, vol. 73, no. 3 (June 1983), pp. 488-90.
- [△] Shepherd, W. G., "Contestability vs. Competition," *American Economic Review*, vol. 74, no. 4 (Sept. 1984), pp. 572-87.
- [○] 挿編「トマト&カボチャ栽培と販売戦略叢書」(『畠大農業講義』第六六巻、第1・11号(1983年10月)、1-15頁)。

(一) 以上の点の指摘は、予定討論者の土井教之先生(関西学院大学)によるものであります。本報告に対し有益なコメントを戴き、紙上を借りて深く感謝申し上げます。

日本産業の海外進出と寡占的反応

三宅忠和

〈日本大手〉

日本の海外直接投資は、より多くの主要な産業分野および世界の地域にまで及んでいる。しかし、その状況はかなり特定の分野、地域に集中している。産業では製造業の比重が大きく、その中でも特定の産業・業種に、地域的にはアジアと北米に集中して進出している。

こうした海外直接投資の中心的な主体は、日本国内において寡占を形成し、相互に他企業の寡占的反応を考慮に入れない行動する大企業である。それでは、産業内の1企業がある地域に海外子会社を設立すると、これに対する諸企業は、進出先国ばかりではなく、国内での競争力にも大きな影響力をもつ、その相対的規模と成長率あるいは利潤率等を維持するために、先発企業に遅れることなく海外へ進出していく傾向、すなわち「ベンチャーコン効果」と呼ばれる現象がみられると思われる。

この報告では、(1)日本企業の海外進出においてじらした寡占的反応がみられるかどうか、(2)寡占的反応の日米比較、(3)日本国内の産業集中と集中的海外進出との関係、産業の生産成長率、輸出成長率および利益率と寡占的反応との関係、について明らかにする(一)。

I 企業の寡占的反応

海外直接投資の寡占的反応の尺度として F.T. Knickerbockerによって用いられた「進出集中度」(以下 ECI と記す) といふ概念(2)を用いる。これは産業別に海外製造業子会社がいかに集中的に設立されたかを示すものであり、対象期間中の最も件数が集中する連続三年間(3)の設立子会社数(相互作用数と呼ばれる)を求め、この数をその産業の全期間中の子会社設立総数で割った値である。対象地域は欧米の先進国地域とそれ以外の地域とに分けて考える(4)。使用するデータは経済調査協会『企業別海外投資』上場企業編(第一四集)を用い、海外子会社設立年次の対象期間は一九六〇~八四年の二五年間である。

こうして得られた日本の製造業の四桁レベルでの九七産業について一部上場企業の海外進出集中度をみると、産業によって大きく異なることがあるが、全地域の平均では海外子会社設立件数の四八・一%が三年間に集中していることがみられる(第1表参照)。すなわち、全体として各産業でかなり寡占的反応によるベンチャーコン効果を見ることができる。個別産業においては製パン、特殊鋼、レンズ等件数が少ない産業で ECI が高く、ノーティ、テレビ、ビデオ等比較的件数が多く長年にわたって進出が続けられている産業では低い。産業分野別にみると精密機器、非鉄金属、繊維関係で ECI は相対

的に高い。このような海外投資の集中化傾向は一九七一年以降のが国の奨励策等の諸要因の結果であつて必ずしも対抗関係から進出したとは断言しえないが⁽⁵⁾、しかし事業の維持・拡大のための行動であり、競争関係を反映していることに変りはない。

二 進出集中度の日米比較

上述のようにして求められた数値を対象年次および産業分類もやや異なるが、アメリカ産業についての F. T. Knickerbocker の ECI と大まかに対比してみると、ほぼ同じ結果が得られている。しかし、どちらかといふと日本が三年間に集中して進出する程度がやや高く、少し長い期間をとるとアメリカの方が ECI が高いという結果がみられている⁽⁶⁾。

三 国内産業集中と進出の寡占的反応

Knickerbocker はアメリカ製造業の分析において「国内の生産集中度が高いほど寡占的反応の程度が高く、海外進出集中度も高い」という仮説を検証した上で、しかし「両集中度は正の相関を持つが、高度の生産集中度をもつ親企業はそれより低い集中度の産業に比べて構造的安定性をもつので、活発には反応しない」という結論を出している。そこで、日本の産業についてもこうした仮説があつてはあるかどうかを調べる。

日本の生産集中度として公正取引委員会によるハーフィンダール指数をとり、集中的進出の前年のその値によつて産業を生産集中の類型、高位寡占型^(I)、^(II)、低位寡占型^(I)、^(II)、競争型^(I)、^(II)に分類

四 その他の諸要因との関係

海外進出における追従反応に、国内の生産成長率、輸出の成長率および利益率が何らかの関連をもつであろうか。いま各産業の ECI の対象となつた(集中して進出する年) 前年から過去三年間の平均出荷額成長率をとり、その成長率の大きさによって産業を分類し、それらの産業の ECI の平均値を求める(第2表)、次のようにいふことができる。海外進出する直前の三ヶ年に○~五%の低い正の成長率をもつ産業で最も ECI が高く、次いで三〇%以上の高成長産業で高く、その後の三年間に海外進出の半分以上が行われている。しかし、五~一五%および負の成長率を示している産業では低い ECI となつてゐる。

第2表 生産額成長率別
海外進出集中度

生産額成長率	件 数	平均 ECI
$G < 0$	9	447.7
$0 < G < 5$	13	553.0
$5 < G < 10$	11	448.3
$10 < G < 15$	17	425.0
$15 < G < 20$	12	477.5
$20 < G < 30$	13	455.7
$30 < G$	16	498.6
平 均	91	472.1

(出所) 通商省『工業統計表』各年版及び付表より作成。

(注) G は各 ECI の対象の前年より過去 3 年間の平均生産額成長率をとったものである。

第3表 輸出(入)成長率別
海外進出集中度

輸出(入)成長率	産業数	平均 ECI
$E < 0$	13	477.6
$0 < E < 5$	6	445.5
$5 < E < 10$	9	497.0
$10 < E < 15$	8	473.5
$15 < E < 20$	8	489.1
$20 < E < 30$	15	399.6
$30 < E < 100$	18	492.0
$100 < E$	8	515.8
平 均	87	476.3

(出所) 大蔵省日本関税協会発行、『日本貿易月表』各年12月版及び付表より作成。

(注) E は名 ECI の前年から過去 3 年間の平均輸出成長率をとったものである。

以上のことは次のようにまとめられる。日本の大企業が海外進出する場合に寡占的反応として集中して進出する傾向があり、その傾向は国内の産業集中と一定の相関がある。また生産の成長率とどちらかといふと低い成長率の方が集中的進出傾向が

し、ECI との関連をみると第1表のように入示される。日本産業の海外進出の集中化傾向は、日本国内で高位寡占型^(I)と競争型^(II)に属する産業、すなわち高集中と競争の両極において企業相互間の対抗的反応が最も強く短期間に追従して進出し、次いで高位寡占型^(I)と競争型^(I)に属する産業の数値が高く、低位寡占型^(II)型では他企業に対抗して追従進出する面が小さい。これは ECI を縦軸、産業集中度を横軸にとると低位寡占型^(II)を底とする V 字型で示すことができ、ハーフィンダール指數⁽¹⁰⁰⁾以上の産業に限れば、生産集中度と海外進出集中度とがほぼ相関し、それ以上では逆の相関を示している。このことは前述の仮説を一面では実証し、これとは別に日本の特徴として競争型産業で海外進出の追従競争の激しさを示しているといえよう。

生産集中の類型	産業数(件数)	平均進出集中度
A. 高位寡占型 ^(I)	12	0.510
H I 3000超	26	0.503
B. 高位寡占型 ^(II)	10	0.407
H I 3000以下 1800超	12	0.385
C. 低位寡占型 ^(I)	23	0.506
H I 1800以下 1400超	14	0.511
D. 低位寡占型 ^(II)	合計 97 平均 (1186)	0.481

生産集中の類型については、妹尾明編『現代日本の産業集中』日本経済新聞社、昭和58年、76ページより、進出集中度は経済調査協会『企業別海外投資』上場企業編(第14集)、1984年版より作成。

別海外進出集中度	総資本利益率格差	平均E C I
利益率格差	産業数	平均E C I
$R < -5$	15	542.9
$-5 < R < 0$	13	458.1
$0 < R < 5$	10	446.3
$5 < R < 10$	8	412.3
$10 < R$	11	414.9
平均	57	467.5

(出所) 日本開発銀行設備投資研究所『経営指標ハンドブック』日本経済研究所発行、各年版より作成。
(注) R (利益率格差) は各E C I の前年の製造業平均総資本利益率から当該産業の総資本利益率を差引いたものである。

的反応としての集中的海外進出傾向があると結論することができる。なお、報告の際には首藤信彦、山澤逸平、碓氷尊、トラン・ヴァン・トウ（以上の方のコメントの一部については注記）および座長の小島清（一橋大学）、清水嘉治（神奈川大学）の各氏から有益なコメントを戴き、心から感謝いたします。

(1) 本報告の主要内容——(iii) では拙稿「海外直接投資と寡占的成長率との関係はあまりみられない。しかし、産業の利益率とは逆の相関がみられ、産業集中との関係も合せて考える

(4) この点に関しては碓氷尊氏（筑波大学）から、南米とアジアへの投資は相互に寡占的反応によるとは必ずしも言えないで、対象地域をさらに細かく分けるべきであるという示唆をいただいた。
(5) この点に関しては、トラン・ヴァン・トウ氏（日本経済研究所）から、集中的に進出してもそれは必ずしも寡占的反応によるものとはいえないのではないか、同じ市場条件にある企業は同じ行動をとることになるので、外的条件など産業毎に検討すべきである」というコメントをいただいた。

(6) 詳しくは拙稿（前掲論文）をご参照下さい。なお、日米産業比較については、予定討論者の首藤信彦氏（東海大学）より次のような問題点を指摘していただいた。(1) 日米企業の基本的寡占的行動の違い、(2) 両国の海外進出の市場環境や歴史的背景の相異が、比較分析に欠如しているので、海外投資の類似性を主張するのは困難である。

民生用電子機器における産業組織の国際的展開 ——VTRのケースを中心として——

西 田 稔

（大阪市立大学）

日本の民生用電子工業の発展段階

家庭用VTRはカラーテレビをはるかに超える生産額をもつ家電産業の主導製品であるといふにとどまらず、日本の民生用電子工業の新しい発展段階を代表する製品であり、さらに拡張して言えば昭和五十年代における日本の産業発展の現段階を典型的に特徴づけるものであるとみることができる。それゆえに、VTRの産業組織を研究することは、単に一つのケース・スタディである以上の広い意味をもつことができるようと思われる。

このことは、家庭用VTRとカラーテレビの日本における産業的発展過程を比較してみれば容易に明らかになる。まず第一に、日本の企業によるテレビ技術の革新には無視しえないものがあるとともに、基本的に日本のテレビ生産は欧米で完成された技術を導入することによって成立したのである。これに対して、家庭用VTRはその製品技術と製造技術がともに日本において世界に先駆けて完成されたものである。画期的な新製品の「基本的设计」が日本において形成されるようになったということの意味は大きなものがある。さらに、産業の量的発展の状況でみれば、カラーテレビの場合に

は、国産化による輸入代替に至る期間——これは日本の通例として極めて短縮されているが——を経て輸出産業に転じて行ったのであるけれども、需要の中心は一貫して内需主導であった。これと対照的に、家庭用VTRでは基本的デザインの形成とほとんど同時に輸出主導型の成長を遂げてきており、その輸出比率は五〇パーセントから急速に上昇して八〇パーセントを超えるに至った。今日のわが国では輸出比率のきわめて高い商品は少くないけれども、VTRのように大規模なケースは多くない。

筆者はこのような事実から出発して、このケースが周知の「プロダクト・サイクル仮説」(R. Vernon)によつて説明しえない新しい状況を示しているのではないかと考へるようになつた(詳細については拙稿「1」を参照されたい)。それは単純に、日・米・欧の所得格差が縮小し消費市場が同質化あるいは平準化したことの反映でしかないと言われるかもしれない。その状態においては、消費財の新製品が三つの地域のどちら生まれても不思議ではなく、日本の限られた市場規模を考慮すれば輸出主導型の成長がみられるのも当然であろう。しかし、それにもかかわらず、家庭用VTRという重要な新製品が何故に日本において生みだされ、日本が世界生産の八〇パーセントを超える生産基地であり続けているのか、という問題は残されている。

家庭用VTRは、その製品開発において電子回路技術、磁気記録技術および精密機械技術が総合されたものであり、その製造工程においても産業用ロボットをはじめとする自動化システムが駆使され、その製品技術と製造技術の両面においていわゆるメカトロニクスを

典型的に体現するものと言える。それは、音響製品やカラーテレビの生産と技術開発にたいする一貫した取組みの中で培われた要素技術の総合であり、同時に、民生用電子機器事業の成功にとって不可欠な、大量の製品を安定した高品質と低いコストで生産するという高度な量産技術に支えられて実現したものである。このような意味において、それは日本の産業発展の現段階を代表するものとして、日本において生み出されたのであると考えてよいであろう。

国内の企業間競争

家庭用VTRにかんする国内の産業組織を分析するためには、技術それ自身の発展過程と需要(市場)の発展過程との対応関係を明らかにし、これを背景とする企業戦略と市場構造の展開と市場成果の発現を解明するという方法をとる必要がある。しかも、企業の戦略はそれぞれの企業が歴史的に形成してきた特質とポジションによって少なからず制約されるものであるから、企業の戦略ポジションの認定、ならびに、企業の採用する戦略と戦略ポジションおよび産業の発展段階との適合性が考慮されなければならない。こうした要因の相互作用を通して新製品の市場構造と市場成果が動態的に形成されてくると考えられるからである。

家庭用VTRの国内市場では、製品技術の開発の局面において、最初の国産テープレコーダーの開発以来の磁気記録技術の蓄積を活かしてソニーが製品革新の先頭を切つたのであるけれども、この局面におけるソニーの先行性はいくつかの理由によって長く維持されることができなかつた。製品革新企業と追随企業との間の模倣のタイ

ム・ラグが新製品の本格的普及期の以前に(あるいは、その早い時期に)尽きてしまう場合には、企業間競争の主要な規定要因は販売力や製造技術の優劣に移つてしまつ。製品革新の導入後の初期においてソニーは経験曲線効果に依拠した市場先占戦略の展開を企図した形跡がみられるけれども、それは市場の発展段階と適合せず、十分な成功をえられなかつた。その後は、追随企業が優越した生産技術力と販売力あるいは販売力の不足を補うための積極的なOEM(相手先ブランドによる製造受託)政策の採用にともづいて先発者を追上げ、さらに普及期における市場の動向に適合した経験曲線戦略によつてシェアを逆転してゆくこととなつた。

国際的企業間競争

家庭用VTRにおける産業組織は世界的にもその支配的デザインの開発者である日本企業のグループを主導的な要因として形成されてきている。一九六〇年代以降日・米・欧の企業の間で続けられた家庭用VTRの開発競争のなかで、日本の企業がこの重要な製品革新に勝利を得ることができたのは何故であろうか。前にも触れたように、カラーテレビがほとんど電子技術のみによつて成り立つているのに対して、VTRは電子技術、磁気記録技術および精密機械技術の総合された製品である。ところが、欧米の家電メーカーの多くは一九六〇年代から七〇年代を通じて日本製品の輸出圧力を受けてテープレコーダーをはじめとする音響製品の生産から撤退してしまつた。このため、彼等は磁気記録技術と精密機械技術を企業内部で発展させる基盤を失なつたのである。

また、米国の家電メーカーは「プロダクト・サイクル仮説」が描いたとおりに、成熟商品となつたテレビの生産を発展途上国に移転し、部品供給や生産自動化といった国内の産業基盤を弱体化させてしまつた。さらに、家電分野を単純に成熟分野として見限り、経営資源の主力を他の多角化分野に移してしまつた。これに対して、日本で家庭用VTRの開発をリードしたソニーと日本ビクターは音響・映像分野の総合的な専門企業であり、松下電器もまた家電製品の総合的な専門企業であった。彼等はカラーテレビに続く次代の大型商品を求めてVTRの開発に一貫して経営資源を投入しつづけてきた。また、RCA社が全く新しい原理にもとづく製品の開発をめざして失敗したのに対しても、日本企業は既存原理にもとづく製品の小型化を徹底的に追求した。以上に述べた点を合わせて考へてみれば、家庭用VTRの製品革新における日本企業の成功は、製品開発における継続性、関連性、集中力などの要因に負うところが大きく、増分的な進歩の累積がやがて大きな革新を生みだすことができることを示している。このことは、習熟効果の概念が製品革新についても成り立ちうることを示唆しているようと思われる。

つぎに、生産と販売の段階における国際的な企業間競争においては、量産体制の早期確立と世界市場への早期浸透が重要な決め手となる。欧米におけるこの製品の唯一の開発メーカーとなつたフリップス・グレンディヒのグループは、日本企業の製品革新に対抗する新製品の開発に四年余りのタイム・ラグを生じさせたうえに、量産体制の確立に手間取つてさらに三年近くを費してしまつた。この間に日本企業は習熟の経済性にもとづいてコストおよび品質上の強

い競争力を獲得し、その上に、製品ラインの充実とソフトウェア

(映画などを録画したデータ)の充実と相まって、フィリップス・グループの参入に対する強力な参入障壁が形成されてしまった。これは日本企業の意図のいかんにかかわらず、客観的にみて習熟の経済性に依拠したダイナミックな市場先占戦略の成功であるということができるよう。

しかし、世界の家庭用VTRの生産に占める日本製品の圧倒的なシェアにもかかわらず、欧米各国の市場における販売の集中度はカラーテレビの場合に比較してもそれほど高まっているわけではない。これは日本からの輸出がOEM供給と自己ブランド販売の両建てで行なわれていることによるところが大きい。このような産業組織はどう評価すべきか、総合的な視野に立った基準が必要になつてきていると考えられる。

なお、本報告の各部分の詳細については、関連する左記の拙稿を御参照いただきたい。

- 〔1〕「プロダクト・サイクル理論と日本の新しい経験」(大阪市立大学『季刊経済研究』一九八四年秋季号)。
- 〔2〕「技術革新と産業組織の展開」(『先端技術と産業体制』東京大学出版会一九八五年刊、所収)。
- 〔3〕「習熟効果と企業行動および市場構造」(『季刊経済研究』一九八五年秋季号)。

南太平洋の経済発展

— 太平洋の評価 —

太平洋をめぐる議論が、このところ、これまでにまして、たかまつてきている。これらの議論の多くは、現在、太平洋をかこむ地域が、それぞれ経済的に大きな力をもつていて、さらに成長力にも富んでおり、これらの地域が協力することによって、世界の経済がより望ましい方向に展開することができるはずである、という主張であろう。このことは、もちろん、その通りであろう。さらに、これららの国々が、基本的には「平和な関係」を、いま維持し、これからも維持していくことによって、この関係は、さらに強固になる。さらに、これらの国々が、成長の能力と意欲を十分にもつていることである。

けれども、これまでの国際的な経済発展の協調あるいは協力、または経済政策の展開のありかたとは、ことなる要素をもつていて。それは、これまで国際経済をリードしてきた国々は、基本的には内陸型の国々であり、それらの支配空間は基本的には内陸、あるいはいずれにしろ陸地であったのである。これにたいして、いま、この太平洋をめぐる経済関係は、基本的には海洋型であって、その支配空間は、基本的に海洋なのである。支配空間が内陸の場合と海洋の

(討論)

予定討論者の影山信一教授(千葉商科大学)から幾つかの御指摘をいただいたが、紙幅の制約もあり割愛させていただく。また、フロアの藤井隆教授(名古屋大学)からは、産業組織の「国際化」という表題の意図はどういうところにあるのかとの趣旨でお尋ねがあった。報告者としては、家庭用VTRにおける企業間競争が日本の国内市場と海外市場を一体化する形で展開されており、そこで企業行動と市場構造を習熟効果という概念によって統一的に分析してみるとができるのではないかという考え方を立っている。

高橋良宣
〈鹿児島経済大学〉

場合とでは、経済構造も経済政策も思考論理も大きくなっています。その相異は、いくつもとりあげることができますが、とりわけ、ここで強調しておきたいことが、ふたつある。ひとつは、相互間の関係が、十分に協調的なシステム的な展開を必要とすることである。移動の手段としてもコミュニケーションの手段にしてもそうである。もうひとつは、この空間に第三のスペースがある、ということである。陸地空間では、常に境界は、その両側の主権がその境界に達していく、そこには二者の主権空間しか存在しない。ところが、海洋空間には、おたがいの主権空間のあいだに、それぞれの主権のおよばない第三の空間があつて、これは、これまで、「自由な海洋」として存在していたのである。この「自由な空間」は、これまで、自由であるがゆえに、そのようなものだと考えられていた。けれども、いまや、この「自由な空間」は「あいまいな空間」となつて、この空間の利用について「自由な共同利用」ができるということは、いまや虚構になつてしまつた。この第三の空間をどのようにとりあつかわれるのであろうか。

このように考えてみると、いまや、太平洋の問題は、その两岸にいる国々が太平洋をはさんでの関係だけではなくて、この太平洋のある国々が太平洋をはさんでの関係だけではなくて、この太平洋のなかにある島嶼国家群がもつ意味は、その陸地面積とか、その人口

とかで評価してはならないものを内包していることになる。いいかえれば、この太平洋の両岸の巨大な経済ロットの国家群の論理は、いぜんとして内陸型国家のビービーのものである。そして、その論理が、太平洋のなかにある島嶼国家群の行動の論理とはならないのである。いわば、太平洋の問題は Pacific Rim というコンセプトではなくて、Pacific Basin というコンセプトこそ、太平洋にふさわしいコンセプトなのである。

II 島嶼国家群をめぐる問題

この Pacific Basin には、いまや、多くの島嶼国家が成立した。これらの島嶼国家は、主として南太平洋に存在している。一部は中部太平洋にも存在している。これらの国々は、PNG をのぞけば、もつとも大きな陸地面積はソロモン群島の二七、五五六平方キロであり、人口ではフィジーの六三四、一〇〇人が最大である。そして、もつとも小さいのは、陸地面積ではビトケアンの五平方キロ、人口ではこれもビトケアンの一〇〇人というのである。ところが、これを海域でみれば、このビトケアンは陸地の一六万倍、これら島嶼国家群すべてについてみれば二九二倍ということになる。これは、すくなくとも赤道以南の海洋面積の主要な部分の六割をこえる海域は、これら島嶼国家群の支配する海洋であって、いわゆる「自由の海」ではないのである。

これらの島嶼国家は、第二次大戦のあと独立した国々である。政治的な独立はしたけれども、それがただちに経済的な独立にはならない。それは、ひとつには、これまで旧宗主国の経済的なサポート

ないものである。テレ・コミュニケーションについても、若干は、ふるいサテライトを利用しておこなっている程度である。

このようなことから、インフラストラクチャを維持することも困難である。こうなると、政治的な独立を維持するためには、国際収支を維持しなければならないが、そのなかで貿易収支は構造的に改善の可能性があまりないとすれば、結局は貿易外収支あるいは資本収支でうめなければならぬ。けれども、それについてもあまり可能性がないとすれば、結局はなんらかの援助などでうめざるをえないことになる。けれども、この援助がそれほど簡単ではない。そのとき、この島嶼国家群は、ひとつのがベニングの材料をみつけだす。それが、「彼らの海洋」なのである。この「彼らの海洋支配権」を彼らの必要とする「援助」とバーターにするということになると、あらためて、太平洋の平和を維持するのに影響ができることがある。このとき、Pacific Rim の国々はどのような政策的な対応が、地球ベースみて正当であるかということをとわされることになるのである。

II これから展開

このようにみれば、これらの島嶼国家の動向は、ただ、これらの小国家の経済的な動向と経済発展の方策の問題だけではなくて、これらの国家の範囲をこえた、まさに地球的なスケールでの地球のもつ資源の最適配分にかかる問題でもあるのである。したがって、これらの諸国にたいする援助は、ただ二国間援助で、なんとなく処理しようとか、といったかたちで処理することは、国際バランスから

があって、とりわけインフラストラクチャの部分はカバーされてしまた独立国家経費の負担もなかった。けれども、独立すればすべて自分ももであって、その経費負担は、このスケールの経済では大きすぎるほどである。そして、経済構造は単純である。これらの国々の生産物は、いずれもおなじようなもので、しかもブリミティブな第一次産品ばかりである。したがって、国際市場の支配力はよく、輸出はきわめて小さい。ニュー・カaledニアは、現在フランス植民地であり、ニッケル市況もそれほどよいものではない。一方、消費水準は、いずれにしても上昇しており、このことはエネルギーおよび工業製品の輸入となつて、結局は、貿易収支は常に赤字である。これを解消する方法は、なかなかみつからない。このような状況にたいして、経済自立はまず域内協力から、という意見もあるが、これくらい非現実的な意見ではなく、これらのすべての国々は、ほとんどおなじ経済構造、おなじ生産物、おなじ貿易構造であつて、域内取引は成立しないのである。できることは、これらの国家群が共同して、域外市場にたいする発言力をすこしでもりよめるぐらいが精一杯なのである。

これにくわえて、なおわるいことは、これら島嶼国家群をひとつのまとめるためには、この域内の移動の便宜性と情報流通の便宜性を確保することであろうが、それが困難なことである。それは、基本的ににはこれらの手段を維持するだけの需要量がないのである。あるときは、これらの国々が協同して、域内の移動の手段を確保するために共同の航空会社と海運会社を設立したが、結局はうまくいかない。

これにたいして、資金供給を合理的な方法と経路によって提供しなければならない。このとき、原則的には、特定国の影響をさけるためにも、国際機関などの経路を通すことが、あるいはベターであるかもしだれない。たまたま、一九八四年には、この地域のパヌアツにアジア開発銀行と ESCAP がリージョナル・オフィスを開設した。これらの機能の活用はもつとあってよいし、あるいはこれらの機関のなかで、全体の業務からすれば、これら諸国への資金供給などがバランス上問題があるとすれば、特定の勘定などをもうけるなどして対応することはできるであろう。また、常に留意しなければならないことは、ひとつは、この国についてだけの対応では不十分であつて、これら地域内の島嶼国家群の全体にかかる問題として、できるだけ対応することが、これらの諸国にとっても、これら以外の諸国にとっても利益のあることであると思われる。

また、これらと同時に、ここには、政策の決定について、ひとつは、この国だけによる単独の政策決定がどこまで現実的に合理性があるのである

かという問題も内在しており、いわゆる政策決定主体の複数・複合化の問題も存在しているのである。

この報告にたいして、討論者の藤井隆教授（名古屋大学）のコメントはきわめて刺激的であった。また、フロアーから斎藤優教授（中央大学）のコメントは、この問題を展開していくためにきわめて示唆的であった。われらの重厚なコメントに心から感謝したい。これらのコメントの一部は、このなかに若干とりいれさせていただいた。めぐらん、それにもかかわらず、この論文のすべての責任は、私のものである。

いれにかかる私の他の報告の若干は、次のものがある。

「太平洋と地域社会」、「地域研究」昭和五十七年六月。

『南太平洋と鹿児島』（KCIE研究報告No.3）鹿児島国際経済研究会、昭和五十九年三月。

「バヌアツの経済」、「地域研究」昭和五十九年六月。

「ニューカレドニアの政治経済」（南太平洋シリーズ No.49）日本・南太平洋経済交流協会、昭和六十年四月。

“Pacific Development” presented by Ninth Pacific Regional Science Conference, 12th-16th August, 1985, Molokai, U.S.A.

沖縄県の失業と賃金構造について

—労働供給関数によるアプローチ—

本田 重美
（青山学院大学）

特徴を持たせた場合、導出された全国平均の失業構造が、沖縄県の姿にどれ程接近するかを検討することにする。

II 失業構造の問題点

沖縄県は、しばしば、失業社会あるいは雇用砂漠などと言われる(1)。完全失業率は、他県と比較して、際立つて高くなつておられる日々の生活にも苦しむ困難な状況下にある失業者も少なくない。しかし、失業が家計に与える影響は、その失業率の高さに比べると、比較的深刻でない、と言われることもある。それは失業者が若年層に集中的に多いためで、失業者に占める世帯主の割合は、昭和五十五年で二二%にすぎず、全国平均の三七%よりかなり低い。また、雇用保険や生活保護に依存した失業者も少なくない(2)。

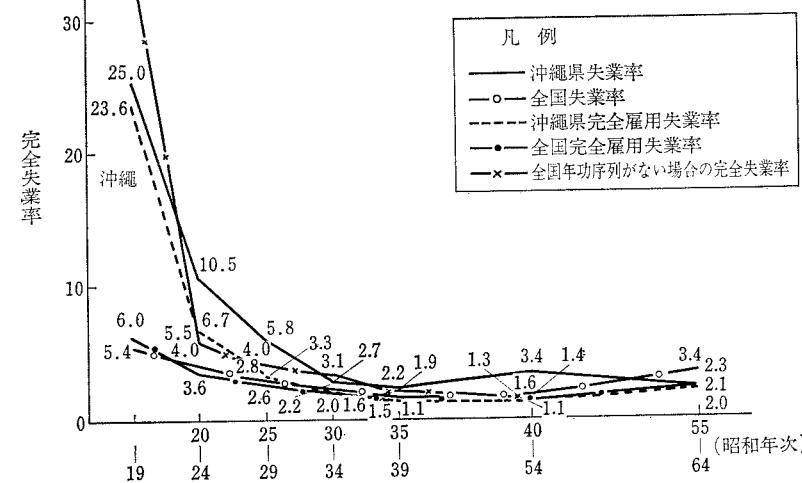
本研究では、このような沖縄県特有の失業問題に、政策論的に対処すべく、計量経済学の手法を用いて分析を試みるものである。主要内容は次の二段階からなる。即ち、第一段階では、沖縄のいわゆる「完全雇用失業率」を導出し、年齢階層別に全国値と比較する。そして、この比較を通して、沖縄県の失業問題を解決する重要な手段を思われる有効需要拡大策の効果と限界について考察する。

第二段階は、沖縄県の失業における構造的問題を考える一つの試みとして、全国値から求めた労働供給関数に沖縄県の雇用における

III UV分析による検討

いわゆるUV分析における失業率曲線の未充足求人数の代理変数

図1 完全失業率と完全雇用失業率(昭和57年)



として、吉田・遠藤[6]と同様に、有効求人倍率を用いることにしよう。表1(報告書参照)、表2(省略)は、グジャラティ[1]の特定化したがって、年齢階層別失業率曲線を推定した結果である。

各年齢階層別有効求人倍率が1となった場合、求職数に対応した求人数は確保されているという意味で、職種や賃金に条件を付けない限り職はあるために、この時発生する失業は自発的である、といふことがわかる。したがって、労働需要低迷による失業を改善する方策として、有効需要拡大策をとった場合、有効求人倍率1に対応した完全失業率、即ち、完全雇用失業率が当面の政策目標となる。

沖縄県と全国の算出した完全雇用失業率を図1に完全失業率と共に示すと、労働需要の改善によって達成される年齢階層別失業構造が把握される。沖縄県の完全雇用失業率は、三十歳以上では、全国の値ときわめて近接していることがわかる。しかし、若年層では、完全雇用失業率においても大きな乖離がある。したがって、沖縄県の失業構造の特徴である若年層の高い失業率は、労働需要創出策のみで改善されることはないと想定される。そこで、次に、賃金構造の面から失業を再検討することにしよう。

四 生涯賃金による検討

終身雇用の賃金的表現である年功序列的賃金構造の下では、入職から退職までの賃金を考慮した労働供給関数によって労働者は行動すると考えられる。そこで、現時点からT年後の停年退職までの所得と余暇時間による効用を考え、そこに次ののような仮定を置く。即

①各時点での効用は、時間に関して同一関数型であるとする。

②各時点での効用は、強く加法的であるとする。③今期から、将来の所得と余暇時間を見通す時、予想される各期の余暇時間は常に一定であると考える。④時間選好率は割引率に等しいとする。

この時、個人の効用を極大化することは、次の問題を解くことである。

$$\max_{L, Y(t)} G = G \{ f(L) \sum_{t=0}^T (1+\rho)^{-t} + \sum_{t=0}^T g[Y(t)](1+\rho)^{-t} \} \quad (1)$$

$$\text{s.t. } \sum_{t=0}^T Y(t)(1+\rho)^{-t} = (L^* - L) \sum_{t=0}^T W(t)(1+\rho)^{-t} \quad (2)$$

ここで、 L は予想余暇時間、 Y は各期の予想所得、 L^* は各期の利用可能総時間、 W は各期の賃金率、 ρ は割引率である。 G を一次関数とすれば、その解は、

$$G_Y = \left[f(L) \sum_{t=0}^T (1+\rho)^{-t} + \sum_{t=0}^T T_w Y(t)(1+\rho)^{-t} \right] \quad (3)$$

$$= T_w * \left[L^* - L \right] \sum_{t=0}^T (1+\rho)^{-t} W(t) / \sum_{t=0}^T (1+\rho)^{-t}$$

となる。したがって、 $W^* = \frac{T_w}{L^*} (1+\rho)^{-t} W(t) / \sum_{t=0}^T (1+\rho)^{-t}$ 、すなれば、労働時間 N は、 $N = L^* - L$ の下だ

$$N^* = F(W^*) \quad (4)$$

と表わせる。ここで、 W^* は各期の賃金率 W を、 $(1+\rho)^{-t} \sum_{t=0}^T (1+\rho)^{-t}$ をウェイトに、本期から退職期 T まで、加重平均したもので、生涯

賃金と呼ぶこととする。

(4)式は退職までの賃金を考慮した個人の労働供給関数であるが、これを各個人について合計することにより、市場の労働供給関数、 $M_S = \sum_i N^*_i = \phi(W^*)$ 、が求まる。

五 實証的結果

サンプルを昭和四十八年から昭和五十七年の年次データとし、割引率を市中銀行一ヶ月定期預金金利の過去十年の平均値6・3%とすると、表3のような推定結果を得ることができる。なお、データとしては、労働に関する労働力調査、賃金は賃金構造基本調査を用いた。

これらの関数より、現状とは異なって、年齢による昇給がない場合の労働供給行動を推計することができる。昭和五十七年の実績データについて、労働力率を与件として、労働者が認識する賃金が変化する場合を考える。即ち、賃金が今後停年まで年齢の上昇と共に変動が予想される時、労働供給量は、(4)式に示したように、各期の賃金率を加重平均した生涯賃金の関数として表わされる。しかし、今後、賃金が変動しない、と予想されるならば、労働供給量は本期の賃金の関数となる。

これより、沖縄県の雇用問題を全国平均の姿との比較で検討してみよう。もし、全国平均の賃金構造で、現在ある終身雇用的労働慣行が崩壊し、年齢による賃金変動の確実な予想がなくなった場合、経済主体が感じたる賃金水準は、 W^* ではなく W となる。この研究の一次的接近として、需要側を無視して、労働供給量の変化が就業者

表3 全国年齢階層別労働供給関数

年齢階層	定 数	$\ln W^*$	$\ln P$	TIME	
15~19歳	-20.661	0.66647 (0.516)	3.7243 (0.414)	-0.052464 (0.00659)	Sample 49-57 $R^2=0.978$ $s=0.0148$ $d=2.54$
20~24	-1.5174	0.039855 (0.136)	1.1362 (0.0508)		Sample 50-57 $R^2=0.996$ $s=0.00425$ $d=1.53$
25~29	0.084923	0.075478 (0.0503)	0.87509 (0.0306)		Sample 48-57 $R^2=0.985$ $s=0.0113$ $d=1.49$
30~34	-2.4299	0.35333 (0.207)	1.0151 (0.0659)		Sample 51-57 $R^2=0.998$ $s=0.00625$ $d=1.21$
35~39	-2.0275	0.15556 (0.0759)	1.1295 (0.0857)		Sample 49-57 $R^2=0.983$ $s=0.00662$ $d=1.61$
40~54	-1.8252	0.025232 (0.0510)	1.1854 (0.0400)		Sample 51-57 $R^2=0.9989$ $s=0.00280$ $d=1.60$

() 内は標準偏差。
TIME: 昭和年次。

の増減であると仮定すれば、完全失業率が算出される。この値を図1の完全失業率のグラフに重ねて図示すれば、年功序列賃金がない場合の全国失業率は、十九歳以下で三四・七%もの高い値となり、沖縄県の失業構造ときわめて似た姿となることがわかる。

六 むすび

本研究では、沖縄県の失業構造の特性と問題点を明らかにした上で、労働需要拡大策の年齢別失業率に与える効果と限界を論じた。さらに、全国の賃金構造において、年功序列的な特性が崩壊した場合、全国の失業構造は沖縄の姿にきわめて接近することを示した。

沖縄県の失業問題を解決するには、有効需要創出策により失業率の全体的引き下げと同時に、企業経営の安定化により、終身雇用制度とその賃金的姿である年功序列賃金体系の確立が必要であると考えられる。

(1) 沖縄タイムス『あすへの選択』上巻、一九七九年、四四~五二頁。

- [2] 沖縄県の生活保護率は、昭和五十六年で、千人当たり二八・四人である。これは福岡県に次いで高い。嘉数・今村他『概説沖縄の労働経済』(財)沖縄労働経済研究所、一九八三年、1156~19頁参照。
- [3] 詳しくは、矢島・本田他『産業振興と有機的な雇用対策のあり方に関する調査報告書』三義総合研究所、一九八五年、参照。
- 参考文献
- [1] Gujarati, D., "The Behaviour of Unemployment and Unfilled Vacancies: Great Britain, 1958-1971," *E. J.* 82, (1972): 195-204.
- [2] Heckman, J. J., "Life-Cycle Consumption and Labour Supply: An Explanation of the Relationship between Income and Consumption over the Life-Cycle," *A. E. R.* 64, (1974): 188-94.
- [3] Heckman, J. J. and MacCurdy, T. E., "A Life Cycle Model of Female Labor Supply," *R. E. Studies* 47, (1980): 47-74.
- [4] 本田重美「賃金構造から見た運輸・通信業の若年労働者不足の原因について」『港湾労働経済研究』九号、(財)港湾労働経済研究所、一九八五年、一九~三五頁。
- [5] 本田重美「労働供給関数による年齢別失業率の検討」『国際政経論集』二号、青山学院大学、一九八五年、八三~101頁。
- [6] 田中・遠藤「石油危機以降の失業構造の変化」『季刊現代経済』五一号、日経新聞、一九八一年、三五~四七頁。